

鴨川市国土強靭化地域計画

令和3年2月

鴨川市

目次

第1章 総論	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 本市の地域特性.....	2
3 目指すべき姿.....	11
4 計画の位置づけ及び構成.....	11
5 基本目標.....	13
6 事前に備えるべき目標.....	13
第2章 脆弱性評価の結果	14
1 想定する災害.....	14
2 「起きてはならない最悪の事態」の設定.....	18
3 施策分野の決定.....	20
4 評価の実施基準.....	21
5 脆弱性評価結果.....	22
第3章 強靭化の推進方針	23
1 プログラムごとの推進方針.....	23
2 施策分野ごとの推進方針.....	37
第4章 計画の推進と進捗管理	58
1 施策の重点化.....	58
2 進捗状況の把握.....	59
3 計画の見直し.....	59
(別記1) プログラムごとの脆弱性評価結果.....	60
(別記2) 施策分野ごとの脆弱性評価結果.....	78
【用語解説】	86

第1章 総論

1 計画策定の趣旨

本市においては平成23年3月11日に発生した東日本大震災、近年では令和元年に発生した房総半島台風、東日本台風及び10月25日の大雨などの大規模自然災害によって、様々な被害が引き起こされています。これら近年の激甚化・頻発化する災害に対し、過去の災害から得られた教訓、知見、課題等を踏まえ、本市を取り巻く社会情勢の変化に即した施策を計画的に進めて行くことが必要不可欠です。

国においては、平成25年12月11日に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」（以下「基本法」という。）が制定され、平成26年6月には基本法第10条の規定に基づき「国土強靭化基本計画」が策定されるなど、激甚化する大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靭な国づくりに向け、国土強靭化に関する施策の総合的・計画的な推進を目指すことが示されています。

千葉県においても、国による「国土強靭化基本計画」を踏まえ、平成29年1月に「千葉県国土強靭化地域計画」を策定しています。

本市においても、基本法第13条に基づく国土強靭化地域計画として、国の「国土強靭化基本計画」、県の「千葉県国土強靭化地域計画」と調和を図りながら、今後発生が予想される巨大地震や台風、集中豪雨等の大規模自然災害に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施するための鴨川市国土強靭化地域計画を策定するものです。

2 本市の地域特性

(1) 自然特性

ア 地勢

(ア) 位置

本市は、千葉県の房総半島南東部に位置し、南側は太平洋に面しているほか、西側は南房総市及び鋸南町、北側は富津市、君津市及び大多喜町、東側は勝浦市と接しています。

南北約18km、東西約26kmの広がりを持ち、面積は191.14km²で、千葉県全体(5,157.64km²)の3.7%を占めており、東京都までは約70km、千葉市までは約55kmの距離にあります。千葉市へは時間距離にして、JR外房線で2時間弱の位置にあります。



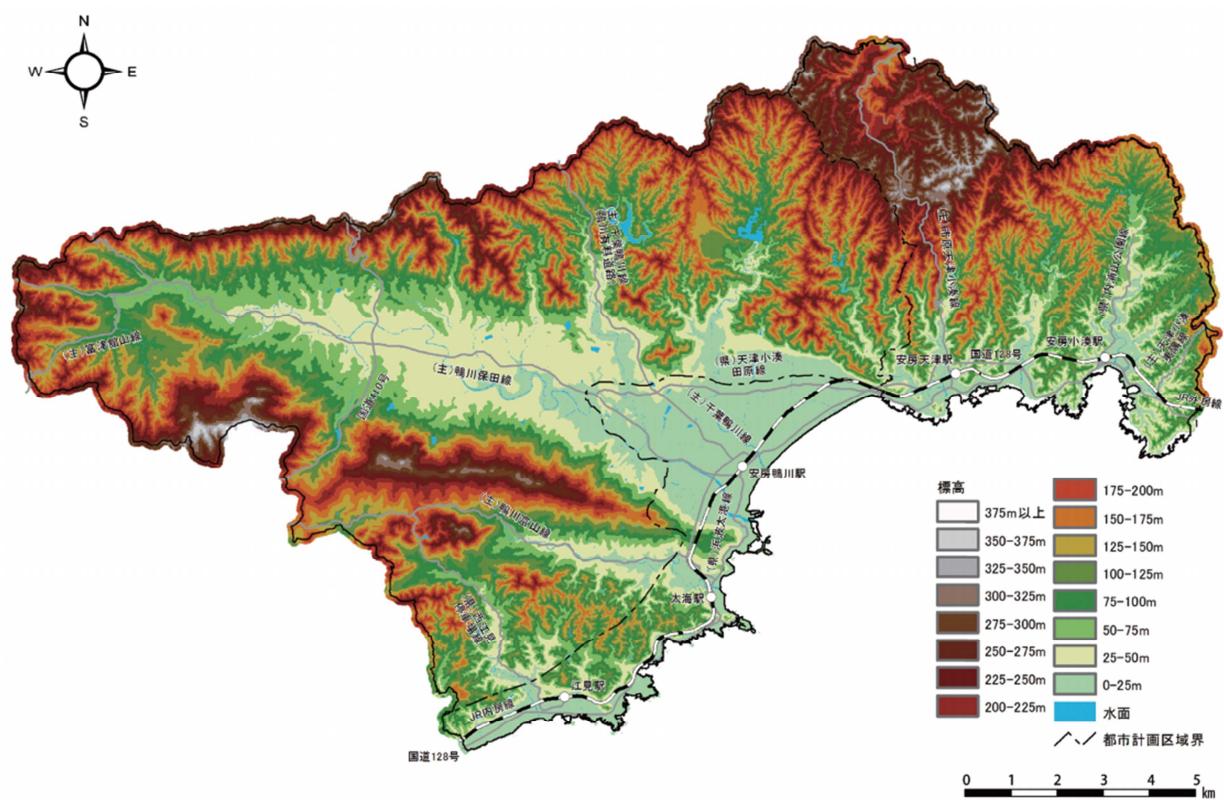
第2次鴨川市総合計画

(イ) 地形

地勢は全般的に平坦地が少なく、幾多の丘陵起伏に富み、西の南房総市との境に愛宕山(408.1m)、北部から東部に連なる清澄山系は標高300m前後と低い割に急峻な山が多く、いたる所に渓谷が見られ、市町境となっています。市の中部には千葉県最高峰の嶺岡山系があり、この間に北西部の丘陵地帯より東南に細長く緩い傾斜をみて低地部が海岸に達して、米どころとして知られる長狭平野となっています。その平野が太平洋に面した地域に市街地が形成されています。

また、南部海岸線は無霜地帯として知られており、早出し花卉が盛んであるとともに起伏に富んだ小島、岩礁が多く、その眺望は絶景として知られています。

【地形図】



資料：国土数値情報（国土交通省）より作成

出典：鴨川市都市計画マスタープラン p9

(ウ) 河川

流域が狭く、規模の小さい河川が蛇行しており、勾配も比較的急峻になっています。主要河川は東流して太平洋に注ぎ、上流部は砂防指定地となっており、砂防工事が行われ、中下流は局部改良工事が行われています。上流域は耕地率が低く、水田酪農地帯として知られています。

河川名	水系	流路延長	流域面積	水源地	流末地
洲貝川	洲貝川	3.7	8.5	鴨川市畠	鴨川市江見内遠野 (太平洋流出点)
曾呂川	曾呂川	5.4	14.2	鴨川市上	鴨川市太海 (〃)
加茂川	加茂川	22.3	82.0	鴨川市金束	鴨川市貝渚 (〃)
加茂川支流金山川	"	11.1	14.0	鴨川市打墨	鴨川市太尾 (加茂川合流点)
加茂川支流銘川	"	3.1	5.0	鴨川市北小町	鴨川市押切 (〃)
加茂川支流川音川	"	1.8	5.3	鴨川市成川	鴨川市仲 (〃)
待崎川	待崎川	2.4	19.4	鴨川市和泉	鴨川市広場 (太平洋流出点)
二タ間川	二タ間川	5.7	7.4	鴨川市清澄	鴨川市天津 (〃)
二タ間川支流袋倉川	"	7.2	9.4	鴨川市東町	鴨川市浜荻 (二タ間川合流点)
神明川	神明川	1.5	3.8	鴨川市天津	鴨川市天津 (太平洋流出点)
大風沢川	大風沢川	7.7	11.9	鴨川市内浦	鴨川市内浦 (〃)
開戸川	開戸川	1.2	2.3	鴨川市内浦	鴨川市内浦 (〃)
(準)夜長川	夜長川	2.4	2.1	鴨川市西町	鴨川市東町 (〃)
(準)下沢川	待崎川	2.9	1.7	鴨川市和泉	鴨川市広場 (待崎川合流点)
(準)上待崎川	"	7.0	1.5	鴨川市和泉	鴨川市花房 (〃)
(準)天津岩井川	天津岩井川	0.2	0.4	鴨川市天津	鴨川市天津 (第3種天津漁港)
(準)横手川	大風沢川	1.1	0.6	鴨川市内浦	鴨川市内浦 (大風沢川合流出点)

(準)は準用河川

出典：市統計書

(エ) 湖沼

本市には本来の湖はなく、ダム湖のみ存在していますが、流域面積が狭いため流量も少なく、一旦放流するとなかなか満水になりません。他には小規模な農業用ため池が点在しています。

(オ) 海岸

太平洋に面した31kmに及ぶ海岸線は自然の美しさの反面、津波、高潮による被害を受ける恐れがあります。

イ 地質

地質は、第三紀、第四紀の堆積岩や変成岩が分布しています。南部の山地は、嶺岡層群、保田層群、安房層群からなり、嶺岡山系を中心に玄武岩や蛇紋岩が、また、海岸部では変成岩も見られます。この嶺岡山系の蛇紋岩等は風化が進み、地すべりが発生しやすい性質をもっています。北部の山地は、三浦層群と上総層群からなっています。この三浦層群と上総層群の間には激しい地殻変動の名残と考えられる不整合が存在し、この不整合の直上に沖積層が発達しており、さらに沖積層の上には多くの地域で埋立層が認められています。いずれの地層の岩石も風化が早いため、非常にやすく、海岸や道路沿いの崖などのように露出している岩盤は、崩壊の危険が高いと言えます。特に市北部の上総丘陵は斜面が崩れ落ちるタイプの「崖くずれ」が、南部から西部の嶺岡山地周辺は「地すべり」が起こりやすくなっています。

ウ 気候

本市は、海洋性の特質を帶び一般に温暖湿潤であり、冬は最も寒い2月でも海岸では降霜がなく最低気温も氷点下に下がることは稀で、積雪日数もほとんどありません。

年間降水量は平成30年で年間1,874mmと県北部に比較して多くなっています。これは標高300m程度の山地の影響で、風向が山地に直交時は地形性降雨を伴うため、風上側の山地斜面では降水量が多くなるためです。降雨量の季節的变化を見ると、秋に多く、春・夏がこれに次ぎ冬は最も少なくなっています。秋は台風、夏は梅雨等の影響によるもので、特に台風は短期的に激しい雨を伴い、大雨をもたらすことが多くなっています。

風に関しては、春から夏にかけて南西風に、秋から冬にかけては北西風に支配されることが多いっています。冬の季節風、台風、低気圧又は寒冷前線の接近、通過の際には強風の吹くことが多く、特に台風接近時には暴風を伴うため、大雨、強風ともに厳重な警戒が必要となります。過去の水害履歴を見ても、台風の通過に伴う大雨によるものが多くなっています。

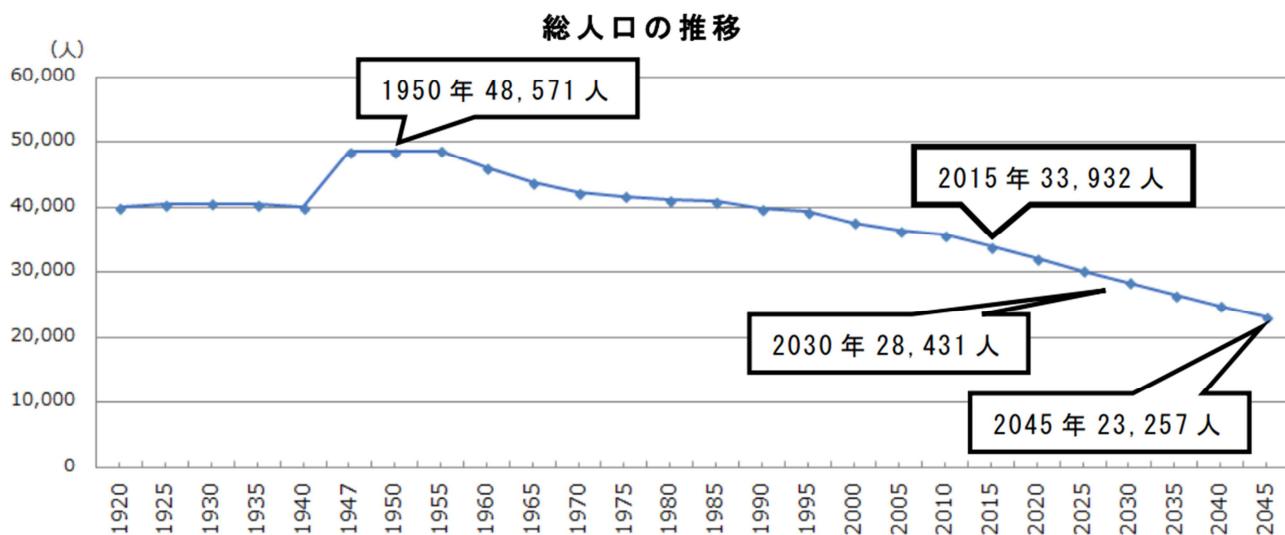
(2) 社会・経済特性

ア 人口等

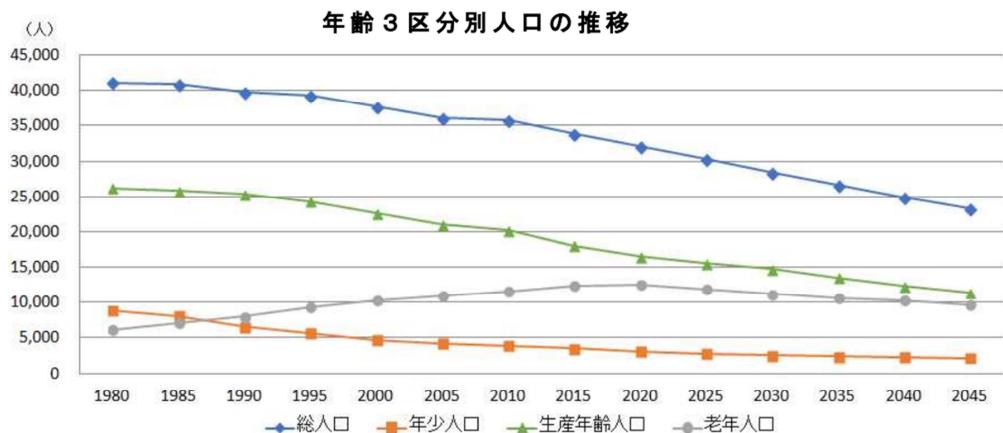
本市の人口は、戦後急増し、1950年代半ばから減少に転じました。その後、1970年代以降減少のペースが比較的緩やかになったものの、1980年代半ばに入ると再び加速し、現在に至っています。今後もこの流れは続くと推定されています。

年齢3区分別人口を見ると、生産年齢人口と年少人口は1980年以降一貫して減少しており、その一方老人人口は増加を続けています。1990年には老人人口が年少人口を上回り、以後その差が広がり続けています。

高齢者人口割合が高くなり、また人口全体も減少することで、災害発生時の共助による減災効果や災害からの早期の復旧復興が難しくなる懸念があることからも、ソフト的な対策も含めた総合的な防災対策に取り組むことが必要です。



出典：鴨川市人口ビジョン（改訂版）



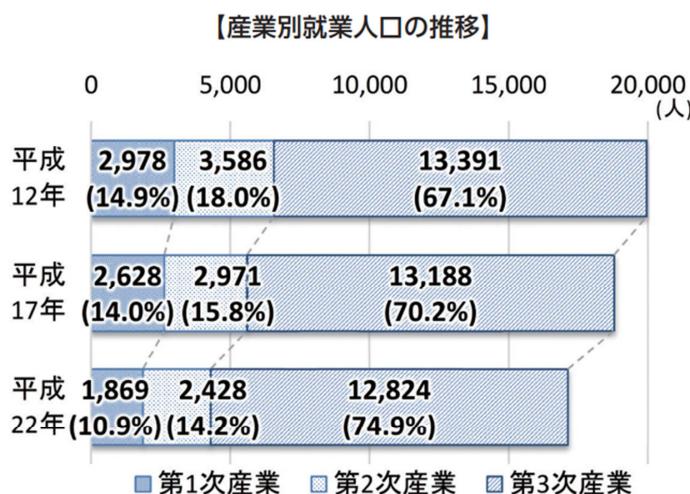
出典：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

出典：鴨川市人口ビジョン（改訂版）

イ 産業・経済

人口減少が進む中、本市の就業人口も減少傾向にあります。全国平均と比較して、農業や漁業など第1次産業の就業割合が高い一方で、製造業など第2次産業の就業割合が低くなっています。県内有数の観光地であり、また多くの医療・福祉施設を有している本市の特徴から、第3次産業の就業割合が7割を超えており、その中でも宿泊・飲食サービス業や医療・福祉への就業割合は全国平均を大きく上回っています。

産業別就業人口の推移を見ると、第1、2次産業の割合が減少し、産業構造が変化していることがうかがえます。第1次産業就業者数の減少に伴う耕作放棄地の管理問題への対処など、変化に合わせた対応が求められています。



資料：国勢調査

出典：鴨川市都市計画マスタープラン

ウ 土地利用

本市の土地利用状況をみると、行政区域全体では、平成23年度時点で農地や山林、水面、その他の自然地で構成される「自然的土地利用*」が約9割を占め、それ以外の住宅用地、商業用地、工業用地、運輸施設用地、公共公益用地、オープンスペース、その他の空地、交通用地で構成される「都市的土地利用*」は1割弱となっています。

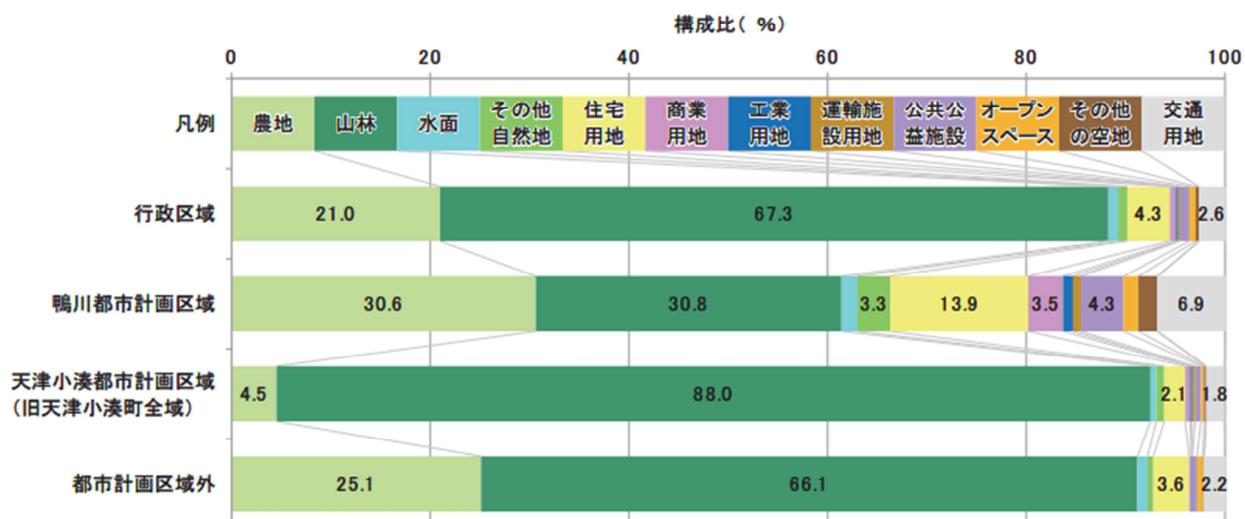
都市計画区域別にみると、鴨川都市計画区域では山林と農地がそれぞれ約3割を占めており、全体の約7割が自然的土地利用となっています。

旧天津小湊町の全域に指定されている天津小湊都市計画区域は、広大な山間地を含むことから、山林が約9割を占めており、沿岸部を中心に広がる都市的土地利用は非常に少なくなっています。また、都市計画区域外についても、自然的土地利用が9割以上を占めています。

このように市域の大半が自然的土地利用で占められており、その適正管理を行うことで自然災害による被害の軽減を図る必要があると言えます。

※ 「その他自然地」 ...砂浜、岩礁、河川敷など
「公共公益用地」 ...公共施設用地、小中学校、医療・福祉施設など
「オープンスペース」 ...公園緑地、ゴルフ場など
「その他の空地」 ...駐車場、資材置場、造成用地など
「交通用地」 ...道路用地、鉄道用地など

【土地利用の構成割合】



資料：都市計画基礎調査（平成23年度）

出典：鴨川市都市計画マスタートップラン

工 交通

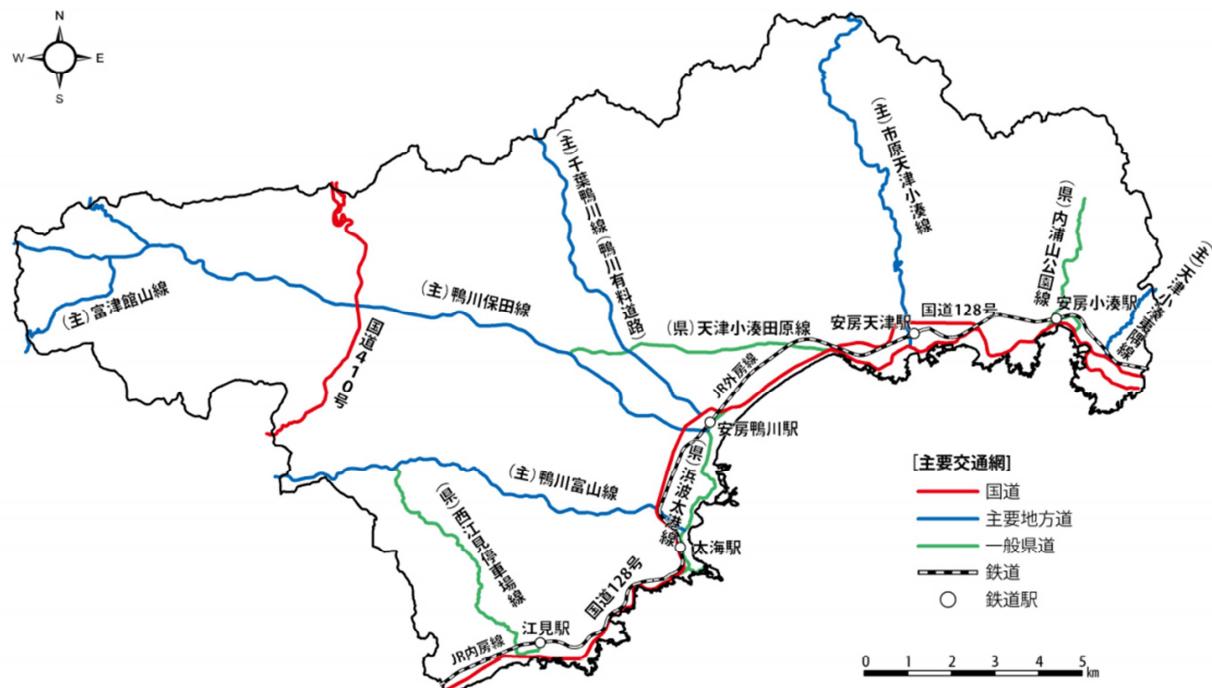
本市の主要な幹線道路として、沿岸部を国道 128 号が横断し、市西部を国道 410 号が縦断しています。また、本市と周辺市町を結ぶ幹線道路として主要地方道 6 路線、一般県道 4 路線が整備されています。

鉄道は、沿岸部をJR外房線及びJR内房線が運行し、市内に5つの鉄道駅を有しています。そのうち安房鴨川駅は両路線の結節点として重要な位置にあります。

令和2年時点では、市内のバス交通はコミュニティバスが3路線、民間バス路線が6路線、本市と東京・千葉間を結ぶ高速バスが4路線整備されています。

それぞれの交通手段において発災後も必要最低限の機能は維持されるよう、事業者と連携し、平時から適切な管理を行うことが重要と考えられます。

【主要交通網の状況】

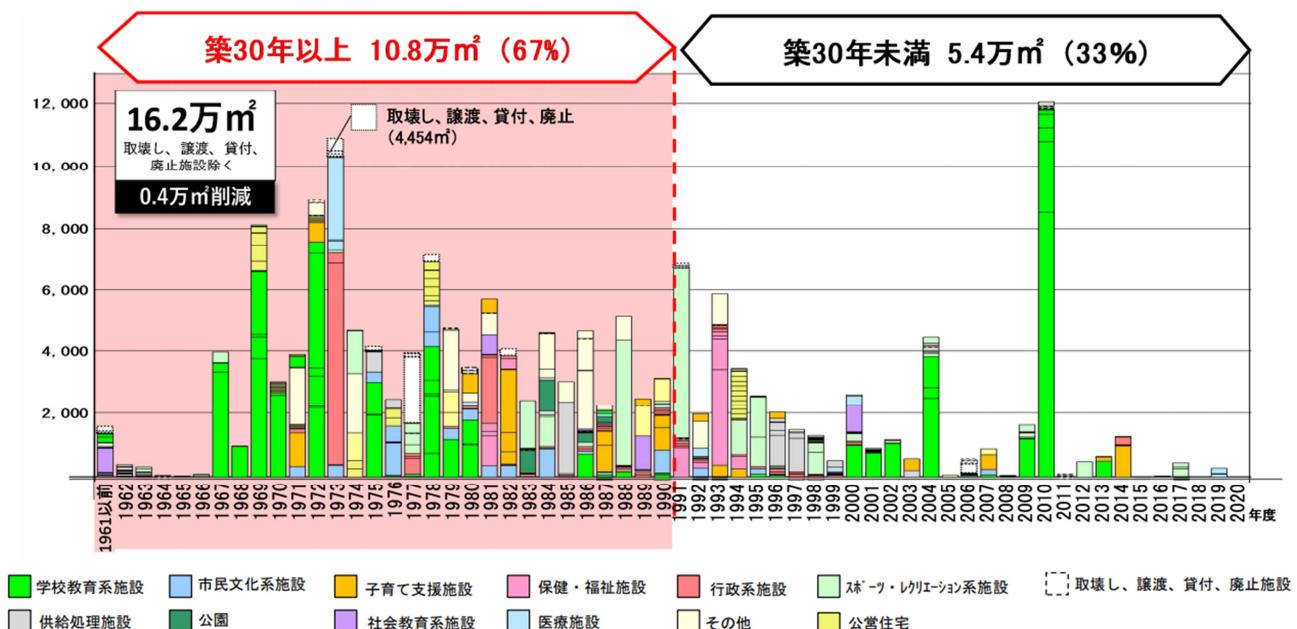


出典：鴨川市都市計画マスタープラン

オ 公共施設の状況

本市の公共建築物は206施設にのぼり、その総延床面積の67%が建築後30年以上を経過しており、今後は老朽化がますます進行していきます。道路等のインフラ系施設を含めるとさらに膨大であり、今後は、施設の更新・建替えや改修の費用の増大が懸念されます。これらは市民の生活に欠かせない施設であり、安全・安心な生活を送るために適切に管理が行われていく必要があります。また、学校施設などの地域住民にとって身近な施設は、災害時には避難所として利用されるなど、地域の防災拠点としても重要な役割を担っており、防災拠点としての機能の強化を図っていく必要があります。

鴨川市の公共施設の建築年別延床面積



資料：鴨川市公共施設等個別施設計画

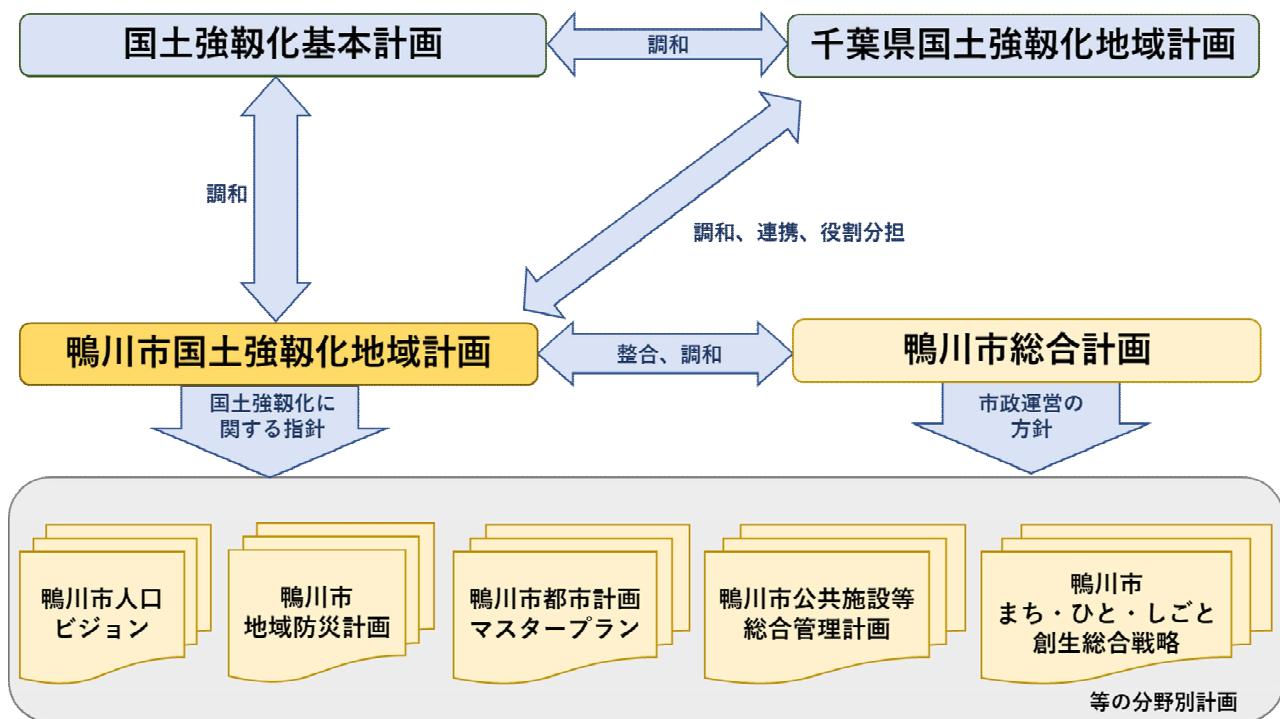
3 目指すべき姿

本計画に基づき、今後発生する大規模自然災害から市民の生命・身体・財産等を守り、地域社会の重要な機能を維持し、発災後の迅速な復旧復興を可能にすることに加え、交通、産業、ライフライン、食料供給など幅広い分野の強靭化を推進することにより本市の持続的な発展を促進していきます。

4 計画の位置づけ及び構成

(1) 計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条に基づく、国土強靭化地域計画（以下「地域計画」という。）であり、国土強靭化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国土強靭化に関して、本計画以外の本市の計画等の防災上の指針となるべきものとして策定するものです。なお、本計画は国が定める国土強靭化基本計画（以下「基本計画」という。）と千葉県が定める千葉県国土強靭化地域計画（以下「県地域計画」という。）と調和を図るものとします。



(2) 計画の構成

本計画は、以下のプロセスを経て、強靭化の目標や方向性を示し、重点的に取り組むプログラム*を選定することとします。

*「起きてはならない最悪の事態」を回避するための全庁横断的な施策のまとめ

第1章 総論

- 1 計画策定の趣旨
- 2 本市の地域特性 ⇒ 本市の自然特性、社会・経済特性について整理
- 3 目指すべき姿
- 4 計画の位置づけ及び構成
- 5 基本目標 ⇒ 国、県に倣い4つの基本目標を設定
- 6 事前に備えるべき目標 ⇒ 国、県に倣い8つの事前に備えるべき目標を設定



第2章 総論

- 1 想定する災害
- 2 「起きてはならない最悪の事態」の設定 ⇒ 37の起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を設定
- 3 施策分野の決定 ⇒ 10の個別施策分野、5の横断的分野を設定
- 4 評価の実施手順
- 5 脆弱性評価結果

（別記1）プログラムごとの脆弱性評価

「起きてはならない最悪の事態」を回避する観点から、現状の施策の脆弱性を分析・評価。

（別記2）施策分野ごとの脆弱性評価

15の施策分野ごとに現状の施策の脆弱性を分析・評価



第3章 強靭化の推進方針

- 1 プログラムごとの推進方針
 - 2 施策分野ごとの推進方針
- ⇒プログラムごとの脆弱性評価に基づいて、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために、今後必要となる施策を検討。
また、15の施策分野についても、今後必要となる施策を推進方針として整理。
⇒進捗管理のため、推進する施策のうち設定可能なものに対しては重要業績指標（KPI）を設定。



第4章 計画の推進と進捗管理

- ⇒プログラムについて、市の現状や想定されるリスクを踏まえ、優先的に取り組むべき重点化プログラムを選定するとともに、計画の着実な推進に向けて、進捗管理や計画の見直しについて提示。

5 基本目標

基本法第14条において、地域計画は「国土強靭化基本計画との調和が保たれたものでなければならぬ」と規定されていることを踏まえ、本市の地域計画の策定に当たっては、基本計画、県地域計画の基本目標を踏襲し、以下の4つを基本目標として、強靭化を推進することとします。

いかなる大規模自然災害が発生しようとも、

- I. 人命の保護が最大限図られること
- II. 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
- III. 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- IV. 迅速な復旧復興

6 事前に備えるべき目標

前節にて設定した4つの基本目標を基に、大規模自然災害の発生を想定し、平時から取り組むべき具体的目標として次の8つの「事前に備えるべき目標」を設定します。

- 1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- 2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）
- 3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- 4. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
- 5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
- 6. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- 7. 制御不能な二次災害を発生させない
- 8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

第2章 脆弱性評価の結果

1 想定する災害

(1) 地震

(ア) 想定地震

鴨川市地域防災計画においては、計画の前提として、元禄地震を想定地震としています。また、発生時期としては「多くの市民が自宅にいる季節時刻」として冬季の午前5時、「観光客が多くいる季節時刻」として夏季の正午の二つの想定がなされています。

また、中央防災会議の「首都直下地震の被害想定と対策について(最終報告)」(平成25年12月)では、フィリピン海プレート内に一律に震源を想定した場合に、本市内においても震度7となる震度分布図が示されています。しかし、その範囲が本市内のごく一部に限られること、本計画については、特定の地震動への対応を想定したものでないことから、本市において発生しうる地震として把握・認識しつつも、これまでの防災・減災対策の方向性に大きく影響するものではないと判断しています。

(イ) 被害予測結果

建物被害予測

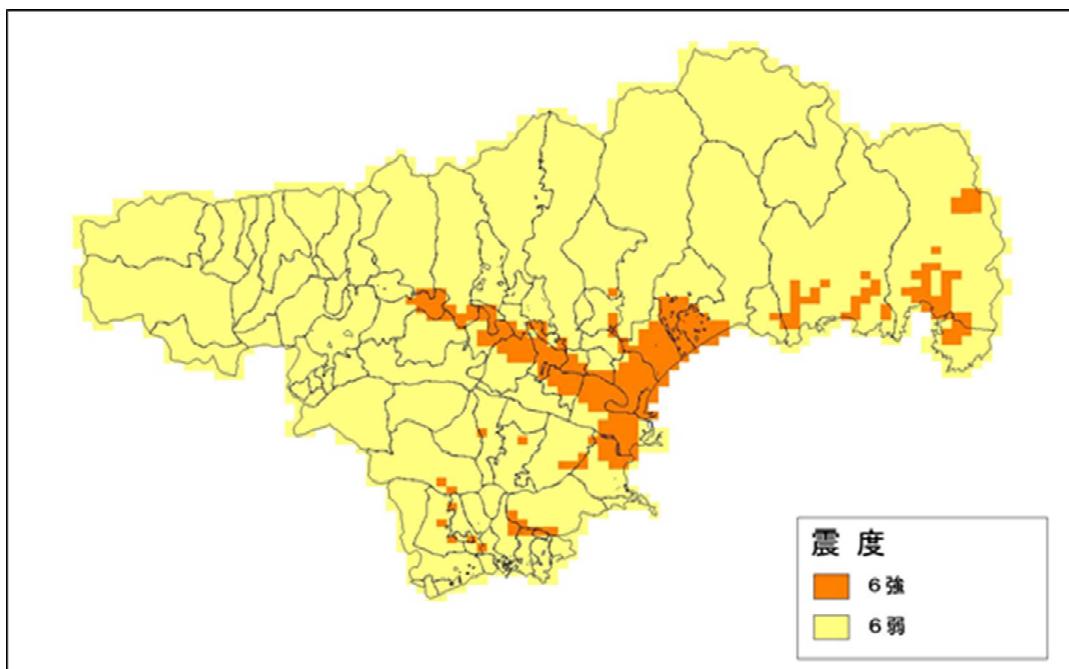
被害種別	建物棟数	地震による被害（住家）		
		木造	RC造	鉄骨造
総数	18,081棟	17,078棟	232棟	771棟
全壊棟数	3,159棟	3,093棟	14棟	54棟
半壊棟数	4,202棟	4,058棟	27棟	119棟

人的被害予測

想定発災時期・時刻	死者	重傷者	軽傷者
冬季午前5時	149人	45人	183人
夏季正午	243人	74人	298人

(ウ) 震度分布

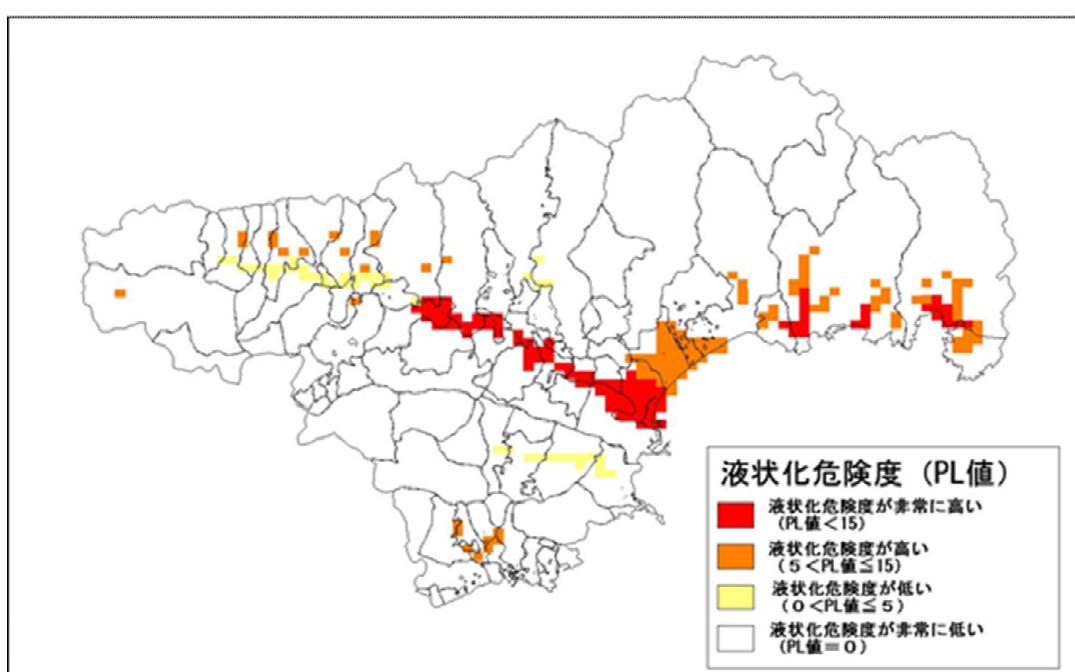
加茂川沿いの低地や海岸付近の低地で震度6強、それ以外の地域で震度6弱が予想され、本市全域で震度6弱以上となるものと予想されています。



出典：地域防災計画総則編

(エ) 液状化

加茂川沿いの低地、海岸部及び河口部での液状化の危険性がやや高くなると予想されています。

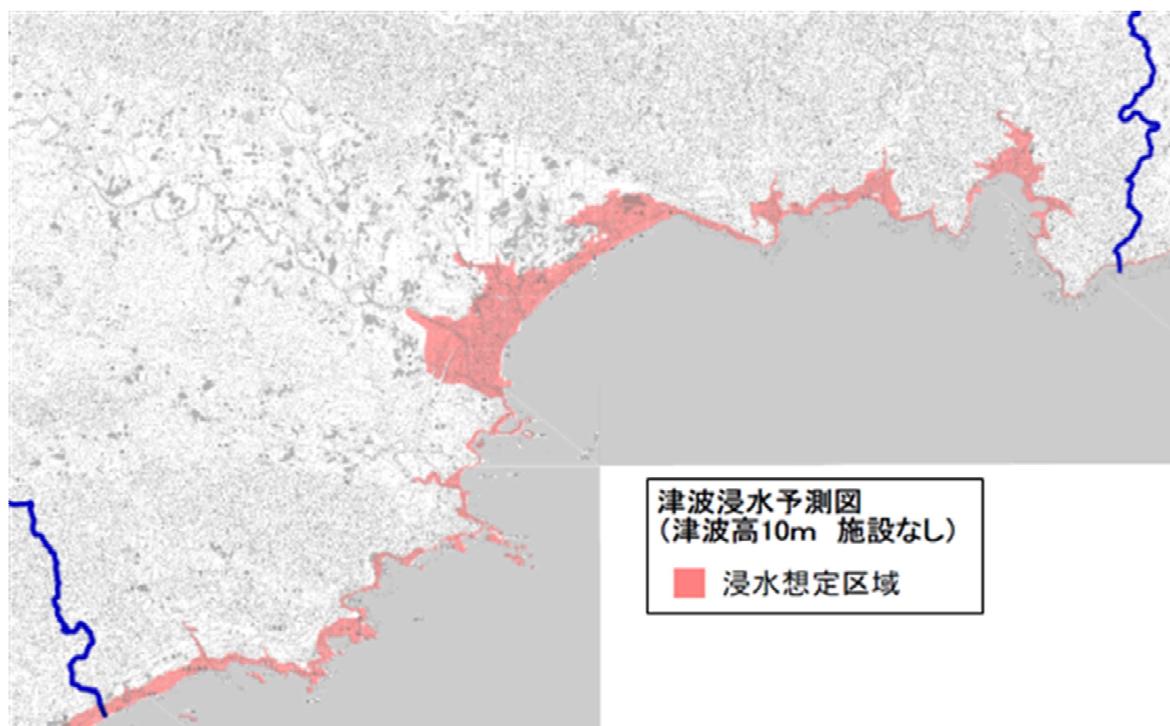


出典：地域防災計画総則編

(2) 津波

本市における過去の津波実績では、元禄地震の8mの津波が最大ですが、東日本大震災を踏まえると、それを上回る津波に備える必要があると考えられ、本市では千葉県による津波浸水予測図(平成23年度)の津波高10mを想定最大津波としています。

上記の津波浸水予想区域に含まれる建物数(住家)は、約3,000棟であり、概ね7,000人を被災人口と想定しています。観光客や要支援者等対応を含め、ハード・ソフトを効果的に織り交ぜた包括的な津波対策を検討する必要があります。



出典：地域防災計画総則編

(3) 風水害

千葉県が想定、作成した浸水想定区域図(加茂川)を前提とします。最大規模の浸水想定では加茂川の両岸において、3m以上の浸水が予想されており、特に下流においては市街地が広く浸水する可能性があります。また、近年の温暖化に伴って頻発する大雨により、水路での局所的な氾濫・浸水、台風による電柱や家屋の倒壊等、さらには局所的な土砂災害の発生が想定されます。



出典：加茂川浸水想定区域図（千葉県）

2 「起きてはならない最悪の事態」の設定

脆弱性評価は、基本法第17条第3項により、最悪の事態を想定した上で、科学的知見に基づき、総合的かつ客観的に行うものとされています。本計画においては基本計画の45の最悪の事態、県地域計画の37の最悪の事態を参考にしつつ、本市の地域特性や本計画において想定するリスクを踏まえ、「8つの事前に備えるべき目標」に対して、37の「起きてはならない最悪の事態」を次のとおり設定します。

事前に備える目標と「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」

事前に備える目標	「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1 地震による建物倒壊や火災発生による多数の死傷者の発生 1-2 観光施設等の不特定多数が集まる施設の倒壊・火災 1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生 1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水 1-5 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生 1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止 2-2 数多かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生 2-3 消防等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足 2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶 2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（観光客）の発生 2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足、被災・支援ルートの途絶による医療機能の麻痺 2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 治安の悪化及び信号機の全面停止による重大交通事故の多発 3-2 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止 4-2 テレビ・ラジオ放送の中止等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下 5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止 5-3 主要幹線道路や鉄道が分断する等、基幹的交通ネットワークの機能停止 5-4 食料等の安定供給の停滞
6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネット	6-1 電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止 6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止 6-3 污水処理施設等の長期間にわたる機能停止

トワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-4 地域交通ネットワークが分断する事態
	6-5 異常渴水等により用水の供給の途絶
7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1 市街地での大規模火災の発生
	7-2 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
	7-3 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	7-4 風評被害等による市内経済への甚大な影響
	7-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3 地域コミュニティや基幹インフラの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-4 広域地盤沈下、液状化等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
	8-6 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

3 施策分野の決定

基本計画、県地域計画の施策分野を参考として、リスクシナリオを回避するために必要な施策を念頭に置きつつ、地域の状況に応じて、次の 10 の施策分野と 5 の横断的施策分野を設定します。

(1) 個別施策分野

- 1 行政機能/消防等/防災教育
- 2 住宅・都市
- 3 保健医療・福祉
- 4 エネルギー
- 5 情報通信
- 6 産業構造
- 7 交通・物流
- 8 農林水産
- 9 国土保全
- 10 環境

(2) 横断的施策分野

- 1 リスクコミュニケーション
- 2 人材育成
- 3 官民連携
- 4 老朽化対策
- 5 少子高齢化対策

4 評価の実施基準

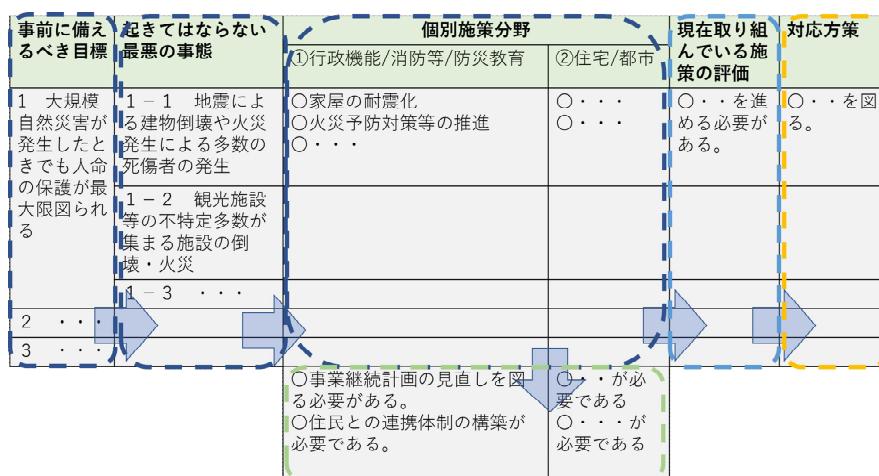
まず、「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策群を「プログラム」として整理します。

次に、各プログラムを構成する個別施策ごとの課題や進捗状況等の把握を行い、施策によって「起きてはならない最悪の事態」の回避が可能であるか、不可能である場合には何が足りないかを地域の脆弱性として評価し、その結果をプログラム毎に取りまとめます。この際に、施策の現況を把握するため、定量的な「重要業績指標」を必要に応じて設定します。

また、施策分野ごとに取り組む課題を明らかにするため、脆弱性評価の結果を施策分野ごとに整理します。

これらの作業に当たっては、縦軸に 37 の「起きてはならない最悪の事態」を、横軸に 15 の施策分野を設けた「マトリクス」を作成し、プログラムごと、施策分野ごとの評価を行います。

リスクシナリオ	個別施策分野							
	A	B	C	D	E	F	G	...
1-1 地震による建物倒壊・・・	○○ する		○○ する	○○ する				
1-2 観光施設等の不特定・・・		○○ する			○○ する			
1-3 広域にわたる大規模・・・	○○ する			○○ する				
1-4 異常気象等による土砂・・・		○○ する				○○ する		
...			○○ する	○○ する	○○ する			
...								
...	○○ する			○○ する				



5 脆弱性評価結果

脆弱性評価の結果については別記1「プログラムごとの脆弱性評価結果」、別記2「施策分野ごとの脆弱性評価結果」のとおりです。

第3章 強靭化の推進方針

1 プログラムごとの推進方針

プログラムごとの脆弱性評価の結果に基づき、起きてはならない最悪の事態を回避するためには、今後どのような取組が必要となるかを検討し、プログラム毎に推進方針として以下のとおり取りまとめました。

(1) 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1 地震による建物倒壊や火災発生による多数の死傷者の発生

(消防機能の強化)

- 消火活動の迅速化、確実化により人的被害を防ぐため消防団及び常備消防の体制・設備について充実・強化を推進する。
- 確実な消火活動を可能とすることを目指し、防火水槽・消火栓等の適切な配置を推進とともに、河川等の活用を検討する。

(災害リスクの周知)

- ハザードマップの配布や講習会の開催等の様々な手法を組み合わせ、本市で想定される震度分布や地震によってもたらされる被害の周知、防災意識の普及・啓発を図る。

(事業者の防災体制の強化)

- 民間事業者の防災体制強化に向け、事業所における事業継続計画（BCP）や要配慮者利用施設における避難確保計画の作成支援等を行う。

(大規模施設の適正管理)

- 学校、公民館、総合運動施設等、平時から利用者数の多い施設について耐震化や適切な維持管理を図る。

(建築物等の耐震性の強化)

- 大規模施設等の耐震化を促進するとともに、無料相談会や耐震改修等への支援を行い一般住宅の耐震化を図る。
- 地震等によってブロック塀をはじめとした構造物による人的被害の発生を抑制するため、構造物の耐震化を促進する。

(建物耐火性能の向上)

- 建物火災の発生や延焼を防ぐため、空き家の適正管理を推進する。

(安全な土地利用の促進)

- 適切な緑地や公園の配置による火災延焼防止等、災害に強い都市構造や土地利用を促進する。

(道路の整備)

- 建物倒壊や火災から適切な避難を可能にするため、市内の狭隘道路や生活道路の整備を推進し安全性を確保する。

(住民活動の活発化)

- 地域住民同士による共助による被害軽減を目的とし、自主防災組織の育成や地域におけるコミュニティ活動の活性化を図る。

(外国人支援体制の構築)

- 災害時の外国人の人的被害を防ぐため、多言語対応のハザードマップや防災講演会による防災意識の普及・啓発を進める。

1－2 観光施設等の不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

(消防機能の強化)

- 消火活動の迅速化、確実化により人的被害を防ぐため消防団及び常備消防の体制・設備について充実・強化を推進する。
- 確実な消火活動を可能とすることを目指し、防火水槽・消火栓等の適切な配置を推進とともに、河川等の活用を検討する。

(観光施設の適正管理)

- 災害時の人的被害を抑制するため、道の駅をはじめとした観光施設については施設の適正な維持管理に努める。

(大規模施設の適正管理)

- 学校、公民館、総合運動施設等、平時から利用者数の多い施設について耐震化や適切な維持管理を図る。

(建築物等の耐震性の強化)

- 大規模施設等の耐震化を促進するとともに、無料相談会や耐震改修等への支援を行い一般住宅の耐震化を図る。
- 地震等によってブロック塀をはじめとした構造物による人的被害の発生を抑制するため、構造物の耐震化を促進する。

(緑地空間等の保全)

- 火災の延焼を防ぎ人的被害の拡大を抑えるため、緑地空間の整備を行う等安全な都市空間の形成を促進する。

(外国人支援体制の構築)

- 災害時の外国人の人的被害を防ぐため、多言語対応のハザードマップや防災講演会による防災意識の普及・啓発を図る。

1－3 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生

(災害リスクの周知)

- ハザードマップの配布や講習会の開催等の様々な手段を組み合わせ、市で想定される津波等のリスクの周知を図るとともに、防災意識の普及・啓発を図る。

(避難体制の構築)

- 一般市民だけでなく観光客や避難行動要支援者も適切に避難行動をとれるよう、市民、事業者、関係機関と連携した避難体制の構築を図る。

(安全な都市構造の形成)

○津波による人的被害軽減に向けて、浸水域内の津波避難ビルの指定や津波避難タワーの管理を行うとともに、浸水域外での避難所の適正配置等を促進する。

(避難に必要な情報の適切な伝達)

○津波の発生にともない適切な避難行動を促すため、津波・避難情報伝達手段の整備を推進する。

(護岸整備等の推進)

○津波による被害軽減のため、県と連携して堤防や護岸の整備、水門の維持管理、水防用資機材の整備等を推進する。

(避難路の整備)

○道路閉塞等にともなう避難の遅れによる人的被害の発生を防ぐため、市内狭隘道路の整備を推進するとともに、夜間避難に備えた街灯の整備等安全な避難路環境づくりを進める。

1－4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

(災害リスクの周知)

○ハザードマップの配布や講習会の開催等の様々な手段を組み合わせ、本市で想定される河川氾濫等による浸水等のリスクの周知を図るとともに、防災意識の普及・啓発を図る。

(避難体制の構築)

○一般市民だけでなく観光客や避難行動要支援者も適切に避難行動をとれるよう、市民、事業者、関係機関と連携した避難体制の構築を図る。

(安全な都市構造の形成)

○河川氾濫等による人的被害軽減に向けて、浸水域外での避難所の適正配置等を促進する。

(避難に必要な情報の適切な伝達)

○多量の降雨や河川水位の上昇にともなって適切な避難行動を促すため、避難情報伝達手段の整備を推進する。

(護岸整備等の推進)

○降雨等による被害軽減のため、河川や用排水施設（ため池）の整備を推進するとともに、水防用資機材等の整備を図る。

(避難路の整備)

○道路閉塞等にともなう避難の遅れによる人的被害の発生を防ぐため、市内狭隘道路の整備を推進するとともに、夜間避難に備えた街灯の整備等安全な避難路環境の整備を進める。

(都市排水能力の向上)

○豪雨災害等による浸水被害を軽減するため、市内の排水路の整備等により市街地の排水能力の向上を図る。

1－5 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

(災害リスクの周知)

○ハザードマップの配布や講習会の開催等の様々な手段を組み合わせ、市で想定される土砂災害リスクの周知を図るとともに、防災意識の普及・啓発を図る。

(避難体制の構築)

○一般市民だけでなく観光客や避難行動要支援者も適切に避難行動をとれるよう、市民、事業者、関係機関と連携した避難体制の構築を図る。

(安全な都市構造の形成)

○土砂災害による人的被害軽減に向けて土砂災害警戒区域等への重要な施設の立地を避けるなど、安全な市街地形成に努める。

(避難に必要な情報の適切な伝達)

○多量の降雨や地震動とともに発生する土砂災害から住民の適切な避難行動を促すため、住民への避難情報伝達手段の整備を推進する。

(土砂災害対策の促進)

○土砂災害や地盤災害による被害を防ぐため、関係機関と連携し、急傾斜地崩壊対策事業、すべり対策事業を促進する。

1－6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

(災害リスクの周知)

○ハザードマップの配布や講習会の開催等の様々な手段を組み合わせ、本市で想定される様々な災害リスクの周知に努めるとともに、防災意識の普及・啓発を図る。

(避難体制の構築)

○一般市民だけでなく観光客や避難行動要支援者も適切に避難行動をとれるよう、市民、事業者、関係機関と連携した避難体制の構築を図る。

(災害情報伝達手段の整備)

○災害情報の的確な伝達を可能とするため、通信機能や施設の耐震性能の向上を図るとともに、複数の伝達手段の確保により冗長性の確保を推進する。

(情報収集・発信体制の整備)

○迅速な災害情報等の収集、適切な手段による避難情報の発信等を可能とするため、平時からマニュアルの整備等を進めるとともに、訓練等を通じ実行性を向上させる。

(2) 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

2－1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

(避難施設の防災機能の向上)

○避難所については、発災後多くの避難者が避難してくることから水や食料、炊き出し用具をはじめとした生活物資の備蓄を行う。

(備蓄の推進)

○物資の供給停止を想定し、予め住民、事業者に食料、飲料水等の備蓄を促す他、市においても一定量の備蓄を推進する。

(一次産業の強化)

○発災後にも地域内で一定の食料確保が可能となるように、農業や漁業をはじめとした一次産業の強化を図る。

(物流機能の向上)

- 発災後も市外からの継続的な物資輸送を可能とするため幹線道路や緊急輸送道路、海上輸送拠点の機能整備を進める。

(水道施設の整備推進)

- 発災後も飲料水等の供給を途絶させないため、市内の水道施設の耐震化、老朽化施設の更新等に努める。

(給食施設の確保)

- 大規模な炊き出しを可能とするため、給食施設の適切な更新を行うとともに被災時の運用についても事前に検討を行う。

2－2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

(一般道路の整備)

- 生活道路や漁村区域内の狭隘道路において交通を途絶させないために、拡幅等の道路整備を進め る。

- 発災後に交通に支障が発生しないように老朽化等の損傷が進んでいる箇所については計画的に補修を行うとともに、特に崩落の危険性がある法面については安全対策を実施する。

(橋梁の維持管理)

- 災害時の市内交通網を確保する観点から、市道に架かる老朽化した橋梁の補修等を効率的に進め、安心な道路ネットワーク形成を進める。

(農道や林道の整備)

- 発災後も通行に支障が生じないように、山間部や農業集落に続く林道や農道については計画的な舗装・補修を進める。

2－3 消防等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足

(消防機能の強化)

- 消火活動の迅速化、確実化により人的被害を防ぐため消防団及び常備消防の体制・設備について充実・強化を推進する。

- 確実な消火活動を可能にするため、防火水槽・消火栓等の適切な配置を推進するとともに、河川等の活用を検討する。

(防災訓練の実施)

- 消防等も参加した防災訓練を実施し、消防機能を向上させ災害時における人的被害の軽減を図る。

(広域消防体制の構築)

- 発災時に地域内では消防力の不足が想定されることから、広域的な連携体制の構築を推進する。

(国、県道等の整備促進)

- 災害時、市外から自衛隊、救助・救急活動従事者等の円滑な受け入れを可能とするため、必要に応じて国や県に対して道路整備の要望を行う。

2－4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

(公共施設への電力確保)

- 災害時に救助・救急活動に必要な電力を確保するため、防災拠点となりうる公共施設への蓄電池、発電機等の設置を推進する。

(送電設備の適正管理)

- 送電設備の適正な維持管理を行うとともに、倒木等による送電設備などへの被害を防ぐため、危険な樹木の伐採等を促進する。

2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（観光客）の発生

(大規模施設の適正管理)

- 大量に発生する帰宅困難者（観光客含む）の受入れ先として、大規模公共施設の適正な維持管理、防災機能向上に向けた整備を促進する。
- 施設内だけでは帰宅困難者の収容に限界があることを想定し、駅広場や公園等でも帰宅困難者が一時滞在可能となるよう配慮する。

(観光施設の防災拠点としての整備)

- 道の駅等の観光施設において、被災した観光客等の受入れ機能の向上を図る。

(公共交通の維持確保)

- 鉄道等の公共交通の整備を促進し、発災後早期の復旧による帰宅困難者の解消を図る。

(事業所における備蓄の推進)

- 各事業所において、帰宅困難となった従業員、来客等を一定期間受け入れ可能となるよう、必要な設備・備蓄の確保を促進する。

(帰宅困難者対応の事前協議)

- 交通事業者と交通機関停止時の帰宅困難者対応についてあらかじめ協議し、受け入れ体制等の整備を図る。

2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足、被災・支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

(総合防災訓練の実施)

- 発災時においても効率的な医療の提供を可能とするため、病院等の医療機関をはじめ、関係行政機関・団体等との訓練を実施する。

(市内医療の充実)

- 発災時に市内で対応可能な医療施設、関係者を確保するため、平時より市立国保病院をはじめとした医療機能の充実を図る。

(広域医療体制の構築)

- 大規模自然災害発生時に地域内だけでは十分な医療機能が確保できないと予想されることから、平時より広域での救急体制及び施設・設備の充実を図る。

(交通網の整備)

- 搬送ルートの確保、市外から早期の医療応援受け入れ等を可能にするという観点から、市内の道路や橋梁の整備を推進するとともに、国や県と連携し市内外を結ぶ幹線道路等の整備を促進する。

(総合運動施設等の整備)

- 総合運動施設等については広域防災拠点やヘリポートとしての利用を想定し整備を進める。

2－7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

(避難所の確保)

- 避難所での感染症等の蔓延を防ぐため、想定される避難者数に対し十分な広さの避難場所を確保できるよう避難所の整備を進める。

(市内医療の充実)

- 発災時に市内で対応可能な医療施設、関係者を確保するため、平時より市立国保病院をはじめとした医療機能の充実を図る。

(公衆トイレ等の整備)

- 帰宅困難者や避難者による需要に対応できるように公衆トイレ等の適切な維持管理を行う。

(処理施設等の適切な維持管理)

- 疫病や感染症の感染源と成り得る糞尿等の適切な処理を可能とするため、処理施設の適正管理や更新等を進める。

(火葬場の整備)

- 災害時に発生する遺体の腐敗等とともに地域の衛生環境の悪化を防ぐため、適切な処理が可能となるように火葬場の適切な維持管理を行う。

(3) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3－1 治安の悪化及び信号機の全面停止による重大交通事故の多発

(安全な道路環境の整備)

- 安心安全な道路環境を整備するため、街灯の設置や更新、危険箇所への防犯カメラの設置を計画的に推進する。

(雪害対策の推進)

- 降雪や氷結による市道での事故を防ぐため、散布する砂や融雪剤等の確保を推進する。

(交通安全施設の整備)

- 災害時の交通安全確保のため、交通危険箇所に交通安全施設を整備するとともに、老朽化施設の更新を進める。

(地域コミュニティの活性化)

- 地域コミュニティの維持・強化、防犯意識の醸成により、住民自らが地域の治安維持に努める環境づくりを進める。

3－2 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(市役所庁舎の適正管理)

- 職員や行政機能を災害から守り、発災後には拠点施設として運用するため、自家発電設備等の各種設備を含めた市役所庁舎の適切な維持管理を推進する。

(行政機能の効率化)

- 発災時には窓口対応を担う人的資源が不足することが想定されることから、行政機能の電子化や役割分担の再検討による効率化を図る。

(災害対応能力の向上)

- 平時からの訓練等を通じ、行政職員の災害対応能力の向上に努めるとともに、発災時の行動マニュアルの整備や動員体制の検討による全庁的な災害対応能力の向上を図る。

(市政協力員の設置)

- 発災時、被災後の行政機能の低下を補うため、行政と市民との相互連携を担う市政協力員の設置を推進する。

(4) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

(重要施設の電力確保)

- 市役所庁舎等、発災時に重要な役割を担う施設への蓄電池、発電機等の導入、適切な維持管理を推進する。

(エネルギーの地産地消)

- 地域外からのエネルギーの供給停止に備え、域内で最低限必要なエネルギーを確保できるよう戦略的な取組を進める。

(送電設備の適正管理)

- 送電設備の適正な維持管理を行うとともに、倒木等による送電設備などへの被害を防ぐため、危険な樹木の伐採等を促進する。

(災害情報伝達手段の整備)

- 停電時にも行政無線の活用が可能となるよう停電対策に努めるほか、多様な情報伝達手段の導入を図る。

4-2 テレビ・ラジオ放送の中止等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

(情報基盤の整備)

- 平時より学校へのICT機器の導入や、道の駅への無線LAN導入等、市内施設への情報伝達基盤の整備を効果的に推進する。

(災害情報伝達手段の整備)

- 災害情報の的確な伝達を可能とするため、通信機能や施設の耐震性能の向上を図るとともに、複数の伝達手段の確保により冗長性の確保を推進する。

(5) 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

(事業継続計画作成支援)

- 災害に対する危機管理対策の取組が遅れている事業所を対象に、事業継続計画（BCP）の策定について、普及啓発と取組の促進を図る。

(物流機能の確保)

- 必要に応じて国や県と連携しながら、地域内、地域内外を結ぶ各種道路・橋梁等の整備、適切な維持管理により原材料の供給や製品の配送機能の確保を図る。

5－2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

(事業継続計画作成支援)

- 災害に対する危機管理対策の取組が遅れている事業所を対象に、事業継続計画（B C P）の策定について、普及啓発と取組の促進を図る。

(エネルギーの地産地消)

- 地域外からのエネルギーの供給停止に備え、域内で必要最低限のエネルギーを確保できるよう戦略的な取組を進める。

(ガスの広域供給体制の構築)

- 発災後にもガスの円滑な供給を可能とするため、県及び関係団体と連携し、他地域からの供給経路、応援体制等を整備し、広域的な供給体制の構築を図る。

(送電設備の適正管理)

- 送電設備の適正な維持管理を行うとともに、倒木等による送電設備などへの被害を防ぐため、危険な樹木の伐採等を促進する。

5－3 主要幹線道路や鉄道が分断する等、基幹的交通ネットワークの機能停止

(道路ネットワークの確保)

- 発災後の道路ネットワーク確保のため、関係機関と連携しながら、市内や市内外を結ぶ国・県道の整備、適切な維持管理を促進する。

(海上輸送の確保)

- 陸路による輸送が困難となる場合に備え、鴨川漁港の機能整備を図る。

(鉄道ネットワークの確保)

- 鉄道施設については早期の復旧復興が可能となるように各種施設の整備、改良等を促進する。

(公共交通網の確保)

- 民間事業者による鉄道や路線バスにおいては沿線自治体や関係団体と連携し、路線の確保を図るとともに、コミュニティバス等の市営サービスについても効率的な運用が可能となるよう検討を進めること。

5－4 食料等の安定供給の停滞

(備蓄の推進)

- 物資の供給停止を想定し、あらかじめ住民、事業者に食料、飲料水等の備蓄を促す他、市においても一定量の備蓄を推進する。

(一次産業の強化)

- 発災後にも地域内で一定の食料確保が可能となるように、農業や漁業をはじめとした一次産業の強化を図る。

(物流機能の向上)

- 発災後も市外からの継続的な物資輸送を可能とするため幹線道路や緊急輸送道路、海上輸送拠点の機能整備を進める。

(水道施設の整備推進)

○発災後も飲料水等の供給を途絶させないため、市内の水道施設の耐震化、老朽化施設の更新等に努める。

(給食施設の確保)

○大規模な炊き出しを可能とするため、給食施設の適切な更新を行うとともに被災時の運用についても事前に検討を行う。

(総合運動施設等の整備)

○総合運動施設等については広域防災拠点やヘリポートとしての利用を想定し整備を進める。

(6) 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6－1 電力供給ネットワーク(発変電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーンの機能停止

(エネルギーの地産地消)

○地域外からのエネルギーの供給停止に備え、住宅用太陽光発電の導入等、エネルギーを含む地産地消の取組を進める。

(ガスの広域供給体制の構築)

○発災後にもガスの円滑な供給を可能とするため、県及び関係団体と連携し、他地域からの供給経路、応援体制等を整備し、広域的な供給体制の構築を図る。

(送電設備の適正管理)

○送電設備の適正な維持管理を行うとともに、倒木等による送電設備などへの被害を防ぐため、危険な樹木の伐採等を促進する。

(地盤災害の防止)

○地震や液状化による電柱や管路の被害を防ぐため地盤の液状化対策等を推進する。

6－2 上水道等の長期間にわたる供給停止

(水道施設の整備推進)

○発災後も飲料水等の供給を途絶させないため、市内の水道施設の耐震化、老朽化施設の更新等に努める。

(地盤災害の防止)

○地震や液状化による上水道管等の被害を防ぐため地盤の液状化対策等を推進する。

6－3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

(汚水処理機能の確保)

○発災時にも市民の衛生環境を守るために、合併処理浄化槽の設置・普及を促進する。

(し尿処理機能の維持、向上)

○発災後も、し尿の処理を継続し市民の衛生環境を確保するため、施設の適正な維持管理・更新を計画的に実施する。

6－4 地域交通ネットワークが分断する事態

(道路ネットワークの確保)

- 発災後の地域道路ネットワークの確保のため、地域内の道路・橋梁等の整備、適切な維持管理を推進する。

(公共交通網の確保)

- 民間事業者による鉄道や路線バスにおいては沿線自治体や関係団体と連携し、路線の確保を図るとともに、コミュニティバス等の市営サービスについても効率的な運用が可能となるよう検討を進めよう。

(農道や林道の整備)

- 発災後も通行に支障が生じないように、山間部や農業集落に続く林道や農道については計画的な舗装・補修を進める。

6－5 異常渴水等により用水の供給の途絶

(広域的な水源の確保)

- 渴水時にも他地域から用水の供給が可能となるように、広域的な供給体制の構築を進める。

(7) 制御不能な二次災害を発生させない

7－1 市街地での大規模火災の発生

(消防機能の強化)

- 消火活動の迅速化、確実化により人的被害を防ぐため消防団及び常備消防の体制・設備について充実・強化を推進する。
- 確実な消火活動を可能とすることを目指し、防火水槽・消火栓等の適切な配置や河川等の活用検討を推進する。

(安全な土地利用の促進)

- 適切な緑地や公園等の配置による火災延焼防止等、災害に強い都市構造や土地利用を促進する。

(建物耐火性能の向上)

- 建物火災の発生や延焼を防ぐため、空き家の適正管理や建物の更新を図る。

(道路の整備)

- 道路による延焼防止を可能にするため、市内の狭隘道路や生活道路等の整備を推進し安全性を確保する。

7－2 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

(建築物の耐震化)

- 建物倒壊を発生させないため、住宅をはじめ、市内建築物の耐震性能の向上に努める。

(空き家対策の推進)

- 空き家の倒壊による人的被害や道路閉塞等を防ぐため、空き家の情報収集や空き家バンクの活用を通じ適正な管理が行われるように努める。

(道路の整備)

○沿線建物が倒壊した場合でも完全な道路閉塞を防ぐため、狭隘道路や生活道路をはじめとした市内道路の整備を推進する。

7-3 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

(用排水施設（ため池等）の整備)

○大雨や地震等による被害の発生を防止するため、老朽化した農業用ため池等の整備を計画的に実施する。

7-4 風評被害等による市内経済への甚大な影響

(放射性物質事故対策の推進)

○国、警察等の関係機関、放射性物質取扱い事業者と連携し、被害の防止・抑制が可能な体制構築に努める。

(事業者の防災体制の強化)

○被災後あっても、早期の営業再開等が可能となるように、事業所における事業継続計画（BCP）の策定等、民間事業者の防災体制強化に向けて支援を行う。

(油等海上流出災害対策)

○油等の海上流出による経済被害の発生、拡大を抑制するため、国、県及び関係機関との密な連携による活動体制を構築する。

(情報発信力の強化)

○被災後においても、地域の正確な情報を消費者等に発信できるよう、平時より観光情報の発信や地域產品のブランディング、プロモーション等を促進する。

7-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(防災教育の推進)

○地域の農地・森林等が災害時に果たす役割を普及・啓発し、地域が一体となって管理できる仕組みの構築を検討する。

(農林業の振興)

○農地や山林の放棄等による荒廃が発生することを防ぐため、平時から担い手の確保や作業の効率化、経営の安定化を目的とした土地の集約等を推進する。

(獣害の予防)

○有害鳥獣による農作物等の被害を防止するため、県との連携により有害鳥獣の捕獲及び駆除を強化するとともに、防護柵の設置を支援する。

(森林の適正管理)

○林野火災や土砂災害を未然に防ぐ観点から、関係機関と協力して森林の適切な維持管理に努める。

(用排水施設（ため池等）の整備)

○用水確保の観点から、ため池をはじめとした用水施設の適正管理、整備の推進を図る。

(8) 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8－1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(放射性物質事故対策の推進)

- 国、警察等の関係機関、放射性物質取扱い事業者等と連携し、被害の防止・抑制が可能な体制構築に努める。

(油等海上流出災害対策)

- 油等の海上流出による被害の発生、拡大を抑制するため、国、県及び関係機関との密な連携による活動体制の構築に努める。

(一次仮置き場の整備)

- 災害時に大量に発生する災害ごみの一時仮置き場としての利用を想定し、公共施設における空間整備を促進する。

(ごみ処理機能の維持、向上)

- 災害時に発生する災害廃棄物の迅速かつ安定的な処理を可能とするため、既存のごみ処理施設の維持管理に努めるとともに、中継施設を整備し、外部搬出の体制を構築する。

8－2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(市内企業の育成と企業立地の促進)

- 地域内で地域の復旧・復興を担う専門家や技術者を確保する観点から、市内企業の育成に努めるとともに、市内への企業立地を促進する。

(労働力の確保)

- 地域内で、道路啓開等に従事する人材を確保するため、平時より市内産業への就業を促進する。

(女性や高齢者の就労環境の整備)

- 発災時に不足すると想定される人的資源を確保するため、平時より女性や高齢者でも働きやすい環境整備に努める。

(新規定住の促進)

- 災害時の人材確保等の観点から、定住を目的として転入してきた方の住宅取得に助成し、定住人口の増加と地域の活性化を図る。

8－3 地域コミュニティや基幹インフラの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(街灯の整備)

- 発災後も地域の治安を維持するため、老朽化した街路灯の更新整備を実施するとともに、防犯灯のLED化、街灯の適切な設置・更新を図る。

(地域コミュニティの活性化)

- 地域コミュニティの維持・強化を目指し、自治組織の立ち上げや自治組織加入促進を図るとともに、自治組織が実施する取組の支援に努める。

(見回りネットワークの形成)

- 民間事業所等との見回りネットワーク事業協定の締結により、地域における見回り体制の強化を図る。

8－4 広域地盤沈下、液状化等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(排水機場等の整備)

- 浸水等に備え、排水機場等の適正な維持管理に努める。

(都市排水能力の向上)

- 豪雨災害等による被害を軽減するため、市内の排水路の整備等により市街地の排水能力の向上を図る。

(護岸整備等の推進)

- 津波による被害軽減のため、県と連携した堤防や護岸の整備、水門の維持管理、水防用資機材の整備等を推進する。

(河川の整備)

- 河川氾濫による被害軽減のため、管理者と協力して護岸等の整備を促進する。

8－5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化的衰退・損失

(文化財の保全)

- 災害時においても市内に所在する文化財の適正な保護を図る観点から、所有者・管理者に対する活動支援や助成等に努める。

(社会教育関連施設の整備)

- 地域特有の文化に触れることができる場として社会教育関連施設の整備を進める。

(地域コミュニティの形成促進)

- 地域コミュニティの維持・強化を目指し、自治組織の立ち上げや自治組織加入促進を図るとともに、自治組織が実施する取組の支援に努める。

8－6 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

(公園等の整備)

- 仮設住宅等の候補地となることを想定し、公園等の整備・維持管理を推進する。

2 施策分野ごとの推進方針

施策分野ごとの脆弱性評価の結果に基づき、起きてはならない最悪の事態を回避するためには、今後どのような取組が必要となるかを検討し、分野毎に推進方針として取りまとめました。

また、今後の取組の成果を可視化するため、重要業績指標（KPI：Key Performance Indicator）を設定しました。

※「●」は再掲

※重要業績評価指標の現状値は、注記がある場合を除き令和元年度、目標値は令和7年度

（1）個別施策分野

1 行政機能/消防等/防災教育

（防災教育の推進）

- 園児・児童・生徒等の防災知識の普及・啓発を図るため、教材となる資料を提供し、園児・児童・生徒の発達段階や学習の実態に即して防災教育を行う。

（消防水利の整備）

- 地理的状況の変遷や危険度を踏まえ、防火水槽・消火栓等の消防水利を適切に整備する。
- 消防水利の多様化を図るため、関係機関と連携し、洪水調整を目的とする調整池等のほか、消火水利として活用可能な河川等の調査を実施し、必要な対策の実施を図る。

（消防施設等の整備）

- 消火活動の迅速化、確実化により人的被害の発生を防ぐため、消防団及び常備消防体制の充実・強化を推進する。
- 火災発生時に迅速な消火活動等が行えるよう、消防団の詰所や車庫、消防ポンプ車や車載ホースなどの消防施設・設備及び消防用備品の整備を計画的に行う。
- 多様な災害・事件等に対応できるよう、常備消防における資機材の整備を促進する。

（消防団機能の確保）

- 消防団施設・設備等の整備を計画的に進めるほか、「住民意識の高揚」、「処遇の改善」、「消防団の施設・設備の改善」、「女性消防団員の積極的確保」、「能力活用等」、「機能別消防団員・分団の採用推進」に留意し、地域の協力を得て消防団員の確保に努める。

（市役所庁舎の適正管理）

- 市役所庁舎については、行政機能に加え、災害時の拠点施設として重要な役割を担っていることから、施設の法定点検や自主点検に加え、自家発電設備などの各種設備についても適切な維持管理を行う。

（災害用非常食・資機材の備蓄）

○発災から3日間は備蓄で対応できるよう非常用食料や水、災害用資機材の整備・更新を計画的に進め、備蓄物資の中で耐用年数のあるものについては、随時点検入替えを行い、品質管理及び機能維持に努める。

○自主防災組織の防災力の強化を図るため、防災資機材や備蓄品等の整備を支援する。

○災害時の生活用品等の不足に備え、大手スーパー、生活協同組合、コンビニエンスストア等の流通業者との災害時援助協定を推進して、在庫を利用した流通備蓄の活用を図る。また、物資の仕分けや避難所への輸送等について民間物流事業者と連携するなどの体制整備に努める。

(学校給食の確保)

○災害時にも大量の炊き出し等を可能とするため、厨房機器や給食配送車の計画的な更新を行う。また、被災時の人材、機材を確保する方策について検討を進める。

(災害時における行政窓口の確保)

○災害時の行政機能の低下を補う観点から、コンビニエンスストアで夜間・休日の証明書等の交付を可能とする等、行政機能の電子化等を進める。

○災害時において本庁のバックアップを担う観点から、支所及び出張所の役割の見直しを図る。

(市政協力員の設置)

○市民との円滑な相互連携によって、発災時、被災後の行政機能の低下を補うため、区、町内会、隣組の代表者を選任した市政協力員に対し、協力を依頼する。

(教育分野における情報化の推進)

○災害時には情報端末として活用可能なパソコン及びタブレットPC等ICT機器を整備し、平時からICT機器を効果的に活用した授業及び学習を実践する。

(放射性物質事故対策の推進)

○国、警察、消防機関、放射性物質取扱事業者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制及び職員の非常参集体制、防災関係機関との連携体制、広域応援体制を整備する。

○消防機関における防護服や防塵マスク等の防護資機材、放射線測定器等の整備を促進する。

(文化財の保全)

○災害時においても市内に所在する文化財の適正な保護を図る観点から、所有者・管理者に対する活動支援や助成等に努めるとともに、市内の文化財の調査を実施する。

(公共施設の適正管理)

○災害対応力の強化を図る観点から、市内公共施設等の最適な配置を実現するため、長期的な視点のもとで、公共施設の更新・統廃合、長寿命化を推進する。

○公共施設及びインフラ資産等の最適化を図るため、公共施設等の適切な維持管理を計画的に進め る。

○津波・洪水の浸水想定区域内にある公共施設等については、警戒避難体制の構築によって利用者等 の安全を確保する。

(水防用資機材の整備)

○浸水等の緊急事態に対処するため、必要な水防資機材等の備蓄、排水機場の適正な維持管理に努め る。

(災害情報伝達手段の整備)

- 防災行政無線による放送内容を受信可能な防災ラジオの普及を促進し、防災情報伝達の確実性向上を図る。
- 防災行政無線の難聴地域の調査及び地域からの要望に基づき、防災行政無線子局の整備を進める。
- 地域防災拠点等との通信を確保するための手段の整備を図る。
- 住民等に対する情報伝達や避難指示等を迅速かつ確実に実施するため、防災行政無線の拡充及び停電対策に努めるほか、多様な情報伝達手段の導入を図る。

(多様な情報通信手段の整備)

- 広報誌やホームページを通じて事前防災に関する情報提供を行うとともに、災害時に適切な情報手段を用いて適切な情報発信を行う。

- SNS等を発災時の住民等からの意見、被害状況等を把握するために活用する。

(道の駅等の防災拠点としての活用)

- 道の駅鴨川オーシャンパークについて、施設の維持管理を着実に行うとともに、防災機能の強化を図る。

- 総合交流ターミナルみんなの里について、道の駅化を促進するため、駐車場やトイレの改修を進めるとともに、防災機能の強化を図る。

(市民の防災意識の向上・啓発)

- 多様な機会を活用した講習・訓練等や、メディアとの連携により、市民の防災・減災に関する意識向上・啓発を促進する。また、研修等の実施により行政・民間企業等における的確な防災・減災のための知識の普及と取組を促進する。

- 防災マップに掲載される情報を最新に保つなど、掲載情報の更なる充実に努め、住民に対しハザードマップ、広報誌、パンフレット、インターネット等多様な手段により、災害に関する知識の普及と防災意識の啓発を図る。

- 津波避難の円滑化を図るため、電柱の海拔表示看板を更新整備する。

- 防災意識の普及・啓発を図り、災害の予防対策に役立たせるため、隨時市職員、自主防災会その他関係者を対象として、防災・防火に関する講演会、説明会、座談会を開催する。

(事業所の防災体制の強化)

- 災害に対する危機管理対策の取組が遅れている事業所を対象に、事業継続計画（BCP）の策定について、普及啓発と取組の促進を図る。

(住民等の避難体制の構築)

- 津波発生時においては一人ひとりの主体的かつ迅速な避難行動が重要となるため、津波発生に特化した避難訓練を実施する。

- 高潮の情報に対して住民が自動的に避難する体制を構築する。

- 土砂災害警戒区域については、速やかに警戒避難体制を検討し、住民への周知を図るとともに、関係機関との連携により土砂災害に特化した避難訓練を実施する。

- 防災行政無線による避難指示によって、住民の自動的避難が行えるよう自主防災組織、町内会等の避難体制づくりを支援する。特に、避難行動要支援者の支援方法等について検討し、あらかじめ個別計画を作成する。

○海水浴場等の多数が集まる場所については、海水浴場の管理者等の判断により自主的、主体的に避難誘導を行う体制の確立を図る。

(防災訓練の実施)

○災害時における人的被害の軽減を図るとともに、初期活動を円滑に実施するため、関係行政機関・団体や住民、事業者との連携により総合防災訓練をはじめとした各種防災訓練を実施する。

○学校、病院、鉄道、社会福祉施設、工場、事業所、集客施設等では、利用者、従業員等の人命保護のため、特に避難に関わる施設の整備や、各施設の実情に合わせた訓練の実施を促進する。

(社会教育関連施設の整備)

○地震等による人的被害の発生等を防ぎ、市民が公民館を安心して利用することができるよう、耐震診断の結果や老朽化の状況等を踏まえて、計画的に改修・修繕を行う。

(公共施設の電力確保)

○公共施設に太陽光発電設備、蓄電池、発電機等を設置する。

(地盤災害の防止)

○地震に伴う地盤災害による人的、物的被害を未然に防止し、被害の軽減を図るため、地盤の液状化危険度等、危険地域の実態を把握し、管理する施設の災害防止策を講じる。

(災害即応体制の整備)

○災害時における指揮命令伝達体制、情報収集伝達体制、及び職員の動員配備体制等の点検整備をする。

○個々の職員が、災害時の状況に応じて的確に対応できるよう、行動マニュアルを作成するとともに、定期的に訓練を実施する。

○公共施設を所管する課等は、事務用家具・備品類の固定、危険物等の引火性物質の安全管理を徹底するとともに、建物の耐震・耐久性能の調査、補強、防災設備の作業点検等を行い、普段からできる限りの危険排除に努める。

(市職員等の災害対応力の向上)

○職員等を対象に、過去に発生した災害の教訓を生かした災害予防活動の研修、図上訓練やシミュレーション訓練などを実施する。

(要配慮施設等の避難体制の構築)

○土砂災害警戒区域内にある要配慮者施設等に対し、情報の伝達方法、避難場所、その他必要な避難計画を定めるよう指導する。

○避難行動要支援者の名簿を作成し、避難支援関係者へ事前の名簿情報の提供を行い、避難支援や安否確認を行うなど、発災時における要配慮者の支援体制づくりを行う。

○情報伝達の方法や警告の配慮事項を定めた支援者一人ひとりの支援プラン（個別計画）を避難支援に関わる関係者との話し合いにより作成し、定期的に更新を図る。

○独り暮らし高齢者、ねたきり高齢者等の安全を確保するため、緊急通報システム等を整備するとともに、災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送受信装置の普及等に努める。

【重要業績指標】

事業名	取組指標	単位	現状値	目標値
消防施設整備事業	防火水槽設置数	槽	378	379
	消火栓基數	基	562	562
消防団運営事業	消防団員人数（現状値は令和2年度）	人	637	637
災害対策事業	備蓄食糧量総数	食	40,000	40,000
市政協力員設置事業	情報伝達された世帯数の割合(自治組織加入率)（現状値は令和2年度）	%	57.4	57.4
排水機場維持管理事業	前原・横渚地区の浸水被害発生回数	回	1	0
防災教育・訓練事業	出前防災教室参加人数（累計）	人	0	1,050
	訓練参加人数（累計）	人	0	26,500

2 住宅・都市

(公共施設の適正管理)

- 災害対応力の強化を図る観点から、市内公共施設等の最適な配置を実現するため、長期的な視点のもとで、公共施設の更新・統廃合、長寿命化を推進する。
- 公共施設及びインフラ資産等の最適化を図るため、公共施設等の適切な維持管理を計画的に進め る。
- 津波・洪水の浸水想定区域内にある公共施設等については、警戒避難体制の構築によって利用者等 の安全を確保する。

(水防用資機材の整備)

- 浸水等の緊急事態に対処するため、必要な水防資機材等の備蓄、排水機場の適正な維持管理に努め る。

(ブロック塀等安全対策等の実施)

- ブロック塀や石塀等の倒壊による人的被害を防止し、避難、消防・救援活動の妨げとならないよう 小学校周辺の通学路等を中心に実態を調査し、危険なものについては、改修を指導する。
- 県等関係機関と連携して、正しいブロック塀等の構造の周知徹底を図る。

(大規模建築物等の耐震化の促進)

- 大規模地震発生時の避難先施設を確保するため、学校や病院などの防災上重要な施設や、不特 定多数が利用する市内の大規模な建築物の耐震化を促進する。

(安全な土地利用の推進)

- 都市計画マスタープランに基づき、適切な土地利用と地域の特徴に応じた都市整備の促進を通じて、防災上安全性の高い市街地形成を図る。
- 土砂災害により大きな被害のおそれのある土砂災害特別警戒区域内の住宅について、市民の生命を 守るため、住宅の移転を推進する。

(建物の防火対策の促進)

- 火災の発生や延焼の拡大防止を図るため、住宅の更新の際の指導の徹底に努める。

(空き家対策の推進)

○地震による倒壊や火災の発生、延焼を防ぐため、空き家等の情報を集めるとともに、適切な管理が行われていない空き家に関して、その将来的な活用も視野に情報収集を行うとともに、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすと考えられるものについて必要な措置を講じる。

○市街地や郊外集落地において空き家の増加が課題となっていることから、市内における空き家の実態調査を進め、良好な空き家については、移住者の増加及び定住人口の確保に資する貴重な資源として、空き家バンクの運用を通じて活用を図る。

(住宅の耐震化等の促進)

○地震時の建物倒壊を防ぐ観点から、一般住宅について、無料建築相談会を開催するとともに、耐震診断や鴨川市木造住宅耐震診断費補助金交付要綱に基づく耐震改修等への支援を行い、耐震化を促進する。

(市営住宅の維持管理)

○地震時的人的被害発生を防ぐ観点から、老朽化が顕著となっている公営住宅の用途廃止を進める一方、供用を継続する住宅については、床の段差解消を図るなど、高齢者に配慮した設備への改修を計画的に進める。

(津波避難ビル・タワーの整備)

○津波浸水予測図に基づき、津波から避難が困難と想定される地域に対し、緊急的・一時的に避難する津波避難ビル及び津波避難場所を指定する。

○津波避難ビルについては、サイン整備による視認性向上や防災マップの配布による周知・啓発を図る。

○観光客等に避難場所等を周知するため、避難場所案内板や避難誘導標識等の整備、ハザードマップ等の掲示を行う。

(街灯の整備)

○夜間の安全な通行を確保する観点から、老朽化した街路灯の更新整備を実施する。

○防犯灯のLED化を進めるとともに、適正かつ効果的な設置・更新を図る。

(雨水排水能力の向上)

○豪雨等への対策として、市内に整備された一般排水路、都市下水路の計画的な更新及び適正な維持管理に努めるとともに、浸水被害が多くみられる前原・横渚地区において排水機能の強化を図る。

(水道施設の災害対応力の強化)

○災害時にも給水の安定性を確保する観点から、施設の耐震化や耐震性の高い管路網の整備に向け、老朽化した浄水設備等の更新・改良を計画的に進める。

○既設配水管等の適正な維持管理・更新に努めるとともに、南房総広域水道企業団からの取水を継続する。

○南房総地域における末端給水事業体の統合を検討する。

(雪害対策の推進)

○降雪や氷結が予想される場合に備え、市管理道路に散布する砂や融雪剤等を確保し、スリップによる交通事故や転倒を防止する。

(油等海上流出災害対策)

○国、県及び関係機関との連携を密にし、事故発生時に総合的かつ計画的な防災活動が円滑に行われるよう広域的な活動体制を確立する。

○地域に即した対応ができる体制を整備するとともに、油防除資機材の備蓄や関係機関が行う防災訓練等に参加する。

(新規定住の促進)

○災害時の人材確保等の観点から、定住を目的として転入してきた方の住宅取得に助成し、定住人口の増加と地域の活性化を図る。

(避難所の防災機能の向上)

○災害時には住民の避難場所とともに避難した人達に対する救援・支援活動等が重要となることから、復旧救援・支援拠点となる避難所については、耐震性の強化や不燃化の促進を図り、施設の安全性向上に努めるとともに、防災備蓄倉庫や耐震性貯水槽など、防災機能の充実を図る。

○緊急避難場所については、一時避難場所として防災機能の整備・拡充を促進する。

○避難所に食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等を備蓄するとともに、灯油、L P ガスなどの非常用燃料やマスク、消毒剤などの感染症対策用品の確保等に努める。

○要配慮者に特別の配慮をするための避難施設（福祉避難所）の整備に努め、簡易ベッド、簡易トイレ等の設備及び避難時の介助員の配置等を行う。

○避難生活の長期化及び感染症の発生に対応するため、間仕切りや照明等、被災者のプライバシー及び安全を確保するための設備の整備に努める。

(総合運動施設等の整備)

○防災・減災機能を強化する観点から、総合運動施設文化体育館、陸上競技場、野球場、サッカー場、体育センター等を計画的に整備する。

○効率的な管理・運営を図るため、民間活力を導入した施設の管理形態を検討する。

(緑地空間等の保全)

○火災の延焼防止の観点から、自然公園をはじめ、幹線道路沿いや海岸沿いの保安林については、地域に残る貴重な自然資源として保全に努め、緑豊かな潤いある緑地空間の確保を図る。

○自然公園や内浦山県民の森については、市民だけでなく県内外からの来訪者の利用を見据え、緑の保全を推進する。

○市街地及びその周辺部におけるオープンスペースを確保し、やすらぎのある快適な公園の整備と緑地の保全、緑化の推進を図る。

(護岸整備の促進)

○海岸部については、県の関連計画に即して堤防や護岸の整備を促進し、高潮・津波対策に努める。

○海岸部に指定されている南房総国定公園については、引き続き、適正な保全を図るとともに、周辺の自然環境、海岸景観に配慮しながら、防災機能の拡充に努める。

(学校施設の防災機能の強化)

○耐震性の向上等防災機能の強化を図るとともに、安全、衛生的な避難所等を確保するため、校舎及び屋内・屋外運動場等学校施設の整備を行う。

○整備を進めるにあたっては、児童・生徒数の推移や推計を考慮しながら、今後の更新を検討するとともに、建物の健全性を把握し、長寿命化が可能な施設は、長寿命化改修等の実施を図る。

【重要業績指標】

事業名	取組指標	単位	現状値	目標値
都市計画事業	都市計画区域の再編	回	0	1
空き家対策事業	空き家等に対する措置数	棟	0	50
住宅・建築物耐震改修等事業	木造住宅耐震診断費補助金及び木造住宅耐震改修事業費等補助金の交付件数	件	4 2	診断 25 件 改修 20 件
排水機場維持管理事業	前原・横渚地区の浸水被害発生回数	回	1	0
小学校施設改修事業	校舎トイレの乾式化率	%	42.86	100
	屋内運動場トイレの乾式化率	%	66.67	100
中学校施設改修事業	校舎トイレの乾式化率	%	66.67	100
	屋内運動場トイレの乾式化率	%	100	100

3 保健医療・福祉

(避難所の防災機能の向上)

- 災害時には住民の避難場所とともに避難した人達に対する救援・支援活動等が重要となることから、復旧救援・支援拠点となる避難所については、耐震性の強化や不燃化の促進を図り、施設の安全性向上に努めるとともに、防災備蓄倉庫や耐震性貯水槽など、防災機能の充実を図る。
- 緊急避難場所については、一時避難場所として防災機能の整備・拡充を促進する。
- 避難所に食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等を備蓄するとともに、灯油、LPGガスなどの非常用燃料やマスク、消毒剤などの感染症対策用品の確保等に努める。
- 要配慮者に特別の配慮をするための避難施設（福祉避難所）の整備に努め、簡易ベッド、簡易トイレ等の設備及び避難時の介助員の配置等を行う。
- 避難生活の長期化及び感染症の発生に対応するため、間仕切りや照明等、被災者のプライバシー及び安全を確保するための設備の整備に努める。

(保健・福祉関連施設の整備)

- 災害時に発生する介護等の需要に対応する観点から、保健・福祉関連施設の施設・設備等の整備を促進する。
- 火災に対し的確な初期消火を行うことで、高齢者や要配慮者の被害を軽減するため、地域密着サービスを提供する施設における消防設備等の整備を促進する。

(広域的消防、医療体制の構築)

- 安房郡市広域市町村圏事務組合により、常備消防・救急業務を効率的に推進するとともに、広域での救急体制及び施設・設備の充実を図る。

(地域医療・福祉の充実)

- 地域医療の高度化を図る観点から、医療における教育・研究機関など、多様な企業等の誘致を図る。
- 大規模災害時に不足する医療施設、医療関係者等の医療資源を効率的に活用する観点から、医療・福祉等に関わる病院や専門職等をつなぐ情報ネットワークの構築を図る。
- 医療・介護従事者を確保する観点から、医療・介護事業所への就職希望者や学生などを修学資金の貸付などにより支援するとともに、観光サービス業など他産業との連携を図り、医療・介護関連の幅広い事業を支える多様な人材を育成する。
- 民生委員・児童委員、社会福祉協議会の活動を支援し、交流の場の確保、ボランティアの養成、福祉団体・人材の育成を促進し、必要かつ適切な福祉サービスの選択・利用ができる環境づくりを促進する。
- 災害時に大量に発生する医療需要に対応する観点から、IoT等の情報技術の活用と医療・福祉関連設備整備を促進するとともに、関連する企業等の誘致を図る。

(市立国保病院の整備)

- 災害時の医療機能を確保するため、病院施設や医療機器等の整備・更新を計画的に実施する。

(公衆トイレの適正管理)

- 大規模災害発災後には帰宅困難になった観光客等による使用需要が見込まれることから、観光公衆トイレについては、観光客等が快適に利用できるよう、適切な維持管理を行う。

【重要業績指標】

事業名	取組指標	単位	現状値	目標値
看護師等確保対策事業	看護師等修学資金貸付数（累計） (現状値は令和2年度)	人	154	234
介護人材確保対策事業	介護福祉士修学資金貸付数 (現状値は令和2年度)	人	0	20
市立国保病院の充実	病床数	床	70	(～R5) 70 (R6～) 52
	病床数（介護医療院）	床	—	(R6～) 18

4 エネルギー

(公共施設の電力確保)

- 公共施設に太陽光発電設備、蓄電池、発電機等を設置する。

(エネルギーの地産地消)

- 地域外からのエネルギーの供給停止に備え、域内の循環を促進するため、エネルギーを含む地産地消などの戦略的な取組を進める。

(ガスの広域供給体制の構築)

- ガスの円滑な供給が不能となる事態が発生した場合に備え、県及び関係団体と連携し、他地域からの供給経路、応援体制等を整備し、供給の円滑化と保安の確保を図る。

(住宅用省エネルギー等設備の設置促進)

- 災害時の電力供給網の寸断に備え、太陽光発電システムや燃料電池システムをはじめとする住宅用の省エネルギー設備の設置に助成し、環境負荷の軽減とエネルギーの効率的な利用を促進する。

【重要業績指標】

事業名	取組指標	単位	現状値	目標値
住宅用省エネルギー設備設置事業	住宅用省エネルギー等設備の申請基数（累計）	件	102	212

5 情報通信

(災害情報伝達手段の整備)

- 防災行政無線による放送内容を受信可能な防災ラジオの普及を促進し、防災情報伝達の確実性向上を図る。
- 防災行政無線の難聴地域の調査及び地域からの要望に基づき、防災行政無線子局の整備を進める。
- 地域防災拠点等との通信を確保するための手段の整備を図る。
- 住民等に対する情報伝達や避難指示等を迅速かつ確実に実施するため、防災行政無線の拡充及び停電対策に努めるほか、多様な情報伝達手段の導入を図る。

(多様な情報通信手段の整備)

- 広報誌やホームページを通じて事前防災に関する情報提供を行うとともに、災害時に適切な情報手段を用いて適切な情報発信を行う。
- SNS等を発災時の住民等からの意見、被害状況等を把握するために活用する。

(沿岸部における情報伝達体制の構築)

- 各漁業協同組合等に対して、伝達システム、手段、具体的実施方法等を検討のうえ、迅速な情報伝達体制づくりを促進する。

(観光施設における通信環境の整備)

- 災害時に災害情報等を正確に受発信するため、主要な観光施設（みんなみの里、鴨川オーシャンパーク）において無料公衆無線LANの利用環境を確保する。

(送電設備の適正管理)

- 倒木等による送電設備などへの被害を防止するため、樹木の伐採等を促進する。

【重要業績指標】

事業名	取組指標	単位	現状値	目標値
防災情報伝達事業	防災ラジオ貸与世帯数（累計） (現状値は令和2年度)	世帯	2,400	3,400
	安全・安心メール登録者数（累計） (現状値は令和2年度)	件	10,000	12,500

6 産業構造

(電話施設の耐震化推進)

- 電信設備の耐震性の強化を促進するとともに、民間事業者等を連携し、災害時の通信体制を確保する。

(物産の販路拡大)

- 地域内の食品をはじめとした物産の確保や消費者への正確な情報を発信するため、ふるさと納税をはじめ、友好都市における物産展、インターネットを利用した販売事業等を展開し、本市物産の販路拡大を図る。

(観光情報の発信)

- 鴨川観光プラットフォーム(株)による誘客活動を促進するとともに、専門的技能を有する人材の活用による効果的な誘客活動などを支援する。
- 風評被害等を防止、抑制する観点から、ブランディングやプロモーション活動を促進するため、ブランディングやプロモーション活動などに従事する人材の育成・確保を図る。
- 総合パンフレットの作成やカモ旅、市ホームページ等のインターネットを活用した情報媒体の適正な活用を推進し、情報発信機能の充実を図る。

(企業立地等の促進)

- 地域経済の担い手を確保する観点から、企業立地促進法や本市の関連条例に基づく奨励措置等の運用、地域経済分析システムの活用等により、新規企業の誘致はもとより、市内事業所の拡充や雇用の拡大を促進する。

【重要業績指標】

事業名	取組指標	単位	現状値	目標値
観光プラットフォーム事業 (中間支援組織支援事業)	観光地域づくり法人（候補 DMO）の取扱件数	件	4,273	8,500
企業立地等促進事業	雇用者数（雇用促進奨励金の対象とする増加雇用者数）	名	0	10

7 交通・物流

(道の駅等の防災拠点としての活用)

- 道の駅鴨川オーシャンパークについて、施設の維持管理を着実に行うとともに、防災機能の強化を図る。
- 総合交流ターミナルみんなの里について、道の駅化を促進するため、駐車場やトイレの改修を進めるとともに、防災機能の強化を図る。

(総合運動施設等の整備)

- 防災・減災機能を強化する観点から、総合運動施設文化体育館、陸上競技場、野球場、サッカー場、体育センター等を計画的に整備する。
- 効率的な管理・運営を図るため、民間活力を導入した施設の管理形態を検討する。

(生活道路の整備)

- 通勤・通学、買い物等の日常生活に密着した生活道路について、安心して通行できるよう整備を図る。また、予防保全、定期点検を行い、計画的に保全を図る。
- 既存市街地内 の拡幅等による歩道整備が困難な箇所については、歩行空間の安全性を確保する。また、円滑な緊急車両の通行や消防活動に向けて、海岸部から高台への避難経路の確保・整備など、避難場所までのネットワーク整備による避難経路の安全確保に努める。
- 市通学路交通安全プログラムによる危険箇所については、通学時の児童や生徒及び歩行者の安全確保に努める。また、市内の各小学校の通学路や近傍の生活道路等については、安全で安心な歩行空間の確保のため安全対策を図る。
- 未就学児が日常的に集団で移動する経路において、未就学児等及び高齢運転者の交通安全点検を行い、危険箇所について、交通安全対策を図る。

(狭隘道路等の整備)

- 災害時に住民の避難や、緊急車両の通行の妨げになることを防ぐ観点から、漁村区域内の狭隘道路に対し、住宅の更新等に伴うセットバックによる道路空間の確保を住民との協働により進め、拡幅整備を推進する。
- 災害時に道路が車両通行不能となる事態の発生を防ぐ観点から、予防保全、定期点検による効率的な維持管理を実施する。

(舗装及び法面等の維持管理)

- 市道のうち、舗装や法面、盛土、擁壁等の老朽化等による損傷が進んでいる箇所について、地震時、大雨時等に人的被害、通行障害を起こさないよう、計画的に補修等を進め、その維持管理を行う。また特に崩落の危険性のある法面について、安全対策を実施する。

(国・県道等の整備促進)

- 災害時にも本市と他地域を結ぶ地域高規格道路（館山・鴨川道路、鴨川・大原道路、茂原・一宮・大原道路）や国道、主要地方道の整備を促進し、インターチェンジへのアクセス向上や交差点改良、未改良区間の整備などについて、関係市町と連携して国や県に対する要望活動を進める。
- 災害時の物資輸送を支えるため、県の緊急輸送道路 1 次路線に位置付けられている国道 128 号や主要地方道千葉鴨川線、2 次路線に位置付けられている国道 410 号、主要地方道鴨川保田線、富津館山線、県道浜波太港線とそれにつながる市道及び臨港道路に対して、十分な幅員や構造を確保した整備とともに、沿道建築物の耐震化を促進する。

(海上輸送拠点の機能整備)

- 鴨川漁港については、陸路による緊急輸送が困難な際の拠点として、機能の整備を図る。

(橋梁の維持管理)

- 災害時の交通網・物資流通を確保する観点から、市道に架かる老朽化した橋梁の補修等を計画的に進め、地震等による被害の発生を防ぎ、通行に支障が発生しないよう平時から安全確保を図る。
- 重要な道路ネットワーク上にある橋梁は、安全で安心な道路サービスの提供を図るため、耐震化や液状化対策等、適切な対策を実施する。

(駅広場の整備)

○災害時、公共交通機関の機能停止に備え、帰宅困難者対応機能を強化する観点から、安房鴨川駅西口広場の照明灯の更新や防犯カメラの設置など、関連設備の整備を進め、利便性と安全性の向上を図る。

(鉄道施設の整備促進)

○鉄道施設について、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の実施、踏切道の改良等を促進する。

(公共交通の維持確保)

○災害時に地域交通ネットワークを確保する観点から、関係団体等と連携を図りながら、市内の公共交通サービスに関する情報の一元化を図るほか、公共交通網の維持確保に向けた取組を推進する。

○民間事業者が運行する鉄道や路線バス等については、沿線自治体や関係団体等と連携を図りながら、事業者に対して各運行路線の利便性の向上を働きかける。また、コミュニティバスをはじめとする市営サービスについても、より効果的な運用に向けた継続的な研究を進め、市内公共交通網の更なる拡充を図る。

○民間のサービスを効果的に補完する市営の公共交通として、乗り継ぎ利便性やサービス水準に関する検討を継続的に行いつつ、コミュニティバスの運行を図る。加えて新たな公共交通システムの導入についても検討を進める。

(幹線市道の整備)

○災害時における緊急輸送道路の代替性を確保するため、一級市道貝渚大里線、二級市道外沼湯谷線など幹線道路等の整備を促進するとともに、国道及び接続する各主要地方道との交差点部を含む市道の早期整備を推進する。

○災害時における物資の供給や諸施設の復旧等、広範な応急対策活動を広域的に実施するための非常事態に対応した交通の確保と道路ネットワークの機能強化のため、一級市道貝渚大里線、二級市道外沼湯谷線など幹線道路等の早期整備を促進するとともに、計画的に保全を図る。

○発災後の迅速な救命・救急ルート確保のための道路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有など必要な体制整備を図る。

[市道整備計画概要]

路線名	事業延長	併用完了目標		全体事業費 【千円】
		完了年度	延長	
市道貝渚大里線	2.61km	令和8年度	2.61km	1,417,000
内[第二工区]	0.81km	令和5年度	0.81km	153,000

(地域高規格道路の早期実現)

○国及び県が中心となって検討・計画している地域高規格道路（館山・鴨川道路、鴨川・大原道路、茂原・一宮・大原道路）について、関係機関との連携・協力により、早期の計画具体化及び整備促進を図る。

(交通安全施設の整備)

○交通危険箇所にガードレール・カーブミラー等の交通安全施設を整備するとともに、老朽化した施設の更新を進める。

【重要業績指標】

事業名	取組指標	単位	現状値	目標値
市道整備事業	市道整備（工事実施）延長	m	1,760	3,060
狭隘道路整備事業	狭隘道路整備路線数	路線	0	10
道路橋梁維持補修事業(長寿命化事業)	舗装補修完成路線数	路線	0	8
	法面補修完成路線数	路線	0	4
県営漁港整備負担金事業	事業に対する地元負担金支出港	港	3	3
道路メンテナンス事業	橋梁補修工事の実施による判定区分「III」（※）橋梁の削減 (現状値は令和2年度)	橋	13	0

※早期措置段階（構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態）

8 農林水産

（漁業基盤の整備）

○本市水産業の基幹漁港である鴨川漁港をはじめ、市内3箇所にある県営漁港の整備を促進する。市営漁港については、漁港海岸を含め、計画的に整備を進める。特に、浜荻漁港、浜波太漁港及び太夫崎漁港（浜波太漁港及び太夫崎漁港は海岸保全施設を含む。）については、機能強化計画に基づき、水産基盤整備事業、農山漁村地域整備交付金、海岸事業（漁港海岸）等により機能を保全するとともに、改修を進める。

（農業振興の推進）

○災害時の風評被害発生を防ぐ観点からも、地域ブランドの確立や農商工連携、6次産業化に取り組む団体等を専門的人材の活用等により支援し、一次産品の高付加価値化と販売促進による所得の向上、地域経済の活性化を図る。

○大山千枚田と地域資源総合管理施設「棚田俱楽部」を核とした新たな地域資源の発掘と総合的な利活用に向けた地域の活動を支援し、都市農村交流の更なる促進を図る。

○農商工連携や6次産業化、ブランド化のほか、農地の集積や後継者の確保のための取組を進める。

（農地等の整備・保全）

○県等の関係機関との連携のもと、担い手への農地の集積を支援し、農業経営の効率化と安定化を促進する。

○地域との合意形成を図りつつ、県営ほ場整備事業を促進する。

○洪水・土砂崩れの防止など農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮を図るために、地域共同による農地の保全等の活動を支援する。

（就農者の確保）

○農業従事者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などの「人と農地の問題」を解決するため、地元農家とともに「人・農地プラン」を作成し、この定期的な見直しを行う。

○新規就農者の増加を図り、地域農業の担い手を育成するため、就農段階から農業経営の改善、発展段階まで、一貫した担い手育成支援を行う。

○意欲ある農業経営体の経営の規模拡大や多角化を促進するため、農業経営基盤強化資金及び農業近代化資金に対する利子補給を行う。

(就漁者の確保)

○就漁希望者に対する相談会の開催や移住に関する情報提供等を実施するとともに、職場体験の受入れ等により新規就漁者の増加を図る。

(林道の整備)

○森林経営の生産基盤となる林道の維持補修とともに、一般車両の通行が多い併用林道については、側溝整備等の改良を計画的に進める。

○効率的な補修方法を検討し、計画的に保全を図る。

(農道の整備)

○災害時の避難や緊急車両等の通行を確保する観点から、集落間連絡農道で未舗装となっている路線を計画的に整備する。また、国・県に対して、安房地域広域農業団地農道の整備促進を要請する。

○効率的な補修方法を検討し、計画的に保全を図る。

(獣害の予防)

○有害鳥獣による農作物等の被害を防止するため、鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、県との連携により有害鳥獣の捕獲及び駆除を強化するとともに、防護柵の設置を支援する。

(森林の適正管理)

○災害時に森林の持つ多面的な機能を十分に発揮させるため、森林植生図の作成を着実に進めるほか、林野火災予防の観点から、下刈、枝打、間伐、造林等の実施により優良な森林を育成する。

○林野火災に迅速に対応する体制の整備を図る。

【重要業績指標】

事業名	取組指標	単位	現状値	目標値
人・農地プラン策定事業	人・農地プラン作成	地区	1	6
水産業振興補助事業	漁業近代化資金利子補給年間件数	件	9	9
林道整備事業	コンクリート吹付工事延長	m	0	120
農道維持管理事業	農道整備延長	m	0	500
有害鳥獣対策事業	年間捕獲駆除数	頭	4,100	5,000
森林整備事業	年間整備面積	ha	15	21

9 國土保全

(緑地空間等の保全)

●火災の延焼防止の観点から、自然公園をはじめ、幹線道路沿いや海岸沿いの保安林については、地域に残る貴重な自然資源として保全に努め、緑豊かな潤いある緑地空間の確保を図る。

●自然公園や内浦山県民の森については、市民だけでなく県内外からの来訪者の利用を見据え、緑の保全を推進する。

●市街地及びその周辺部におけるオープンスペースを確保し、やすらぎのある快適な公園の整備と緑地の保全、緑化の推進を図る。

(護岸整備の促進)

- 海岸部については、県の関連計画に即して堤防や護岸の整備を促進し、高潮・津波対策に努める。
- 海岸部に指定されている南房総国定公園については、引き続き、適正な保全を図るとともに、周辺の自然環境、海岸景観に配慮しながら、防災機能の拡充に努める。

(公園の整備、維持管理)

- 災害時に一時避難先、火災延焼防止に活用する観点から、市立公園等公園緑地の整備を計画的に推進する。
- 既存の公園緑地については、適切な維持・管理に基づく機能の確保を図るとともに、火災に強い植栽を行うなど、防災効果を考慮した整備を進める。
- 劣化状況の確認・監視が可能な公園施設については、日常点検や定期点検を実施し、長寿命化のための補修又は更新を行う。
- 鴨川市30記念公園は、応急仮設住宅建設予定候補地として適切な維持管理に努める。

(水門の維持管理)

- 水門については、高潮や津波の際に支障なく作動するよう、県と協力しながら適切な維持・管理を図る。

(用排水施設（ため池等）の整備)

- 災害の発生するおそれのある農業用ため池（彦次郎堰、宮田堰）について、農業水路等長寿命化・防災減災事業、農村地域防災減災事業、農山漁村振興交付金等を活用し、県や地域との連携により計画的に改修等を行う。

(河川の整備)

- 河川については、水害の未然防止を基本に、自然環境や景観との調和に配慮した整備を進める。
- 未改修の準用河川については、台風や豪雨による河岸の侵食等の防止に努めるとともに、定期的なパトロール等により適切に改修や維持管理を行う。
- 二級河川のはん濫による災害を防止するため、管理者と協力して護岸等の整備を促進する。

(土砂災害対策の促進)

- 急傾斜地の崩壊による災害から住民の生命・財産を保全するため、関係機関と協力して急傾斜地崩壊対策事業を促進する。
- 山地災害や地すべりによる災害を未然に防ぐため、関係機関と協力して治山・地すべり防止対策を実施する。
- 土砂災害により大きな被害のおそれのある土砂災害特別警戒区域内の住宅について、市民の生命を守るため、住宅の移転を推進する。

【重要業績指標】

事業名	取組指標	単位	現状値	目標値
河川総務事務費（水門の維持管理事業）	水門の点検実施回数	回	24	24
農業用ため池・ダム維持管理適正化事業	事業の実施	地区	0	3

河川改修事業	河川改修工事延長	m	24	314
--------	----------	---	----	-----

10 環境

(公衆トイレの適正管理)

- 大規模災害発災後には帰宅困難になった観光客等による使用需要が見込まれることから、観光公衆トイレについては、観光客等が快適に利用できるよう、適切な維持管理を行う。

(火葬場の整備)

- 災害時に発生が想定される大量の遺体への対応により地域の衛生状態の悪化を防ぐ観点から、安房都市広域市町村圏事務組合により、広域的に火葬場を運営し、その適切な維持管理を行う。

(汚水処理機能の確保)

- 合併処理浄化槽の設置・普及を促進し、生活排水の分散・適正処理を促進する。

(し尿処理機能の維持、向上)

- 処理施設が老朽化しているため主要施設の維持管理に努めつつ、処理施設の更新を計画的に実施するとともに、災害時のバックアップ体制の構築を図る。

(ごみ処理機能の維持、向上)

- ごみ処理広域化への移行を見据えつつ、現清掃センターの安定稼働を図るため、計画的な補修・修繕を行うとともに、収集車両を計画的に更新する。

○本市を含め、君津4市、南房総市、鋸南町の6市1町で、ごみ処理広域化事業を推進し、広域化によるスケールメリットを生かした効率的なごみ処理を実施するとともに、優れた公害防止能力を有する最新の施設を整備し、環境に配慮したごみ処理の実現を目指す。

- ごみ処理広域化に向けて安定的にごみ処理を行うため、収集運搬体制を見直し、中継施設を整備・運用する。また、資源物については、ストックヤードを整備し、ごみの減量化に向けたリサイクル体制を強化する。

- 災害ごみの一時保管場所の確保を図る。

【重要業績指標】

事業名	取組指標	単位	現状値	目標値
家庭用小型合併処理浄化槽設置補助事業	生活排水処理人口普及率	%	46.4	53.4

(2) 横断的施策分野

1 リスクコミュニケーション

(災害情報伝達手段の整備)

- 防災行政無線による放送内容を受信可能な防災ラジオの普及を促進し、防災情報伝達の確実性向上を図る。
- 防災行政無線の難聴地域の調査及び地域からの要望に基づき、防災行政無線子局の整備を進める。
- 地域防災拠点等との通信を確保するための手段の整備を図る。

●住民等に対する情報伝達や避難指示等を迅速かつ確実に実施するため、防災行政無線の拡充及び停電対策に努めるほか、多様な情報伝達手段の導入を図る。

(多様な情報通信手段の整備)

●広報誌やホームページを通じて事前防災に関する情報提供を行うとともに、災害時に適切な情報手段を用いて適切な情報発信を行う。

●SNS等を発災時の住民等からの意見、被害状況等を把握するために活用する。

(市民の防災意識の向上・啓発)

●多様な機会を活用した講習・訓練等や、メディアとの連携により、市民の防災・減災に関する意識向上・啓発を促進する。また、研修等の実施により行政・民間企業等における的確な防災・減災のための知識の普及と取組を促進する。

●防災マップに掲載される情報を最新に保つなど、掲載情報の更なる充実に努め、住民に対しハザードマップ、広報誌、パンフレット、インターネット等多様な手段により、災害に関する知識の普及と防災意識の啓発を図る。

●津波避難の円滑化を図るため、電柱の海拔表示看板を更新整備する。

●防災意識の普及・啓発を図り、災害の予防対策に役立たせるため、隨時市職員、自主防災会その他関係者を対象として、防災・防火に関する講演会、説明会、座談会を開催する。

(事業所の防災体制の強化)

●災害に対する危機管理対策の取組が遅れている事業所を対象に、事業継続計画（BCP）の策定について、普及啓発と取組の促進を図る。

(住民等の避難体制の構築)

●津波発生時においては一人ひとりの主体的かつ迅速な避難行動が重要となるため、津波発生に特化した避難訓練を実施する。

●高潮の情報に対して住民が自主的に避難する体制を構築する。

●土砂災害警戒区域については、速やかに警戒避難体制を検討し、住民への周知を図るとともに、関係機関との連携により土砂災害に特化した避難訓練を実施する。

●防災行政無線による避難指示によって、住民の自主的避難が行えるよう自主防災組織、町内会等の避難体制づくりを支援する。特に、避難行動要支援者の支援方法等について検討し、あらかじめ個別計画を作成する。

●海水浴場等の多数が集まる場所については、海水浴場の管理者等の判断により自主的、主体的に避難誘導を行う体制の確立を図る。

(災害時外国人支援体制の整備)

○災害時の外国人の人的被害を防ぐため、外国人向けの防災マップ等を充実させるとともに、防災教室の開催などにより、外国人の災害対応力の向上を図る。

○災害時、外国人の行動等に対する誤解に起因する排除や差別をなくすため、地域住民の外国人対応力の向上を図る。

○災害時、外国人被災者が、迅速かつ的確に行動できるようにするため、多言語や「やさしい日本語」での情報発信をするとともに、平時に災害多言語支援センター設置訓練を実施するなど、災害時外国人支援ボランティアを養成する。

(社会福祉施設の防災対策の促進)

- 社会福祉施設における電気・水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧等に必要な非常用自家発電機等の防災資機材の整備を促進するとともに、あらかじめ防災のための体制を整えておくよう要請する。

(地域コミュニティの形成促進)

- 地域コミュニティを維持・強化するため、若い世代や元気な高齢者、市民活動団体が連携し、地域で支え合う体制づくりを促進する。
- 未組織地域での自治組織の立ち上げ、自治組織加入促進を図り、災害時（火災、地震、土砂災害など）、防犯、見守り（子ども・高齢者）に対する地域の共助の取組を構築して、コミュニティの醸成を目指す。
- 自治組織等が行う活性化に向けた取組を支援するとともに、地域における避難所の確保を図るため、地区集会施設整備を支援する。

(住民等による備蓄の促進)

- 公共備蓄の物資を被災者に対して迅速に供給できない場合を想定して、各家庭での食料、飲料水等の備蓄を進めるほか、各職場においても備蓄の充実に努めるよう、防災関連行事等を通じて備蓄を促進する。
- 事業所等において、従業員、来客等を考慮した備蓄を行うよう周知を行う。

(帰宅困難者への対応)

- 交通事業者と交通機関停止時の旅客の避難対応についてあらかじめ協議し、受入施設等の確保、情報収集・連絡体制の整備を図る。

【重要業績指標】

事業名	取組指標	単位	現状値	目標値
集会施設等整備支援事業	自治組織加入率（現状値は令和2年度）	%	57.4	57.4
防災情報伝達事業（再掲）	防災ラジオ貸与世帯数（累計） (現状値は令和2年度)	世帯	2,400	3,400
	安全・安心メール登録者数（累計） (現状値は令和2年度)	件	10,000	12,500
防災教育・訓練事業（再掲）	出前防災教室参加人数（累計）	人	0	1,050
	訓練参加人数（累計）	人	0	26,500

2 人材育成

(自主防災組織の育成)

- 災害時の共助の担い手を育成するため、自主防災組織の活動内容等の知識の普及を図るとともに、防災資機材・備蓄品等購入のほか、訓練の実施等を支援する。
- 継続的な防災活動とそれを支える消防団、民生委員、小中学校、地域のボランティア等の地域コミュニティによる防災ネットワークづくりを促進する。

- 社会福祉協議会と連携し、災害ボランティアリーダーの養成を図る。
- 防災行政無線による避難指示によって、住民の自主的避難が行えるよう自主防災組織、町内会等の避難体制づくりを支援する。特に、避難行動要支援者の支援方法等について検討する。

(男女共同参画に関する市民啓発の推進)

- 災害時に地域住民同士が助け合う体制・環境を構築する観点から、男女共同参画に関するセミナーの開催をはじめとした啓発活動やチラシの配布などによる情報提供に努め、平時から男女共同参画に関する市民意識の醸成を図る。

【重要業績指標】

事業名	取組指標	単位	現状値	目標値
自主防災組織育成事業	自主防災組織補助金交付件数（累計） (現状値は令和2年度)	組織	36	86

3 官民連携

(災害用非常食・資機材の備蓄)

- 発災から3日間は備蓄で対応できるよう非常用食料や水、災害用資機材の整備・更新を計画的に進め、備蓄物資の中で耐用年数のあるものについては、随時点検入替えを行い、品質管理及び機能維持に努める。
- 自主防災組織の防災力の強化を図るため、防災資機材や備蓄品等の整備を支援する。
- 災害時の生活用品等の不足に備え、大手スーパー、生活協同組合、コンビニエンスストア等の流通業者との災害時援助協定を推進して、在庫を利用した流通備蓄の活用を図る。また、物資の仕分けや避難所への輸送等について民間物流事業者と連携するなどの体制整備に努める。

(防災訓練の実施)

- 災害時における人的被害の軽減を図るとともに、初期活動を円滑に実施するため、関係行政機関・団体や住民、事業者との連携により総合防災訓練をはじめとした各種防災訓練を実施する。
- 学校、病院、鉄道、社会福祉施設、工場、事業所、集客施設等では、利用者、従業員等の人命保護のため、特に避難に関わる施設の整備や、各施設の実情に合わせた訓練の実施を促進する。

(帰宅困難者への対応)

- 交通事業者と交通機関停止時の旅客の避難対応についてあらかじめ協議し、受入施設等の確保、情報収集・連絡体制の整備を図る。

(見守りネットワークの形成)

- 民間事業所等との見守りネットワーク事業協定の締結により、地域における見守り体制の強化を図るとともに、買い物などの日常生活や避難行動を支援する体制の整備を進める。

【重要業績指標】

事業名	取組指標	単位	現状値	目標値
高齢者等見守りネットワーク事業	高齢者等見守りネットワーク事業協定の締結数（累計）(現状値は令和2年度)	事業所	17	22

4 老朽化対策

(社会教育関連施設の整備)

- 地震等による人的被害の発生等を防ぎ、市民が公民館を安心して利用することができるよう、耐震診断の結果や老朽化の状況等を踏まえて、計画的に改修・修繕を行う。

(学校施設の防災機能の強化)

- 耐震性の向上等防災機能の強化を図るとともに、安全、衛生的な避難所等を確保するため、校舎及び屋内・屋外運動場等学校施設の整備を行う。
- 整備を進めるにあたっては、児童・生徒数の推移や推計を考慮しながら、今後の更新を検討とともに、建物の健全性を把握し、長寿命化が可能な施設は、長寿命化改修等の実施を図る。

5 少子高齢化対策

(自主防災組織の育成)

- 災害時の共助の担い手を育成するため、自主防災組織の活動内容等の知識の普及を図るとともに、防災資機材・備蓄品等購入のほか、訓練の実施等を支援する。
- 継続的な防災活動とそれを支える消防団、民生委員、小中学校、地域のボランティア等の地域コミュニティによる防災ネットワークづくりを促進する。
- 社会福祉協議会と連携し、災害ボランティアリーダーの養成を図る。
- 防災行政無線による避難指示によって、住民の自主的避難が行えるよう自主防災組織、町内会等の避難体制づくりを支援する。特に、避難行動要支援者の支援方法等について検討する。

(要配慮施設等の避難体制の構築)

- 土砂災害警戒区域内にある要配慮者施設等に対し、情報の伝達方法、避難場所、その他必要な避難計画を定めるよう指導する。
- 避難行動要支援者の名簿を作成し、避難支援関係者へ事前の名簿情報の提供を行い、避難支援や安否確認を行うなど、発災時における要配慮者の支援体制づくりを行う。
- 情報伝達の方法や警告の配慮事項を定めた支援者一人ひとりの支援プラン（個別計画）を避難支援に関わる関係者との話し合いにより作成し、定期的に更新を図る。
- 独り暮らし高齢者、ねたきり高齢者等の安全を確保するため、緊急通報システム等を整備するとともに、災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送受信装置の普及等に努める。

(就労者の支援)

- 災害時の人材確保の観点から、鴨川市ふるさとハローワークにおいて、国等と連携した就職相談会を開催するとともに、引き続き高齢者等を含む職業相談及び職業紹介等を行う。
- 高齢者の介護予防や生きがいづくりを促進するとともに、これを人材確保へと効果的に結び付けていくため、シルバー人材センターによる高齢者への就労機会の提供を支援する。

【重要業績指標】

事業名	取組指標	単位	現状値	目標値
ふるさとハローワーク機能強化事業	ふるさとハローワークの紹介による就職者数	名	320	350

第4章 計画の推進と進捗管理

1 施策の重点化

プログラム毎に施策の推進方針を整理しましたが、本市が抱える大規模自然災害のリスクの大きさや対応を要する緊急性、県地域計画との連携・整合等を踏まえ、「人命の保護」を最優先として、以下のとおり重点化すべきプログラムを選定します。

事前に備える目標	「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1－1 地震による建物倒壊や火災発生による多数の死傷者の発生 1－2 観光施設等の不特定多数が集まる施設の倒壊・火災 1－3 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生 1－4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水 1－5 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生 1－6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2－1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止 2－2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生 2－3 消防等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足 2－4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶 2－5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（観光客）の発生 2－6 医療施設及び関係者の絶対的不足、被災・支援ルートの途絶による医療機能の麻痺 2－7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3－1 治安の悪化及び信号機の全面停止による重大交通事故の多発 3－2 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4－1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止 4－2 テレビ・ラジオ放送の中止等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5－1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下 5－2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止 5－3 主要幹線道路や鉄道が分断する等、基幹的交通ネットワークの機能停止 5－4 食料等の安定供給の停滞
6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、こ	6－1 電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止 6－2 上水道等の長期間にわたる供給停止 6－3 污水処理施設等の長期間にわたる機能停止 6－4 地域交通ネットワークが分断する事態

れらの早期復旧を図る	6-5 異常渇水等により用水の供給の途絶
7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1 市街地での大規模火災の発生
	7-2 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
	7-3 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	7-4 風評被害等による市内経済への甚大な影響
	7-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3 地域コミュニティや基幹インフラの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-4 広域地盤沈下、液状化等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
	8-6 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

2 進捗状況の把握

本計画に基づいた国土強靭化の取組を着実に推進するため、前章にて設定した重要業績指標の目標値を用いて進捗管理を行うとともに、必要に応じて取組及び重要業績指標の見直しを行います。

3 計画の見直し

本計画については、本市の総合計画の見直し時期等と整合をとるため、概ね5年ごとに見直しを行います。ただし、災害リスクや社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて計画期間内においても適宜見直しを進めることとします。また、本計画は、本市において国土強靭化に係る指針となるべきものであることから、本市地域防災計画をはじめとした各計画については、計画の見直しに際し、本計画を基本として計画内容の修正等を行うものとします。

(別記1) プログラムごとの脆弱性評価結果

※「●」は再掲

1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1 地震による建物倒壊や火災発生による多数の死傷者の発生

(防災教育の推進)

- 地域における防災・減災対応力の強化のため、園児・児童・生徒等の防災知識の普及・啓発を図る必要がある。

(消防水利の整備)

- 地震等による大規模な火災の発生等に備え、既存の消防施設等の適正な維持管理、多様な消防水利の確保等を進め
る必要がある。

(消防施設等の整備)

- 地震等による火災をはじめとして化学薬品を使用した事件等に対応するため、迅速な活動を可能とする体制整備、
必要な施設・設備、消防用備品の更新・整備が必要である。

(消防団機能の確保)

- 地震等による火災の発生等に対応するため、消防団機能の確保を図る必要がある。

(市民の防災意識の向上・啓発)

- 被害の発生防止や被害軽減のため、災害発生状況や危険箇所・区域等に関する情報、避難関係情報等の災害リスク
等を多様な手段で発信し、市民の防災・減災に関する意識醸成・向上を促進していく必要がある。

(事業所の防災体制の強化)

- 災害時の事業における安全確保等のため、自らの危機管理体制の構築と地域と連携した取組を促進する必要があ
る。

(ブロック塀等安全対策等の実施)

- 地震等による工作物やブロック塀の倒壊を防止するため、危険箇所の把握や改善促進を図る必要がある。

(大規模建築物等の耐震化の促進)

- 大規模な地震発生に備え、学校などの公共施設や病院などの防災上重要な施設や、不特定多数が利用する市内
の旧耐震基準の旅館・ホテル等大規模な建築物の耐震化を促進する必要がある。

(安全な土地利用の推進)

- 災害に強い都市構造や土地利用の構築のため、防災上安全性の高い市街地形成を進める必要がある。

(建物の防火対策の促進)

- 地震等による倒壊や火災発生や延焼による被害の防止・軽減のため、建築物が密集し多くの被害を生ずるおそれの
ある地域や避難場所周辺等の一定範囲の防火対策を促進する必要がある。

(空き家対策の推進)

- 地震発生時において被害の拡大を防止するため、倒壊や火災の発生、延焼のおそれのある空き家等への対応を図る
必要がある。

(住宅の耐震化等の促進)

- 地震時の建物倒壊を防ぐため、一般住宅について、住民と協力して耐震化を促進する必要がある。

(市営住宅の維持管理)

- 地震時の人的被害発生を防ぐとともに応急住宅や復興に必要な住宅の確保のため、老朽化が顕著となっている市営
住宅の用途廃止や高齢者に配慮した設備への改修を計画的に進める必要がある。

(避難所の防災機能の向上)

- 災害時に避難が必要となる市民の救援・支援を実施するため、災害時の復旧救援・支援拠点となる避難所の安全・
収容力の確保や要配慮者対応を含めた機能の充実とともに、一時避難場所となる緊急避難場所の防災機能の整備・
拡充に向けた支援が必要である。また、避難所までの安全な避難経路の確保が必要である。

(緑地空間等の保全)

- 災害による被害の防止や軽減のため、自然公園、幹線道路沿いや海岸沿いの保安林など緑地空間の確保・保全が必
要である。

(学校施設の防災機能の強化)

- 災害時の児童生徒の安全確保や安全、衛生的な避難所を確保するため、避難所となる小中学校の施設を中心に適切
な維持・改修が必要である。

- ヘリポートとして活用する場合があることを踏まえ、屋外運動場の維持管理を行う必要がある。

(生活道路の整備)

- 災害時の避難や緊急車両の円滑な通行の確保のため、歩行空間の安全性や、海岸部から高台への避難経路の確保・
整備など、避難場所までのネットワーク整備による避難経路の安全性の強化に努める必要がある。

(狭隘道路等の整備)

- 災害時の住民の安全な避難行動や緊急車両の通行を確保するため、漁村区域内の狭隘な道路において、住宅の更新
等に伴うセットバックによる道路空間の確保を住民との協働により拡幅整備を推進する必要がある。

○災害時において住民の適切な避難や緊急車両の円滑な通行、道路が車両通行不能となる被害の発生を防ぐため、市道の幅員拡大、予防保全や定期点検による効率的な維持管理を実施する必要がある。

(公園の整備、維持管理)

○災害に強い都市構造や土地利用の構築のため、防災・減災力の向上に対応した市内公園施設の整備、維持管理を進める必要がある。

(災害時外国人支援体制の整備)

○災害時の外国人の安全確保のため、外国人のための防災・減災に関する情報発信等の支援が必要である。

(社会福祉施設の防災対策の促進)

○災害発生時の避難行動に困難や支障を伴う人々の安全を確保するため、社会福祉施設の防災機能の確保や地域との協力体制づくりの促進が必要である。

(地域コミュニティの形成促進)

○地域コミュニティの維持・強化、地域における防災・減災対応力の強化のため、自治組織の育成、活動活性化等により地域での支え合いを促進する必要がある。

(自主防災組織の育成)

○災害の発生に備えた地域の防災力の向上のため、自主防災組織の育成・強化、地域における消防団・民生委員・小学校・地域のボランティア等の連携、リーダー育成を進める必要がある。また、住民の自主的避難体制づくりや避難行動要支援者の支援を図る必要がある。

(要配慮施設等の避難体制の構築)

○災害発生時の避難行動に困難や支障を伴う人々の安全を確保するため、地域における要配慮者の避難支援体制、要配慮者施設等の安全な避難等を確保する必要がある。

1－2 観光施設等の不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

(消防水利の整備)

●地震等による大規模な火災の発生等に備え、既存の消防施設等の適正な維持管理、多様な消防水利の確保等を進める必要がある。

(消防施設等の整備)

●地震等による火災をはじめとして化学薬品を使用した事件等に対応するため、迅速な活動を可能とする体制整備、必要な施設・設備、消防用備品の更新・整備が必要である。

(消防団機能の確保)

●地震等による火災の発生等に対応するため、消防団機能の確保を図る必要がある。

(公共施設の適正管理)

○災害に強い都市構造や土地利用の構築のため、全市的なまちづくり及び地域活性化の視点を踏まえて、防災・減災力の向上に対応した学校跡地等遊休施設の有効活用や市内公共施設等の更新・統廃合、維持管理を進める必要がある。

(道の駅等の防災拠点としての活用)

○災害時の地域の防災拠点機能の発揮や被災した観光客の受け入れ機能の向上等を図るため、道の駅等の施設・設備の維持・改善を図る必要がある。

(社会教育関連施設の整備)

○災害時の地域住民の避難や活動の場となる公民館の安全性・機能の確保のため、必要な改修・修繕や移転等を含めた機能強化が必要である。

(大規模建築物等の耐震化の促進)

●大規模な地震発生に備え、学校などの公共施設や病院などの防災上重要となる施設や、不特定多数が利用する市内の旧耐震基準の旅館・ホテル等大規模な建築物の耐震化を促進する必要がある。

(避難所の防災機能の向上)

●災害時に避難が必要となる市民の救援・支援を実施するため、災害時の復旧救援・支援拠点となる避難所の安全・収容力の確保や要配慮者対応を含めた機能の充実とともに、一時避難場所となる緊急避難場所の防災機能の整備・拡充に向けた支援が必要である。また、避難所までの安全な避難経路の確保が必要である。

(総合運動施設等の整備)

○総合運動施設及び体育センターについて、災害時において広域防災拠点やヘリポートとしての機能を担うとともに、救援物資受入拠点及び災害ボランティアセンターの設置を可能とするため、防災・減災機能の強化を図る必要がある。

(緑地空間等の保全)

●災害による被害の防止や軽減のため、自然公園、幹線道路沿いや海岸沿いの保安林など緑地空間の確保・保全が必要である。

(保健・福祉関連施設の整備)

○災害時における高齢者や要配慮者の被害等を防止・軽減するため、保健・福祉に関するサービスを提供する施設等の整備が必要である。

(災害時外国人支援体制の整備)

●災害時の外国人の安全確保のため、外国人のための防災・減災に関する情報発信等の支援が必要である。

1 – 3 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生

(防災教育の推進)

●地域における防災・減災対応力の強化のため、園児・児童・生徒等の防災知識の普及・啓発を図る必要がある。

(公共施設の適正管理)

●災害に強い都市構造や土地利用の構築のため、全市的なまちづくり及び地域活性化の視点を踏まえて、防災・減災力の向上に対応した学校跡地等遊休施設の有効活用や市内公共施設等の更新・統廃合、維持管理を進める必要がある。

(水防用資機材の整備)

○浸水等の緊急事態に対処するため、必要な機材の準備や排水機場の適正な維持管理の必要がある。

(災害情報伝達手段の整備)

○災害時に備え、防災行政無線をはじめとする多様な手段を用いて、防災情報伝達の確実性向上を図る必要がある。

(市民の防災意識の向上・啓発)

●被害の発生防止や被害軽減のため、災害発生状況や危険箇所・区域等に関する情報、避難関係情報等の災害リスク等を多様な手段で発信し、市民の防災・減災に関する意識醸成・向上を促進していく必要がある。

(事業所の防災体制の強化)

●災害時の事業における安全確保等のため、自らの危機管理体制の構築と地域と連携した取組を促進する必要がある。

(住民等の避難体制の構築)

○大規模な津波や土砂災害による人的被害の防止のため、避難誘導・指示等に関する体制の拡充と、自助による避難の取組を促進する必要がある。また、避難行動要支援者及び観光客等を適切に退避誘導するための平時からの取組を強化する必要がある。

(安全な土地利用の推進)

●災害に強い都市構造や土地利用の構築のため、防災上安全性の高い市街地形成を進める必要がある。

(津波避難ビル・タワーの整備)

○津波発生時における市民・観光客等の避難の確保を図るために、津波到達時間が短いなど避難が困難と想定される地域については、民間施設を含めた避難施設の確保及び周知を図る必要がある。

○津波発生時における市民・観光客等の一時避難場所として、旧小湊小学校敷地内に津波避難タワーを整備している。

(街灯の整備)

○災害時の観光客等を含めた避難等の安全確保と防犯のため、街路灯や防犯灯、案内サイン等の整備が必要である。

(避難所の防災機能の向上)

●災害時に避難が必要となる市民の救援・支援を実施するため、災害時の復旧救援・支援拠点となる避難所の安全・収容力の確保や要配慮者対応を含めた機能の充実とともに、一時避難場所となる緊急避難場所の防災機能の整備・拡充に向けた支援が必要である。また、避難所までの安全な避難経路の確保が必要である。

(護岸整備の促進)

○地震津波や高潮による被害を防止するため、海岸部の堤防や護岸整備を進める必要がある。

○液状化のしやすい地域の堤防や護岸については、液状化対策を進める必要がある。

(沿岸部における情報伝達体制の構築)

○地震による津波発生などによる被害の最小限化のため、漁港・臨海施設等への迅速な情報伝達と避難体制づくりが必要である。

(観光施設における通信環境の整備)

○観光振興により増加が見込まれる観光客の災害時の安全確保等のため、的確な災害情報の伝達や通信手段の確保等を図る必要がある。

(生活道路の整備)

●災害時の避難や緊急車両の円滑な通行の確保のため、歩行空間の安全性や、海岸部から高台への避難経路の確保・整備など、避難場所までのネットワーク整備による避難経路の安全性の強化に努める必要がある。

(狭隘道路等の整備)

●災害時の住民の安全な避難行動や緊急車両の通行を確保するため、漁村区域内の狭隘な道路において、住宅の更新等に伴うセットバックによる道路空間の確保を住民との協働により拡幅整備を推進する必要がある。

●災害時において住民の適切な避難や緊急車両の円滑な通行、道路が車両通行不能となる被害の発生を防ぐため、市道の幅員拡大、予防保全や定期点検による効率的な維持管理を実施する必要がある。

(水門の維持管理)

○高潮・津波による被害防止のため、市内3箇所の水門（内浦、湊、神明）の適切な維持管理が必要である。

(災害時外国人支援体制の整備)

- 災害時の外国人の安全確保のため、外国人のための防災・減災に関する情報発信等の支援が必要である。

(社会福祉施設の防災対策の促進)

- 災害発生時の避難行動に困難や支障を伴う人々の安全を確保するため、社会福祉施設の防災機能の確保や地域との協力体制づくりの促進が必要である。

(地域コミュニティの形成促進)

- 地域コミュニティの維持・強化、地域における防災・減災対応力の強化のため、自治組織の育成、活動活性化等により地域での支え合いを促進する必要がある。

(自主防災組織の育成)

- 災害の発生に備えた地域の防災力の向上のため、自主防災組織の育成・強化、地域における消防団・民生委員・小学校・地域のボランティア等の連携、リーダー育成を進める必要がある。また、住民の自主的避難体制づくりや避難行動要支援者の支援を図る必要がある。

(要配慮施設等の避難体制の構築)

- 災害発生時の避難行動に困難や支障を伴う人々の安全を確保するため、地域における要配慮者の避難支援体制、要配慮者施設等の安全な避難等を確保する必要がある。

1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

(防災教育の推進)

- 地域における防災・減災対応力の強化のため、園児・児童・生徒等の防災知識の普及・啓発を図る必要がある。

(公共施設の適正管理)

- 災害に強い都市構造や土地利用の構築のため、全市的なまちづくり及び地域活性化の視点を踏まえて、防災・減災力の向上に対応した学校跡地等遊休施設の有効活用や市内公共施設等の更新・統廃合、維持管理を進める必要がある。

(水防用資機材の整備)

- 浸水等の緊急事態に対処するため、必要な機材の準備や排水機場の適正な維持管理の必要がある。

(災害情報伝達手段の整備)

- 災害時に備え、防災行政無線をはじめとする多様な手段を用いて、防災情報伝達の確実性向上を図る必要がある。

(市民の防災意識の向上・啓発)

- 被害の発生防止や被害軽減のため、災害発生状況や危険箇所・区域等に関する情報、避難関係情報等の災害リスク等を多様な手段で発信し、市民の防災・減災に関する意識醸成・向上を促進していく必要がある。

(事業所の防災体制の強化)

- 災害時の事業における安全確保等のため、自らの危機管理体制の構築と地域と連携した取組を促進する必要がある。

(住民等の避難体制の構築)

- 大規模な津波や土砂災害による人的被害の防止のため、避難誘導・指示等に関する体制の拡充と、自助による避難の取組を促進する必要がある。また、避難行動要支援者及び観光客等を適切に退避誘導するための平時からの取組を強化する必要がある。

(安全な土地利用の推進)

- 災害に強い都市構造や土地利用の構築のため、防災上安全性の高い市街地形成を進める必要がある。

(津波避難ビル・タワーの整備)

- 津波発生における市民・観光客等の避難の確保を図るため、津波到達時間が短いなど避難が困難と想定される地域については、民間施設を含めた避難施設の確保及び周知を図る必要がある。

- 津波発生における市民・観光客等の一時避難場所として、旧小湊小学校敷地内に津波避難タワーを整備している。

(街灯の整備)

- 災害時の観光客等を含めた避難等の安全確保と防犯のため、街路灯や防犯灯、案内サイン等の整備が必要である。

(雨水排水能力の向上)

- 発生の頻度が増している豪雨等による被害を防ぐため、一般排水路、都市下水路の計画的な更新や適正な維持管理及び浸水被害を防ぐための排水機能の強化が必要である。

(避難所の防災機能の向上)

- 災害時に避難が必要となる市民の救援・支援を実施するため、災害時の復旧救援・支援拠点となる避難所の安全・収容力の確保や要配慮者対応を含めた機能の充実とともに、一時避難場所となる緊急避難場所の防災機能の整備・拡充に向けた支援が必要である。また、避難所までの安全な避難経路の確保が必要である。

(生活道路の整備)

- 災害時の避難や緊急車両の円滑な通行の確保のため、歩行空間の安全性や、海岸部から高台への避難経路の確保・整備など、避難場所までのネットワーク整備による避難経路の安全性の強化に努める必要がある。

(狭隘道路等の整備)

- 災害時の住民の安全な避難行動や緊急車両の通行を確保するため、漁村区域内の狭隘な道路において、住宅の更新等に伴うセットバックによる道路空間の確保を住民との協働により拡幅整備を推進する必要がある。

- 災害時において住民の適切な避難や緊急車両の円滑な通行、道路が車両通行不能となる被害の発生を防ぐため、市道の幅員拡大、予防保全や定期点検による効率的な維持管理を実施する必要がある。

(用排水施設（ため池等）の整備)

- 降雨、地震等による被害の発生を防止するため、老朽化した農業用ため池の改修等が必要である。

(河川の整備)

- 台風や豪雨による河岸の侵食等の未然防止のため、周辺環境に配慮しながら適切な改修や維持管理を実施する必要がある。

(災害時外国人支援体制の整備)

- 災害時の外国人の安全確保のため、外国人のための防災・減災に関する情報発信等の支援が必要である。

(社会福祉施設の防災対策の促進)

- 災害発生時の避難行動に困難や支障を伴う人々の安全を確保するため、社会福祉施設の防災機能の確保や地域との協力体制づくりの促進が必要である。

(自主防災組織の育成)

- 災害の発生に備えた地域の防災力の向上のため、自主防災組織の育成・強化、地域における消防団・民生委員・小学校・地域のボランティア等の連携、リーダー育成を進める必要がある。また、住民の自主的避難体制づくりや避難行動要支援者の支援を図る必要がある。

(要配慮施設等の避難体制の構築)

- 災害発生時の避難行動に困難や支障を伴う人々の安全を確保するため、地域における要配慮者の避難支援体制、要配慮者施設等の安全な避難等を確保する必要がある。

1－5 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

(防災教育の推進)

- 地域における防災・減災対応力の強化のため、園児・児童・生徒等の防災知識の普及・啓発を図る必要がある。

(災害情報伝達手段の整備)

- 災害時に備え、防災行政無線をはじめとする多様な手段を用いて、防災情報伝達の確実性向上を図る必要がある。

(市民の防災意識の向上・啓発)

- 被害の発生防止や被害軽減のため、災害発生状況や危険箇所・区域等に関する情報、避難関係情報等の災害リスク等を多様な手段で発信し、市民の防災・減災に関する意識醸成・向上を促していく必要がある。

(住民等の避難体制の構築)

- 大規模な津波や土砂災害による人的被害の防止のため、避難誘導・指示等に関する体制の拡充と、自助による避難の取組を促進する必要がある。また、避難行動要支援者及び観光客等を適切に退避誘導するための平時からの取組を強化する必要がある。

(安全な土地利用の推進)

- 災害に強い都市構造や土地利用の構築のため、防災上安全性の高い市街地形成を進める必要がある。

(舗装及び法面等の維持管理)

- 地震時、大雨時等に人的被害、通行障害を起こさないよう、市道の舗装や法面、盛土、擁壁等の老朽化等による損傷が進んでいる箇所について、適切な維持管理が必要である。また、特に崩落の危険性のある法面について、安全対策を実施する必要がある。

(土砂災害対策の促進)

- 大規模な地震や豪雨等による急傾斜地崩壊・地すべり等による災害から住民の生命・財産を保全するため、関係機関と協力して事前防止のための対策を進める必要がある。

(災害時外国人支援体制の整備)

- 災害時の外国人の安全確保のため、外国人のための防災・減災に関する情報発信等の支援が必要である。

(社会福祉施設の防災対策の促進)

- 災害発生時の避難行動に困難や支障を伴う人々の安全を確保するため、社会福祉施設の防災機能の確保や地域との協力体制づくりの促進が必要である。

(地域コミュニティの形成促進)

- 地域コミュニティの維持・強化、地域における防災・減災対応力の強化のため、自治組織の育成、活動活性化等により地域での支え合いを促進する必要がある。

(自主防災組織の育成)

- 災害の発生に備えた地域の防災力の向上のため、自主防災組織の育成・強化、地域における消防団・民生委員・小学校・地域のボランティア等の連携、リーダー育成を進める必要がある。また、住民の自主的避難体制づくりや避難行動要支援者の支援を図る必要がある。

(地盤災害の防止)

- 地震等による液状化等の地盤災害による人的、物的被害の防止・軽減を図るため、危険箇所の把握と予防措置に取り組む必要がある。

(要配慮施設等の避難体制の構築)

- 災害発生時の避難行動に困難や支障を伴う人々の安全を確保するため、地域における要配慮者の避難支援体制、要配慮者施設等の安全な避難等を確保する必要がある。

1－6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

(災害情報伝達手段の整備)

- 災害時に備え、防災行政無線をはじめとする多様な手段を用いて、防災情報伝達の確実性向上を図る必要がある。

(多様な情報通信手段の整備)

- 災害時に必要な行政情報の発信やニーズ等の把握のため、情報発信手段の多様化や強化を進める必要がある。

(市民の防災意識の向上・啓発)

- 被害の発生防止や被害軽減のため、災害発生状況や危険箇所・区域等に関する情報、避難関係情報等の災害リスク等を多様な手段で発信し、市民の防災・減災に関する意識醸成・向上を促進していく必要がある。

(防災訓練の実施)

- 災害発生時における人的被害の軽減を図るとともに、初期活動を円滑に実施するため、対応部局の危機対応能力の不斷の向上を図るとともに、関係行政機関や住民、事業者との連携を強化する必要がある。

(観光施設における通信環境の整備)

- 観光振興により増加が見込まれる観光客の災害時の安全確保等のため、的確な災害情報の伝達や通信手段の確保等を図る必要がある。

(電話施設の耐震化推進)

- 災害時の通信機能の確保を図るため、迅速な復旧のための体制・施設の整備を促進する必要がある。

(災害時外国人支援体制の整備)

- 災害時の外国人の安全確保のため、外国人のための防災・減災に関する情報発信等の支援が必要である。

(自主防災組織の育成)

- 災害の発生に備えた地域の防災力の向上のため、自主防災組織の育成・強化、地域における消防団・民生委員・小学校・地域のボランティア等の連携、リーダー育成を進める必要がある。また、住民の自主的避難体制づくりや避難行動要支援者の支援を図る必要がある。

(災害即応体制の整備)

- 災害発時における災害対応力の向上を図るため、平時からの体制の活動を図る必要がある。

(市職員等の災害対応力の向上)

- 災害発時における対応力の向上を図る必要がある。

(要配慮施設等の避難体制の構築)

- 災害発生時の避難行動に困難や支障を伴う人々の安全を確保するため、地域における要配慮者の避難支援体制、要配慮者施設等の安全な避難等を確保する必要がある。

2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

2－1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

(災害用非常食・資機材の備蓄)

- 災害時の物流の停止に備え、必要な水・食料の備蓄や、災害用資機材の整備・更新を図る必要がある。

- 区や町内会等で組織する自主防災組織の防災力の強化を図るため、防災資機材や備蓄品等の整備を支援する必要がある。

- 被災後の生活用品等の不足に備え、流通業者と協力した流通備蓄の確保や避難物資の輸送等の体制整備を進める必要がある。

(学校給食の確保)

- 災害時における食料供給の確保のため、学校給食センターの運営体制や設備等の適切な改善を図る必要がある。

(水道施設の災害対応力の強化)

- 災害時にも安全で良質な水を安定的に供給するため、浄水設備・配水管等の更新・改良を進める必要がある。

- 広域的に安定的な水源の確保を図る必要がある。

(避難所の防災機能の向上)

- 災害時に避難が必要となる市民の救援・支援を実施するため、災害時の復旧救援・支援拠点となる避難所の安全・収容力の確保や要配慮者対応を含めた機能の充実とともに、一時避難場所となる緊急避難場所の防災機能の整備・拡充に向けた支援が必要である。また、避難所までの安全な避難経路の確保が必要である。

(国・県道等の整備促進)

- 災害時の救命救急活動・物資輸送や円滑な復旧復興活動の軸となる幹線道路の整備を進める必要がある。

(海上輸送拠点の機能整備)

- 災害時の物資供給の確保のため、海上輸送拠点に位置付けられている鴨川漁港の機能の維持・管理を図る必要がある。

(漁業基盤の整備)

- 災害に強い地域経済の確立と漁業基盤の確保のため、県営漁港における液状化対策を含めた施設整備や、市営漁港、漁港海岸の整備が必要である。

(農業振興の推進)

- 大規模災害にも対応する地域コミュニティの維持・強化、地域における防災・減災対応力の強化のため、棚田等の地域資源の活用等の促進や他産業との連携により、農業の振興を図る必要がある。

(農地等の整備・保全)

- 大規模災害にも対応する地域コミュニティの維持・強化、地域における防災・減災対応力の強化のため、農業基盤整備や集積化とあわせた防災性の向上、農地等の保全を図る必要がある。

(就農者の確保)

- 大規模災害にも対応する地域経済・コミュニティの維持・強化、地域における防災・減災対応力の強化のため、農業経営体の経営規模の拡大・効率化、新規就農の促進や6次産業化、後継者の確保のための取組を進める必要がある。

(漁業就業者の確保)

- 災害に備えて地域コミュニティを維持・強化していくとともに地域内で食料の供給を確保するため、新規就漁者の増加を図る必要がある。

(住民等による備蓄の促進)

- 災害による被害の最小限化のため、住民及び地域コミュニティ、事業所、学校、観光施設等における災害対応体制づくりや備蓄など自助による取組を促進する必要がある。

2－2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

(生活道路の整備)

- 災害時の避難や緊急車両の円滑な通行の確保のため、歩行空間の安全性や、海岸部から高台への避難経路の確保・整備など、避難場所までのネットワーク整備による避難経路の安全性の強化に努める必要がある。

(狭隘道路等の整備)

- 災害時の住民の安全な避難行動や緊急車両の通行を確保するため、漁村区域内の狭隘な道路において、住宅の更新等に伴うセットバックによる道路空間の確保を住民との協働により拡幅整備を推進する必要がある。
- 災害時において住民の適切な避難や緊急車両の円滑な通行、道路が車両通行不能となる被害の発生を防ぐため、市道の幅員拡大、予防保全や定期点検による効率的な維持管理を実施する必要がある。

(舗装及び法面等の維持管理)

- 地震時、大雨時等に人的被害、通行障害を起こさないよう、市道の舗装や法面、盛土、擁壁等の老朽化等による損傷が進んでいる箇所について、適切な維持管理が必要である。また、特に崩落の危険性のある法面について、安全対策を実施する必要がある。

(橋梁の維持管理)

- 地震等による被害の発生を防ぐとともに災害対応に必要な交通機能を確保するため、市道に架かる老朽化した橋梁の補修等を進める必要がある。特に、重要な道路ネットワーク上の橋梁については、適切な対策を実施する必要がある。

(林道の整備)

- 災害に強い森林経営基盤の確保のため、林道の適切な維持や改良を進める必要がある。

(農道の整備)

- 山間部や農業集落等における災害時の避難・活動や復旧・復興活動の確保のため、孤立化を防ぐことのできる農道の整備が必要である。

2－3 消防等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足

(消防水利の整備)

- 地震等による大規模な火災の発生等に備え、既存の消防施設等の適正な維持管理、多様な消防水利の確保等を進め需要がある。

(消防施設等の整備)

- 地震等による火災をはじめとして化学薬品を使用した事件等に対応するため、迅速な活動を可能とする体制整備、必要な施設・設備、消防用備品の更新・整備が必要である。

(消防団機能の確保)

- 地震等による火災の発生等に対応するため、消防団機能の確保を図る必要がある。

(防災訓練の実施)

- 災害発生時における人的被害の軽減を図るとともに、初期活動を円滑に実施するため、対応部局の危機対応能力の不斷の向上を図るとともに、関係行政機関や住民、事業者との連携を強化する必要がある。

(広域的消防、医療体制の構築)

- 災害時の広域的な被害への対応のため、広域で救急体制及び施設・設備の充実が必要である。

(国・県道等の整備促進)

- 災害時の救命救急活動・物資輸送や円滑な復旧復興活動の軸となる幹線道路の整備を進める必要がある。

2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

(公共施設の電力確保)

- 災害時の電力等の途絶に備えるため、防災拠点となる公共施設を中心に自立的なエネルギー供給体制づくりを進めることの必要がある。

(送電設備の適正管理)

- 災害時の電力供給を確保するため、送電設備の安全確保を図る必要がある。

2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（観光客）の発生

(公共施設の適正管理)

- 災害に強い都市構造や土地利用の構築のため、全市的なまちづくり及び地域活性化の視点を踏まえて、防災・減災力の向上に対応した学校跡地等遊休施設の有効活用や市内公共施設等の更新・統廃合、維持管理を進める必要がある。

(道の駅等の防災拠点としての活用)

- 災害時の地域の防災拠点機能の発揮や被災した観光客の受け入れ機能の向上等を図るために、道の駅等の施設・設備の維持・改善を図る必要がある。

(大規模建築物等の耐震化の促進)

- 大規模な地震発生に備え、学校などの公共施設や病院などの防災上重要な施設や、不特定多数が利用する市内の旧耐震基準の旅館・ホテル等大規模な建築物の耐震化を促進する必要がある。

(避難所の防災機能の向上)

- 災害時に避難が必要となる市民の救援・支援を実施するため、災害時の復旧救援・支援拠点となる避難所の安全・収容力の確保や要配慮者対応を含めた機能の充実とともに、一時避難場所となる緊急避難場所の防災機能の整備・拡充に向けた支援が必要である。また、避難所までの安全な避難経路の確保が必要である。

(総合運動施設等の整備)

- 総合運動施設及び体育センターについて、災害時において広域防災拠点やヘリポートとしての機能を担うとともに、救援物資受入拠点及び災害ボランティアセンターの設置を可能とするため、防災・減災機能の強化を図る必要がある。

(駅広場の整備)

- 災害時における公共交通機関の機能停止や帰宅困難者の発生等に備え、安房鴨川駅西口広場等の利便性と安全性の向上を図る必要がある。

(鉄道施設の整備促進)

- 災害時の鉄道輸送の確保を図るため、迅速な復旧のための体制・施設の整備を促進する必要がある。

(公共交通の維持確保)

- 地域公共交通サービスの平時でのサービス確保とともに、迅速な復旧が可能となる体制整備を進める必要がある。

(公園の整備、維持管理)

- 災害に強い都市構造や土地利用の構築のため、防災・減災力の向上に対応した市内公園施設の整備、維持管理を進める必要がある。

(住民等による備蓄の促進)

- 災害による被害の最小限化のため、住民及び地域コミュニティ、事業所、学校、観光施設等における災害対応体制づくりや備蓄など自助による取組を促進する必要がある。

(帰宅困難者への対応)

- 災害時の鉄道停止に伴い帰宅困難者の発生が予想されるため、関係機関が連携した情報提供や一時滞在への対応など帰宅困難者の安全確保等に取り組む必要がある。

2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足、被災・支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

(防災訓練の実施)

- 災害発生時における人的被害の軽減を図るとともに、初期活動を円滑に実施するため、対応部局の危機対応能力の不斷の向上を図るとともに、関係行政機関や住民、事業者との連携を強化する必要がある。

(総合運動施設等の整備)

- 総合運動施設及び体育センターについて、災害時において広域防災拠点やヘリポートとしての機能を担うとともに、救援物資受入拠点及び災害ボランティアセンターの設置を可能とするため、防災・減災機能の強化を図る必要がある。

(保健・福祉関連施設の整備)

- 災害時における高齢者や要配慮者の被害等を防止・軽減するため、保健・福祉に関するサービスを提供する施設等の整備が必要である。

(広域的消防、医療体制の構築)

- 災害時の広域的な被害への対応のため、広域で救急体制及び施設・設備の充実が必要である。

(地域医療・福祉の充実)

- 災害時にも安心な地域医療体制を構築するため、行政と医療・福祉機関が連携したサービス提供体制の整備や人材育成等のほか、高齢者移住に対応した医療・介護体制、関係企業誘致、人材育成等に取り組む必要がある。

(市立国保病院の整備)

- 内陸部における災害医療の拠点として、機能の維持・向上を図る必要がある。

(生活道路の整備)

- 災害時の避難や緊急車両の円滑な通行の確保のため、歩行空間の安全性や、海岸部から高台への避難経路の確保・整備など、避難場所までのネットワーク整備による避難経路の安全性の強化に努める必要がある。

(狭隘道路等の整備)

- 災害時の住民の安全な避難行動や緊急車両の通行を確保するため、漁村区域内の狭隘な道路において、住宅の更新等に伴うセットバックによる道路空間の確保を住民との協働により拡幅整備を推進する必要がある。
- 災害時において住民の適切な避難や緊急車両の円滑な通行、道路が車両通行不能となる被害の発生を防ぐため、市道の幅員拡大、予防保全や定期点検による効率的な維持管理を実施する必要がある。

(舗装及び法面等の維持管理)

- 地震時、大雨時等に人的被害、通行障害を起こさないよう、市道の舗装や法面、盛土、擁壁等の老朽化等による損傷が進んでいる箇所について、適切な維持管理が必要である。また、特に崩落の危険性のある法面について、安全対策を実施する必要がある。

(国・県道等の整備促進)

- 災害時の救命救急活動・物資輸送や円滑な復旧復興活動の軸となる幹線道路の整備を進める必要がある。

(橋梁の維持管理)

- 地震等による被害の発生を防ぐとともに災害対応に必要な交通機能を確保するため、市道に架かる老朽化した橋梁の補修等を進める必要がある。特に、重要な道路ネットワーク上の橋梁については、適切な対策を実施する必要がある。

(幹線市道の整備)

- 発災時の救命救急活動・物資輸送や円滑な復旧復興活動の軸となる幹線道路の整備や、沿道建築物の倒壊による遮断等の事態の発生を防止する必要がある。

(地域高規格道路の早期実現)

- 災害時の広域活動や受援・応援の確保のため、南房総・外房地域における地域高規格道路（館山・鴨川道路、鴨川・大原道路、茂原・一宮・大原道路）の具体化及び早期整備推進が必要である。

(林道の整備)

- 災害に強い森林経営基盤の確保のため、林道の適切な維持や改良を進める必要がある。

(農道の整備)

- 山間部や農業集落等における災害時の避難・活動や復旧・復興活動の確保のため、孤立化を防ぐことのできる農道の整備が必要である。

2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

(避難所の防災機能の向上)

- 災害時に避難が必要となる市民の救援・支援を実施するため、災害時の復旧救援・支援拠点となる避難所の安全・収容力の確保や要配慮者対応を含めた機能の充実とともに、一時避難場所となる緊急避難場所の防災機能の整備・拡充に向けた支援が必要である。また、避難所までの安全な避難経路の確保が必要である。

(学校施設の防災機能の強化)

- 災害時の児童生徒の安全確保や安全、衛生的な避難所を確保するため、避難所となる小中学校の施設を中心に適切な維持・改修が必要である。

<p>●ヘリポートとして活用する場合があることを踏まえ、屋外運動場の維持管理を行う必要がある。</p> <p>(地域医療・福祉の充実)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●災害時にも安心な地域医療体制を構築するため、行政と医療・福祉機関が連携したサービス提供体制の整備や人材育成等のほか、高齢者移住に対応した医療・介護体制、関係企業誘致、人材育成等に取り組む必要がある。 <p>(市立国保病院の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●内陸部における災害医療の拠点として、機能の維持・向上を図る必要がある。 <p>(公衆トイレの適正管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○観光振興により増加が見込まれる観光客の災害時の安全確保等のため、衛生施設の整備が必要である。 <p>(火葬場の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害時に広域的な人的被害が生ずる事態も予想されることから、遺体等への適切な対応に備える必要がある。 <p>(汚水処理機能の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害時にも市民の衛生環境を守るために、生活排水の適正処理を促進する必要がある。 <p>(し尿処理機能の維持、向上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害時の市民の衛生環境の確保と円滑・迅速な復旧・復興のため、防災・減災をふまえたし尿処理体制・設備の更新等に取り組む必要がある。 <p>(ごみ処理機能の維持、向上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害時の市民の衛生環境の確保と円滑・迅速な復旧・復興のため、ごみ処理体制及び設備の防災・減災をふまえた維持・改善、災害廃棄物への対応体制等の構築を進める必要がある。
--

3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 治安の悪化及び信号機の全面停止による重大交通事故の多発

<p>(街灯の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●災害時の観光客等を含めた避難等の安全確保と防犯のため、街路灯や防犯灯、案内サイン等の整備が必要である。 <p>(雪害対策の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○降雪や氷結による市道での事故や被害の発生を防止するため、予防のための取組を図る必要がある。 <p>(生活道路の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●災害時の避難や緊急車両の円滑な通行の確保のため、歩行空間の安全性や、海岸部から高台への避難経路の確保・整備など、避難場所までのネットワーク整備による避難経路の安全性の強化に努める必要がある。 <p>(駅広場の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●災害時における公共交通機関の機能停止や帰宅困難者の発生等に備え、安房鴨川駅西口広場等の利便性と安全性の向上を図る必要がある。 <p>(交通安全施設の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平時のみならず災害時の交通安全の確保のため、交通危険箇所への交通安全施設の整備が必要である。 <p>(地域コミュニティの形成促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域コミュニティの維持・強化、地域における防災・減災対応力の強化のため、自治組織の育成、活動活性化等により地域での支え合いを促進する必要がある。 <p>(見守りネットワークの形成)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害に備えて地域コミュニティを維持・強化していくため、行政と地域が連携した日常生活の支援や避難等の防災活動の促進が必要である。

3-2 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

<p>(市役所庁舎の適正管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●災害時の拠点施設となる市役所庁舎の機能発揮のため、必要な維持・管理、設備更新等を進める必要がある。 <p>(災害時における行政窓口の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害時においても必要な行政機能を維持し、各種行政手続の窓口を確保する必要がある。 <p>(市政協力員の設置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害時における市民との円滑な相互連携を図る必要がある。 <p>(防災訓練の実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●災害発時における人的被害の軽減を図るとともに、初期活動を円滑に実施するため、対応部局の危機対応能力の不斷の向上を図るとともに、関係行政機関や住民、事業者との連携を強化する必要がある。 <p>(災害即応体制の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●災害発時における災害対応力の向上を図るため、平時からの体制の活動を図る必要がある。 <p>(市職員等の災害対応力の向上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●災害発時における対応力の向上を図る必要がある。

4. 規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

(市役所庁舎の適正管理)

○災害時の拠点施設となる市役所庁舎の機能発揮のため、必要な維持・管理、設備更新等を進める必要がある。

(災害情報伝達手段の整備)

●災害時に備え、防災行政無線をはじめとする多様な手段を用いて、防災情報伝達の確実性向上を図る必要がある。

(公共施設の電力確保)

●災害時の電力等の途絶に備えるため、防災拠点となる公共施設を中心に自立的なエネルギー供給体制づくりを進め
る必要がある。

(エネルギーの地産地消)

○災害時の電力等のエネルギーの途絶に備えるため、エネルギーの地産地消の取組を進めることが必要である。

(送電設備の適正管理)

●災害時の電力供給を確保するため、送電設備の安全確保を図る必要がある。

4-2 テレビ・ラジオ放送の中止等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

(教育分野における情報化の推進)

○災害発生時の児童・生徒の安全確保や教育環境の確保のため、ICTを活用した教育の充実を図る必要がある。

(災害情報伝達手段の整備)

●災害時に備え、防災行政無線をはじめとする多様な手段を用いて、防災情報伝達の確実性向上を図る必要がある。

(多様な情報通信手段の整備)

●災害時に必要な行政情報の発信やニーズ等の把握のため、情報発信手段の多様化や強化を進める必要がある。

(観光施設における通信環境の整備)

●観光振興により増加が見込まれる観光客の災害時の安全確保等のため、的確な災害情報の伝達や通信手段の確保等
を図る必要がある。

(電話施設の耐震化推進)

●災害時の通信機能の確保を図るため、迅速な復旧のための体制・施設の整備を促進する必要がある。

5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

(事業所の防災体制の強化)

●災害時の事業における安全確保等のため、自らの危機管理体制の構築と地域と連携した取組を促進する必要がある。

(舗装及び法面等の維持管理)

●地震時、大雨時等に人的被害、通行障害を起こさないよう、市道の舗装や法面、盛土、擁壁等の老朽化等による損傷
が進んでいる箇所について、適切な維持管理が必要である。また、特に崩落の危険性のある法面について、安全対策
を実施する必要がある。

(国・県道等の整備促進)

●災害時の救命救急活動・物資輸送や円滑な復旧復興活動の軸となる幹線道路の整備を進める必要がある。

(橋梁の維持管理)

●地震等による被害の発生を防ぐとともに災害対応に必要な交通機能を確保するため、市道に架かる老朽化した橋梁の
補修等を進める必要がある。特に、重要な道路ネットワーク上の橋梁については、適切な対策を実施する必要があ
る。

(幹線市道の整備)

●発災時の救命救急活動・物資輸送や円滑な復旧復興活動の軸となる幹線道路の整備や、沿道建築物の倒壊による遮断
等の事態の発生を防止する必要がある。

(地域高規格道路の早期実現)

●災害時の広域活動や受援・応援の確保のため、南房総・外房地域における地域高規格道路（館山・鴨川道路、鴨川・
大原道路、茂原・一宮・大原道路）の具体化及び早期整備推進が必要である。

5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

(事業所の防災体制の強化)

●災害時の事業における安全確保等のため、自らの危機管理体制の構築と地域と連携した取組を促進する必要があ
る。

(エネルギーの地産地消)

- 災害時の電力等のエネルギーの途絶に備えるため、エネルギーの地産地消の取組を進めることが必要である。

(ガスの広域供給体制の構築)

- 災害時のガス供給の確保を図るため、迅速な復旧のための体制・施設の整備を促進する必要がある。

(送電設備の適正管理)

- 災害時の電力供給を確保するため、送電設備の安全確保を図る必要がある。

5－3 主要幹線道路や鉄道が分断する等、基幹的交通ネットワークの機能停止

(舗装及び法面等の維持管理)

- 地震時、大雨時等に人的被害、通行障害を起こさないよう、市道の舗装や法面、盛土、擁壁等の老朽化等による損傷が進んでいる箇所について、適切な維持管理が必要である。また、特に崩落の危険性のある法面について、安全対策を実施する必要がある。

(国・県道等の整備促進)

- 災害時の救命救急活動・物資輸送や円滑な復旧復興活動の軸となる幹線道路の整備を進める必要がある。

(海上輸送拠点の機能整備)

- 災害時の物資供給の確保のため、海上輸送拠点に位置付けられている鴨川漁港の機能の維持・管理を図る必要がある。

(橋梁の維持管理)

- 地震等による被害の発生を防ぐとともに災害対応に必要な交通機能を確保するため、市道に架かる老朽化した橋梁の補修等を進める必要がある。特に、重要な道路ネットワーク上の橋梁については、適切な対策を実施する必要がある。

(鉄道施設の整備促進)

- 災害時の鉄道輸送の確保を図るため、迅速な復旧のための体制・施設の整備を促進する必要がある。

(公共交通の維持確保)

- 地域公共交通サービスの平時でのサービス確保とともに、迅速な復旧が可能となる体制整備を進める必要がある。

(幹線市道の整備)

- 発災時の救命救急活動・物資輸送や円滑な復旧復興活動の軸となる幹線道路の整備や、沿道建築物の倒壊による遮断等の事態の発生を防止する必要がある。

(地域高規格道路の早期実現)

- 災害時の広域活動や支援・応援の確保のため、南房総・外房地域における地域高規格道路（館山・鴨川道路、鴨川・大原道路、茂原・一宮・大原道路）の具体化及び早期整備推進が必要である。

5－4 食料等の安定供給の停滞

(災害用非常食・資機材の備蓄)

- 災害時の物流の停止に備え、必要な水・食料の備蓄や、災害用資機材の整備・更新を図る必要がある。

- 区や町内会等で組織する自主防災組織の防災力の強化を図るため、防災資機材や備蓄品等の整備を支援する必要がある。

- 被災後の生活用品等の不足に備え、流通業者と協力した流通備蓄の確保や避難物資の輸送等の体制整備を進める必要がある。

(総合運動施設等の整備)

- 総合運動施設及び体育センターについて、災害時において広域防災拠点やヘリポートとしての機能を担うとともに、救援物資受入拠点及び災害ボランティアセンターの設置を可能とするため、防災・減災機能の強化を図る必要がある。

(国・県道等の整備促進)

- 災害時の救命救急活動・物資輸送や円滑な復旧復興活動の軸となる幹線道路の整備を進める必要がある。

(海上輸送拠点の機能整備)

- 災害時の物資供給の確保のため、海上輸送拠点に位置付けられている鴨川漁港の機能の維持・管理を図る必要がある。

(漁業基盤の整備)

- 災害に強い地域経済の確立と漁業基盤の確保のため、県営漁港における液状化対策を含めた施設整備や、市営漁港、漁港海岸の整備が必要である。

(農業振興の推進)

- 大規模災害にも対応する地域コミュニティの維持・強化、地域における防災・減災対応力の強化のため、棚田等の地域資源の活用等の促進や他産業との連携により、農業の振興を図る必要がある。

(農地等の整備・保全)

- 大規模災害にも対応する地域コミュニティの維持・強化、地域における防災・減災対応力の強化のため、農業基盤整備や集積化とあわせた防災性の向上、農地等の保全を図る必要がある。

(就農者の確保)

- 大規模災害にも対応する地域経済・コミュニティの維持・強化、地域における防災・減災対応力の強化のため、農業経営体の経営規模の拡大・効率化、新規就農の促進や6次産業化、後継者の確保のための取組を進める必要がある。

(就漁者の確保)

- 災害に備えて地域コミュニティを維持・強化していくとともに地域内で食料の供給を確保するため、新規就漁者の増加を図る必要がある。

6. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1 電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止

(エネルギーの地産地消)

- 災害時の電力等のエネルギーの途絶に備えるため、エネルギーの地産地消の取組を進めることが必要である。

(ガスの広域供給体制の構築)

- 災害時のガス供給の確保を図るため、迅速な復旧のための体制・施設の整備を促進する必要がある。

(住宅用省エネルギー等設備の設置促進)

- 災害時の電力供給網の寸断に備え、住宅における太陽光発電システムや燃料電池システム等の設備の促進が必要である。

(送電設備の適正管理)

- 災害時の電力供給を確保するため、送電設備の安全確保を図る必要がある。

(地盤災害の防止)

- 地震等による液状化等の地盤災害による人的、物的被害の防止・軽減を図るために、危険箇所の把握と予防措置に取り組む必要がある。

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

(水道施設の災害対応力の強化)

- 災害時にも安全で良質な水を安定的に供給するため、浄水設備・配水管等の更新・改良を進める必要がある。
- 広域的な水源の確保を図る必要がある。

(地盤災害の防止)

- 地震等による液状化等の地盤災害による人的、物的被害の防止・軽減を図るために、危険箇所の把握と予防措置に取り組む必要がある。

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

(汚水処理機能の確保)

- 災害時にも市民の衛生環境を守るため、生活排水の適正処理を促進する必要がある。

(し尿処理機能の維持、向上)

- 災害時の市民の衛生環境の確保と円滑・迅速な復旧・復興のため、防災・減災をふまえたし尿処理体制・設備の更新等に取り組む必要がある。

6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

(生活道路の整備)

- 災害時の避難や緊急車両の円滑な通行の確保のため、歩行空間の安全性や、海岸部から高台への避難経路の確保・整備など、避難場所までのネットワーク整備による避難経路の安全性の強化に努める必要がある。

(狭隘道路等の整備)

- 災害時の住民の安全な避難行動や緊急車両の通行を確保するため、漁村区域内の狭隘な道路において、住宅の更新等に伴うセットバックによる道路空間の確保を住民との協働により拡幅整備を推進する必要がある。

- 災害時において住民の適切な避難や緊急車両の円滑な通行、道路が車両通行不能となる被害の発生を防ぐため、市道の幅員拡大、予防保全や定期点検による効率的な維持管理を実施する必要がある。

(橋梁の維持管理)

- 地震等による被害の発生を防ぐとともに災害対応に必要な交通機能を確保するため、市道に架かる老朽化した橋梁の補修等を進める必要がある。特に、重要な道路ネットワーク上の橋梁については、適切な対策を実施する必要がある。

(公共交通の維持確保)

- 地域公共交通サービスの平時でのサービス確保とともに、迅速な復旧が可能となる体制整備を進める必要がある。

(幹線市道の整備)

- 発災時の救命救急活動・物資輸送や円滑な復旧復興活動の軸となる幹線道路の整備や、沿道建築物の倒壊による遮断等の事態の発生を防止する必要がある。

(地域高規格道路の早期実現)

- 災害時の広域活動や受援・応援の確保のため、南房総・外房地域における地域高規格道路（館山・鴨川道路、鴨川・大原道路、茂原・一宮・大原道路）の具体化及び早期整備推進が必要である。

(林道の整備)

- 災害に強い森林経営基盤の確保のため、林道の適切な維持や改良を進める必要がある。

(農道の整備)

- 山間部や農業集落等における災害時の避難・活動や復旧・復興活動の確保のため、孤立化を防ぐことのできる農道の整備が必要である。

6 – 5 異常渇水等により用水の供給の途絶

(水道施設の災害対応力の強化)

- 災害時にも安全で良質な水を安定的に供給するため、浄水設備・配水管等の更新・改良を進める必要がある。
- 広域的に安定的な水源の確保を図る必要がある。

7. 制御不能な二次災害を発生させない

7 – 1 市街地での大規模火災の発生

(消防水利の整備)

- 地震等による大規模な火災の発生等に備え、既存の消防施設等の適正な維持管理、多様な消防水利の確保等を進める必要がある。

(消防施設等の整備)

- 地震等による火災をはじめとして化学薬品を使用した事件等に対応するため、迅速な活動を可能とする体制整備、必要な施設・設備、消防用備品の更新・整備が必要である。

(消防団機能の確保)

- 地震等による火災の発生等に対応するため、消防団機能の確保を図る必要がある。

(安全な土地利用の推進)

- 災害に強い都市構造や土地利用の構築のため、防災上安全性の高い市街地形成を進める必要がある。

(建物の防火対策の促進)

- 地震等による倒壊や火災発生や延焼による被害の防止・軽減のため、建築物が密集し多くの被害を生ずるおそれのある地域や避難場所周辺等の一定範囲の防火対策を促進する必要がある。

(空き家対策の推進)

- 地震発生時において被害の拡大を防止するため、倒壊や火災の発生、延焼の恐れのある空き家等への対応を図る必要がある。

(総合運動施設等の整備)

- 総合運動施設及び体育センターについて、災害時において広域防災拠点やヘリポートとしての機能を担うとともに、救援物資受入拠点及び災害ボランティアセンターの設置を可能とするため、防災・減災機能の強化を図る必要がある。

(緑地空間等の保全)

- 災害による被害の防止や軽減のため、自然公園、幹線道路沿いや海岸沿いの保安林など緑地空間の確保・保全が必要である。

(生活道路の整備)

- 災害時の避難や緊急車両の円滑な通行の確保のため、歩行空間の安全性や、海岸部から高台への避難経路の確保・整備など、避難場所までのネットワーク整備による避難経路の安全性の強化に努める必要がある。

(狭隘道路等の整備)

- 災害時の住民の安全な避難行動や緊急車両の通行を確保するため、漁村区域内の狭隘な道路において、住宅の更新等に伴うセットバックによる道路空間の確保を住民との協働により拡幅整備を推進する必要がある。

- 災害時において住民の適切な避難や緊急車両の円滑な通行、道路が車両通行不能となる被害の発生を防ぐため、市道の幅員拡大、予防保全や定期点検による効率的な維持管理を実施する必要がある。

(幹線市道の整備)

- 発災時の救命救急活動・物資輸送や円滑な復旧復興活動の軸となる幹線道路の整備や、沿道建築物の倒壊による遮断等の事態の発生を防止する必要がある。

(公園の整備、維持管理)

- 災害に強い都市構造や土地利用の構築のため、防災・減災力の向上に対応した市内公園施設の整備、維持管理を進める必要がある。

7－2 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

(大規模建築物等の耐震化の促進)

- 大規模な地震発生に備え、学校などの公共施設や病院などの防災上重要となる施設や、不特定多数が利用する市内の旧耐震基準の旅館・ホテル等大規模な建築物の耐震化を促進する必要がある。

(空き家対策の推進)

- 地震発生時において被害の拡大を防止するため、倒壊や火災の発生、延焼の恐れのある空き家等への対応を図る必要がある。

(住宅の耐震化等の促進)

- 地震時の建物倒壊を防ぐため、一般住宅について、住民と協力して耐震化を促進する必要がある。

(生活道路の整備)

- 災害時の避難や緊急車両の円滑な通行の確保のため、歩行空間の安全性や、海岸部から高台への避難経路の確保・整備など、避難場所までのネットワーク整備による避難経路の安全性の強化に努める必要がある。

(狭隘道路等の整備)

- 災害時の住民の安全な避難行動や緊急車両の通行を確保するため、漁村区域内の狭隘な道路において、住宅の更新等に伴うセットバックによる道路空間の確保を住民との協働により拡幅整備を推進する必要がある。

- 災害時において住民の適切な避難や緊急車両の円滑な通行、道路が車両通行不能となる被害の発生を防ぐため、市道の幅員拡大、予防保全や定期点検による効率的な維持管理を実施する必要がある。

(幹線市道の整備)

- 発災時の救命救急活動・物資輸送や円滑な復旧復興活動の軸となる幹線道路の整備や、沿道建築物の倒壊による遮断等の事態の発生を防止する必要がある。

(地域高規格道路の早期実現)

- 災害時の広域活動や受援・応援の確保のため、南房総・外房地域における地域高規格道路（館山・鴨川道路、鴨川・大原道路、茂原・一宮・大原道路）の具体化及び早期整備推進が必要である。

7－3 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

(用排水施設（ため池等）の整備)

- 降雨、地震等による被害の発生を防止するため、老朽化した農業用ため池の改修等が必要である。

7－4 風評被害等による市内経済への甚大な影響

(放射性物質事故対策の推進)

- 放射性物質による被害発生の防止のため、取り扱い事業所の把握をはじめとして災害発生の場合の活動体制を確立していく必要がある。

(事業所の防災体制の強化)

- 災害時の事業における安全確保等のため、自らの危機管理体制の構築と地域と連携した取組を促進する必要がある。

(油等海上流出災害対策)

- 油等の海上流出による汚染や火災による二次災害の発生を防止するため、必要な活動体制を確立していく必要がある。

(物産の販路拡大)

- 災害時の風評被害の発生の防止や被害の軽減のため、平時からの消費者への正確な情報発信や本市物産の販路拡大が必要である。

(観光情報の発信)

- 災害に強い地域経済の確立のため、観光振興と合わせた、観光客の安全確保に資する取組と情報発信等による誘客活動等の検討などが必要である。

(農業振興の推進)

- 大規模災害にも対応する地域コミュニティの維持・強化、地域における防災・減災対応力の強化のため、棚田等の地域資源の活用等の促進や他産業との連携により、農業の振興を図る必要がある。

7－5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(防災教育の推進)

- 地域における防災・減災対応力の強化のため、園児・児童・生徒等の防災知識の普及・啓発を図る必要がある。

(農業振興の推進)

- 大規模災害にも対応する地域コミュニティの維持・強化、地域における防災・減災対応力の強化のため、棚田等の地域資源の活用等の促進や他産業との連携により、農業の振興を図る必要がある。

(就農者の確保)

- 大規模災害にも対応する地域経済・コミュニティの維持・強化、地域における防災・減災対応力の強化のため、農業経営体の経営規模の拡大・効率化、新規就農の促進や6次産業化、後継者の確保のための取組を進める必要がある。

(獣害の予防)

- 災害時の被害発生の防止と地域コミュニティの維持・活性化のため、有害鳥獣対策を進める必要がある。

(森林の適正管理)

- 災害による森林の荒廃を防ぎ、森林の有する公益的機能の発揮を促進するため、優良な森林の育成や、関係情報の整備、林野火災の防止のための取組を進める必要がある。

(土砂災害対策の促進)

- 大規模な地震や豪雨等による急傾斜地崩壊・地すべり等による災害から住民の生命・財産を保全するため、関係機関と協力して事前防止のための対策を進める必要がある。

(用排水施設(ため池等)の整備)

- 降雨、地震等による被害の発生を防止するため、老朽化した農業用ため池の改修等が必要である。

8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8－1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(放射性物質事故対策の推進)

- 放射性物質による被害発生の防止のため、取り扱い事業所の把握をはじめとして災害発生の場合の活動体制を確立していく必要がある。

(油等海上流出災害対策)

- 油等の海上流出による汚染や火災による二次災害の発生を防止するため、必要な活動体制を確立していく必要がある。

(総合運動施設等の整備)

- 総合運動施設及び体育センターについて、災害時において広域防災拠点やヘリポートとしての機能を担うとともに、救援物資受入拠点及び災害ボランティアセンターの設置を可能とするため、防災・減災機能の強化を図る必要がある。

(公園の整備、維持管理)

- 災害に強い都市構造や土地利用の構築のため、防災・減災力の向上に対応した市内公園施設の整備、維持管理を進める必要がある。

(ごみ処理機能の維持、向上)

- 災害時の市民の衛生環境の確保と円滑・迅速な復旧・復興のため、ごみ処理体制及び設備の防災・減災をふまえた維持・改善、災害廃棄物への対応体制等の構築を進める必要がある。

8－2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(企業立地等の促進)

- 大規模災害による被害が生じた場合においても地域経済を維持していくため、平時から企業の活性化、新規誘致、雇用の拡大が必要である。

(就農者の確保)

- 大規模災害にも対応する地域経済・コミュニティの維持・強化、地域における防災・減災対応力の強化のため、農業経営体の経営規模の拡大・効率化、新規就農の促進や6次産業化、後継者の確保のための取組を進める必要がある。

(就漁者の確保)

- 災害に備えて地域コミュニティを維持・強化していくとともに地域内で食料の供給を確保するため、新規就漁者の増加を図る必要がある。

(男女共同参画に関する市民啓発の推進)

- 災害に備えて地域コミュニティを維持・強化していくため、防災・減災に関する女性参加の促進など男女共同参画に関する市民意識の醸成を図る必要がある。

(就労者の支援)

- 災害時においても必要な人材を確保するため、若年層から高齢層まで幅広い雇用促進に取り組む必要がある。

(新規定住の促進)

- 災害に備えて地域コミュニティを維持・強化していくため、定住人口の増加と地域の活性化にむけて定住を目的として転入してきた方の定住を促進する必要がある。

8－3 地域コミュニティや基幹インフラの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(街灯の整備)

- 災害時の観光客等を含めた避難等の安全確保と防犯のため、街路灯や防犯灯、案内サイン等の整備が必要である。

(地域コミュニティの形成促進)

- 地域コミュニティの維持・強化、地域における防災・減災対応力の強化のため、自治組織の育成、活動活性化等により地域での支え合いを促進する必要がある。

(自主防災組織の育成)

- 災害の発生に備えた地域の防災力の向上のため、自主防災組織の育成・強化、地域における消防団・民生委員・小学校・地域のボランティア等の連携、リーダー育成を進める必要がある。また、住民の自主的避難体制づくりや避難行動要支援者の支援を図る必要がある。

(見守りネットワークの形成)

- 災害に備えて地域コミュニティを維持・強化していくため、行政と地域が連携した日常生活の支援や避難等の防災活動の促進が必要である。

8－4 広域地盤沈下、液状化等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(水防用資機材の整備)

- 浸水等の緊急事態に対処するため、必要な機材の準備や排水機場の適正な維持管理の必要がある。

(雨水排水能力の向上)

- 発生の頻度が増している豪雨等による被害を防ぐため、一般排水路、都市下水路の計画的な更新や適正な維持管理及び浸水被害を防ぐための排水機能の強化が必要である。

(護岸整備の促進)

- 地震津波や高潮による被害を防止するため、海岸部の堤防や護岸整備を進める必要がある。
- 液状化のしやすい地域の堤防や護岸については、液状化対策を進める必要がある。

(水門の維持管理)

- 高潮・津波による被害防止のため、市内3箇所の水門（内浦、湊、神明）の適切な維持管理が必要である。

(河川の整備)

- 台風や豪雨による河岸の侵食等の未然防止のため、周辺環境に配慮しながら適切な改修や維持管理を実施する必要がある。

8－5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

(文化財の保全)

- 災害に備えて地域コミュニティを維持・強化していくため、市内に所在する文化財の防災・減災に関する取組の支援や、地域と連携した活動の促進を図る必要がある。

(社会教育関連施設の整備)

- 災害時の地域住民の避難や活動の場となる公民館の安全性・機能の確保のため、必要な改修・修繕や移転等を含めた機能強化が必要である。

(地域コミュニティの形成促進)

- 地域コミュニティの維持・強化、地域における防災・減災対応力の強化のため、自治組織の育成、活動活性化等により地域での支え合いを促進する必要がある。

8-6 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

(公園の整備、維持管理)

- 災害に強い都市構造や土地利用の構築のため、防災・減災力の向上に対応した市内公園施設の整備、維持管理を進める必要がある。

(別記2) 施策分野ごとの脆弱性評価結果

※「●」は再掲

(1) 個別施策分野

1 行政機能/消防等/防災教育

(防災教育の推進)

- 地域における防災・減災対応力の強化のため、園児・児童・生徒等の防災知識の普及・啓発を図る必要がある。

(消防水利の整備)

- 地震等による大規模な火災の発生等に備え、既存の消防施設等の適正な維持管理、多様な消防水利の確保等を進める必要がある。

(消防施設等の整備)

- 地震等による火災をはじめとして化学薬品を使用した事件等に対応するため、迅速な活動を可能とする体制整備、必要な施設・設備、消防用備品の更新・整備が必要である。

(消防団機能の確保)

- 地震等による火災の発生等に対応するため、消防団機能の確保を図る必要がある。

(市役所庁舎の適正管理)

- 災害時の拠点施設となる市役所庁舎の機能発揮のため、必要な維持・管理、設備更新等を進める必要がある。

(災害用非常食・資機材の備蓄)

- 災害時の物流の停止に備え、必要な水・食料の備蓄や、災害用資機材の整備・更新を図る必要がある。

- 区や町内会等で組織する自主防災組織の防災力の強化を図るために、防災資機材や備蓄品等の整備を支援する必要がある。

- 被災後の生活用品等の不足に備え、流通業者と協力した流通備蓄の確保や避難物資の輸送等の体制整備を進める必要がある。

(学校給食の確保)

- 災害時における食料供給の確保のため、学校給食センターの運営体制や設備等の適切な改善を図る必要がある。

(災害時における行政窓口の確保)

- 災害時においても必要な行政機能を維持し、各種行政手続の窓口を確保する必要がある。

(市政協力員の設置)

- 災害時における市民との円滑な相互連携を図る必要がある。

(教育分野における情報化の推進)

- 災害発生時の児童・生徒の安全確保や教育環境の確保のため、ＩＣＴを活用した教育の充実を図る必要がある。

(放射性物質事故対策の推進)

- 放射性物質による被害発生の防止のため、取り扱い事業所の把握をはじめとして災害発生の場合の活動体制を確立していく必要がある。

(文化財の保全)

- 災害に備えて地域コミュニティを維持・強化していくため、市内に所在する文化財の防災・減災に関する取組の支援や、地域と連携した活動の促進を図る必要がある。

(公共施設の適正管理)

- 災害に強い都市構造や土地利用の構築のため、全市的なまちづくり及び地域活性化の視点を踏まえて、防災・減災力の向上に対応した学校跡地等遊休施設の有効活用や市内公共施設等の更新・統廃合、維持管理を進める必要がある。

(水防用資機材の整備)

- 浸水等の緊急事態に対処するため、必要な機材の準備や排水機場の適正な維持管理の必要がある。

(災害情報伝達手段の整備)

- 災害時に備え、防災行政無線をはじめとする多様な手段を用いて、防災情報伝達の確実性向上を図る必要がある。

(多様な情報通信手段の整備)

- 災害時に必要な行政情報の発信やニーズ等の把握のため、情報発信手段の多様化や強化を進める必要がある。災害時に必要な行政情報の発信やニーズ等の把握のため、情報発信手段の多様化や強化を進める必要がある。

(道の駅等の防災拠点としての活用)

- 災害時の地域の防災拠点機能の発揮や被災した観光客の受け入れ機能の向上等を図るため、道の駅等の施設・設備の維持・改善を図る必要がある。

(市民の防災意識の向上・啓発)

- 被害の発生防止や被害軽減のため、災害発生状況や危険箇所・区域等に関する情報、避難関係情報等の災害リスク等を多様な手段で発信し、市民の防災・減災に関する意識醸成・向上を促進していく必要がある。

(事業所の防災体制の強化)

- 災害時の事業における安全確保等のため、自らの危機管理体制の構築と地域と連携した取組を促進する必要がある。

(住民等の避難体制の構築)

- 大規模な津波や土砂災害による人的被害の防止のため、避難誘導・指示等に関する体制の拡充と、自助による避難の取組を促進する必要がある。また、避難行動要支援者及び観光客等を適切に退避誘導するための平時からの取組を強化する必要がある。

(防災訓練の実施)

- 災害発生時における人的被害の軽減を図るとともに、初期活動を円滑に実施するため、対応部局の危機対応能力の不斷の向上を図るとともに、関係行政機関や住民、事業者との連携を強化する必要がある。

(社会教育関連施設の整備)

- 災害時の地域住民の避難や活動の場となる公民館の安全性・機能の確保のため、必要な改修・修繕や移転等を含めた機能強化が必要である。

(公共施設の電力確保)

- 災害時の電力等の途絶に備えるため、防災拠点となる公共施設を中心に自立的なエネルギー供給体制づくりを進め需要がある。

(地盤災害の防止)

- 地震等による液状化等の地盤災害による人的、物的被害の防止・軽減を図るため、危険箇所の把握と予防措置に取り組む必要がある。

(災害即応体制の整備)

- 災害発生時における災害対応力の向上を図るため、平時からの体制の活動を図る必要がある。

(市職員等の災害対応力の向上)

- 災害発生時における対応力の向上を図る必要がある。

(要配慮施設等の避難体制の構築)

- 災害発時の避難行動に困難や支障を伴う人々の安全を確保するため、地域における要配慮者の避難支援体制、要配慮者施設等の安全な避難等を確保する必要がある。

2 住宅・都市

(公共施設の適正管理)

- 災害に強い都市構造や土地利用の構築のため、全市的なまちづくり及び地域活性化の視点を踏まえて、防災・減災力の向上に対応した学校跡地等遊休施設の有効活用や市内公共施設等の更新・統廃合、維持管理を進める必要がある。

(水防用資機材の整備)

- 浸水等の緊急事態に対処するため、必要な機材の準備や排水機場の適正な維持管理の必要がある。

(ブロック塀等安全対策等の実施)

- 地震等による工作物やブロック塀の倒壊を防止するため、危険箇所の把握や改善促進を図る必要がある。

(大規模建築物等の耐震化の促進)

- 大規模な地震発生に備え、学校などの公共施設や病院などの防災上重要となる施設や、不特定多数が利用する市内の旧耐震基準の旅館・ホテル等大規模な建築物の耐震化を促進する必要がある。

(安全な土地利用の推進)

- 災害に強い都市構造や土地利用の構築のため、防災上安全性の高い市街地形成を進める必要がある。

(建物の防火対策の促進)

- 地震等による倒壊や火災発生や延焼による被害の防止・軽減のため、建築物が密集し多くの被害を生ずるおそれのある地域や避難場所周辺等の一定範囲の防火対策を促進する必要がある。

(空き家対策の推進)

- 地震発生時において被害の拡大を防止するため、倒壊や火災の発生、延焼の恐れのある空き家等への対応を図る必要がある。

(住宅の耐震化等の促進)

- 地震時の建物倒壊を防ぐため、一般住宅について、住民と協力して耐震化を促進する必要がある。

(市営住宅の維持管理)

- 地震時の人的被害発生を防ぐとともに応急住宅や復興に必要な住宅の確保のため、老朽化が顕著となっている市営住宅の用途廃止や高齢者に配慮した設備への改修を計画的に進める必要がある。

(津波避難ビル・タワーの整備)

- 津波発生時における市民・観光客等の避難の確保を図るため、津波到達時間が短いなど避難が困難と想定される地域については、民間施設を含めた避難施設の確保及び周知を図る必要がある。

○津波発生時における市民・観光客等の一時避難場所として、旧小湊小学校敷地内に津波避難タワーを整備している。

(街灯の整備)

○災害時の観光客等を含めた避難等の安全確保と防犯のため、街路灯や防犯灯、案内サイン等の整備が必要である。

(雨水排水能力の向上)

○発生の頻度が増している豪雨等による被害を防ぐため、一般排水路、都市下水路の計画的な更新や適正な維持管理及び浸水被害を防ぐための排水機能の強化が必要である。

(水道施設の災害対応力の強化)

○災害時にも安全で良質な水を安定的に供給するため、浄水設備・排水管等の更新・改良を進める必要がある。

○広域的に安定的な水源の確保を図る必要がある。

(雪害対策の推進)

○降雪や氷結による市道での事故や被害の発生を防止するため、予防のための取組を図る必要がある。

(油等海上流出災害対策)

○油等の海上流出による汚染や火災による二次災害の発生を防止するため、必要な活動体制を確立していく必要がある。

(新規定住の促進)

○災害に備えて地域コミュニティを維持・強化していくため、定住人口の増加と地域の活性化にむけて定住を目的として転入してきた方の定住を促進する必要がある。

(避難所の防災機能の向上)

○災害時に避難が必要となる市民の救援・支援を実施するため、災害時の復旧救援・支援拠点となる避難所の安全・収容力の確保や要配慮者対応を含めた機能の充実とともに、一時避難場所となる緊急避難場所の防災機能の整備・拡充に向けた支援が必要である。また、避難所までの安全な避難経路の確保が必要である。

(総合運動施設等の整備)

○総合運動施設及び体育センターについて、災害時において広域防災拠点やヘリポートとしての機能を担うとともに、救援物資受入拠点及び災害ボランティアセンターの設置を可能とするため、防災・減災機能の強化を図る必要がある。

(緑地空間等の保全)

○災害による被害の防止や軽減のため、自然公園、幹線道路沿いや海岸沿いの保安林など緑地空間の確保・保全が必要である。

(護岸整備の促進)

○地震津波や高潮による被害を防止するため、海岸部の堤防や護岸整備を進める必要がある。

○液状化のしやすい地域の堤防や護岸については、液状化対策を進める必要がある。

(学校施設の防災機能の強化)

○災害時の児童生徒の安全確保や安全、衛生的な避難所を確保するため、避難所となる小中学校の施設を中心に適切な維持・改修が必要である。

○ヘリポートとして活用する場合があることを踏まえ、屋外運動場の維持管理を行う必要がある。

3 保健医療・福祉

(避難所の防災機能の向上)

●災害時に避難が必要となる市民の救援・支援を実施するため、災害時の復旧救援・支援拠点となる避難所の安全・収容力の確保や要配慮者対応を含めた機能の充実とともに、一時避難場所となる緊急避難場所の防災機能の整備・拡充に向けた支援が必要である。また、避難所までの安全な避難経路の確保が必要である。

(保健・福祉関連施設の整備)

○災害時における高齢者や要配慮者の被害等を防止・軽減するため、保健・福祉に関するサービスを提供する施設等の整備が必要である。

(広域的消防・医療体制の構築)

○災害時の広域的な被害への対応のため、広域で救急体制及び施設・設備の充実が必要である。

(地域医療・福祉の充実)

○災害時にも安心な地域医療体制を構築するため、行政と医療・福祉機関が連携したサービス提供体制の整備や人材育成等のほか、高齢者移住に対応した医療・介護体制、関係企業誘致、人材育成等に取り組む必要がある。

(市立国保病院の整備)

○内陸部における災害医療の拠点として、機能の維持・向上を図る必要がある。

(公衆トイレの適正管理)

○観光振興により増加が見込まれる観光客の災害時の安全確保等のため、衛生施設の整備が必要である。

4 エネルギー

(公共施設の電力確保)

- 災害時の電力等の途絶に備えるため、防災拠点となる公共施設を中心に自立的なエネルギー供給体制づくりを進める必要がある。

(エネルギーの地産地消)

- 災害時の電力等のエネルギーの途絶に備えるため、エネルギーの地産地消の取組を進めることが必要である。

(ガスの広域供給体制の構築)

- 災害時のガス供給の確保を図るため、迅速な復旧のための体制・施設の整備を促進する必要がある。

(住宅用省エネルギー等設備の設置促進)

- 災害時の電力供給網の寸断に備え、住宅における太陽光発電システムや燃料電池システム等の設備の促進が必要である。

(送電設備の適正管理)

- 災害時の電力供給を確保するため、送電設備の安全確保を図る必要がある。

5 情報通信

(災害情報伝達手段の整備)

- 災害時に備え、防災行政無線をはじめとする多様な手段を用いて、防災情報伝達の確実性向上を図る必要がある。

(多様な情報通信手段の整備)

- 災害時に必要な行政情報の発信やニーズ等の把握のため、情報発信手段の多様化や強化を進める必要がある。

(沿岸部における情報伝達体制の構築)

- 地震による津波発生などによる被害の最小限化のため、漁港・臨海施設等への迅速な情報伝達と避難体制づくりが必要である。

(観光施設における通信環境の整備)

- 観光振興により増加が見込まれる観光客の災害時の安全確保等のため、的確な災害情報の伝達や通信手段の確保等を図る必要がある。

6 産業構造

(電話施設の耐震化推進)

- 災害時の通信機能の確保を図るため、迅速な復旧のための体制・施設の整備を促進する必要がある。

(物産の販路拡大)

- 災害時の風評被害の発生の防止や被害の軽減のため、平時からの消費者への正確な情報発信や本市物産の販路拡大が必要である。

(観光情報の発信)

- 災害に強い地域経済の確立のため、観光振興と合わせた、観光客の安全確保に資する取組と情報発信等による誘客活動等の検討などが必要である。

(企業立地等の促進)

- 大規模災害による被害が生じた場合においても地域経済を維持していくため、平時から企業の活性化、新規誘致、雇用の拡大が必要である。

7 交通・物流

(道の駅等の防災拠点としての活用)

- 災害時の地域の防災拠点機能の発揮や被災した観光客の受入れ機能の向上等を図るために、道の駅等の施設・設備の維持・改善を図る必要がある。

(総合運動施設等の整備)

- 総合運動施設及び体育センターについて、災害時において広域防災拠点やヘリポートとしての機能を担うとともに、救援物資受入拠点及び災害ボランティアセンターの設置を可能とするため、防災・減災機能の強化を図る必要がある。

(生活道路の整備)

- 災害時の住民の安全な避難行動や緊急車両の通行を確保するため、漁村区域内の狭隘な道路において、住宅の更新等に伴うセットバックによる道路空間の確保を住民と協働により拡幅整備を推進する必要がある。
- 災害時において住民の適切な避難や緊急車両の円滑な通行、道路が車両通行不能となる被害の発生を防ぐため、市道の幅員拡大、予防保全や定期点検による効率的な維持管理を実施する必要がある。
- 災害時の避難や緊急車両の円滑な通行の確保のため、歩行空間の安全性や、海岸部から高台への避難経路の確保・整備など、避難場所までのネットワーク整備による避難経路の安全性の強化に努める必要がある。

(狭隘道路等の整備)

- 災害時の住民の安全な避難行動や緊急車両の通行を確保するため、漁村区域内の狭隘な道路において、住宅の更新等に伴うセットパックによる道路空間の確保を住民との協働により拡幅整備を推進する必要がある。
- 災害時において住民の適切な避難や緊急車両の円滑な通行、道路が車両通行不能となる被害の発生を防ぐため、市道の幅員拡大、予防保全や定期点検による効率的な維持管理を実施する必要がある。

(舗装及び法面等の維持管理)

- 地震時、大雨時等に人的被害、通行障害を起こさないよう、市道の舗装や法面、盛土、擁壁等の老朽化等による損傷が進んでいる箇所について、適切な維持管理が必要である。また、特に崩落の危険性のある法面について、安全対策を実施する必要がある。

(国・県道等の整備促進)

- 災害時の救命救急活動・物資輸送や円滑な復旧復興活動の軸となる幹線道路の整備を進める必要がある。

(海上輸送拠点の機能整備)

- 災害時の物資供給の確保のため、海上輸送拠点に位置付けられている鴨川漁港の機能の維持・管理を図る必要がある。

(橋梁の維持管理)

- 地震等による被害の発生を防ぐとともに災害対応に必要な交通機能を確保するため、市道に架かる老朽化した橋梁の補修等を進める必要がある。特に、重要な道路ネットワーク上の橋梁については、適切な対策を実施する必要がある。

(駅広場の整備)

- 災害時における公共交通機関の機能停止や帰宅困難者の発生等に備え、安房鴨川駅西口広場等の利便性と安全性の向上を図る必要がある。

(鉄道施設の整備促進)

- 災害時の鉄道輸送の確保を図るため、迅速な復旧のための体制・施設の整備を促進する必要がある。

(公共交通の維持確保)

- 地域公共交通サービスの平時でのサービス確保とともに、迅速な復旧が可能となる体制整備を進める必要がある。

(幹線市道の整備)

- 発災時の救命救急活動・物資輸送や円滑な復旧復興活動の軸となる幹線道路の整備や、沿道建築物の倒壊による遮断等の事態の発生を防止する必要がある。

(地域高規格道路の早期実現)

- 災害時の広域活動や支援・応援の確保のため、南房総・外房地域における地域高規格道路（館山・鴨川道路、鴨川・大原道路、茂原・一宮・大原道路）の具体化及び早期整備推進が必要である。

(交通安全施設の整備)

- 平時のみならず災害時の交通安全の確保のため、交通危険箇所への交通安全施設の整備が必要である。

8 農林水産

(漁業基盤の整備)

- 災害に強い地域経済の確立と漁業基盤の確保のため、県営漁港における液状化対策を含めた施設整備や、市営漁港、漁港海岸の整備が必要である。

(農業振興の推進)

- 大規模災害にも対応する地域コミュニティの維持・強化、地域における防災・減災対応力の強化のため、棚田等の地域資源の活用等の促進や他産業との連携により、農業の振興を図る必要がある。

(農地等の整備・保全)

- 大規模災害にも対応する地域コミュニティの維持・強化、地域における防災・減災対応力の強化のため、農業基盤整備や集積化とあわせた防災性の向上、農地等の保全を図る必要がある。

(就農者の確保)

- 大規模災害にも対応する地域経済・コミュニティの維持・強化、地域における防災・減災対応力の強化のため、農業経営体の経営規模の拡大・効率化、新規就農の促進や6次産業化、後継者の確保のための取組を進める必要がある。

(就漁者の確保)

- 災害に備えて地域コミュニティを維持・強化していくとともに地域内で食料の供給を確保するため、新規就漁者の増加を図る必要がある。

(林道の整備)

- 災害に強い森林経営基盤の確保のため、林道の適切な維持や改良を進める必要がある。

(農道の整備)

- 山間部や農業集落等における災害時の避難・活動や復旧・復興活動の確保のため、孤立化を防ぐことのできる農道の整備が必要である。

(獣害の予防)

○災害時の被害発生の防止と地域コミュニティの維持・活性化のため、有害鳥獣対策を進める必要がある。

(森林の適正管理)

○災害による森林の荒廃を防ぎ、森林の有する公益的機能の発揮を促進するため、優良な森林の育成や、関係情報の整備、林野火災の防止のための取組を進める必要がある。

9 國土保全

(緑地空間等の保全)

●災害による被害の防止や軽減のため、自然公園、幹線道路沿いや海岸沿いの保安林など緑地空間の確保・保全が必要である。

(護岸整備の促進)

●地震津波や高潮による被害を防止するため、海岸部の堤防や護岸整備を進める必要がある。

●液状化のしやすい地域の堤防や護岸については、液状化対策を進める必要がある。

(公園の整備、維持管理)

○災害に強い都市構造や土地利用の構築のため、防災・減災力の向上に対応した市内公園施設の整備、維持管理を進める必要がある。

(水門の維持管理)

○高潮・津波による被害防止のため、市内3箇所の水門（内浦、湊、神明）の適切な維持管理が必要である。

(用排水施設（ため池等）の整備)

○降雨、地震等による被害の発生を防止するため、老朽化した農業用ため池の改修等が必要である。

(河川の整備)

○台風や豪雨による河岸の侵食等の未然防止のため、周辺環境に配慮しながら適切な改修や維持管理を実施する必要がある。

(土砂災害対策の促進)

○大規模な地震や豪雨等による急傾斜地崩壊・地すべり等による災害から住民の生命・財産を保全するため、関係機関と協力して事前防止のための対策を進める必要がある。

10 環境

(火葬場の整備)

○災害時に広域的な人的被害が生ずる事態も予想されることから、遺体等への適切な対応に備える必要がある。

(汚水処理機能の確保)

○災害時にも市民の衛生環境を守るため、生活排水の適正処理を促進する必要がある。

(し尿処理機能の維持、向上)

○災害時の市民の衛生環境の確保と円滑・迅速な復旧・復興のため、防災・減災をふまえたし尿処理体制・設備の更新等に取り組む必要がある。

(ごみ処理機能の維持、向上)

○災害時の市民の衛生環境の確保と円滑・迅速な復旧・復興のため、ごみ処理体制及び設備の防災・減災をふまえた維持・改善、災害廃棄物への対応体制等の構築を進める必要がある。

(2) 横断的施策分野

1 リスクコミュニケーション

(災害情報伝達手段の整備)

●災害時に備え、防災行政無線をはじめとする多様な手段を用いて、防災情報伝達の確実性向上を図る必要がある。

(多様な情報通信手段の整備)

●災害時に必要な行政情報の発信やニーズ等の把握のため、情報発信手段の多様化や強化を進める必要がある。

(市民の防災意識の向上・啓発)

●被害の発生防止や被害軽減のため、災害発生状況や危険箇所・区域等に関する情報、避難関係情報等の災害リスク等を多様な手段で発信し、市民の防災・減災に関する意識醸成・向上を促進していく必要がある。

(事業所の防災体制の強化)

●災害時の事業における安全確保等のため、自らの危機管理体制の構築と地域と連携した取組を促進する必要がある。

(住民等の避難体制の構築)

- 大規模な津波や土砂災害による人的被害の防止のため、避難誘導・指示等に関する体制の拡充と、自助による避難の取組を促進する必要がある。また、避難行動要支援者及び観光客等を適切に退避誘導するための平時からの取組を強化する必要がある。

(災害時外国人支援体制の整備)

- 災害時の外国人の安全確保のため、外国人のための防災・減災に関する情報発信等の支援が必要である。

(社会福祉施設の防災対策の促進)

- 災害発生時の避難行動に困難や支障を伴う人々の安全を確保するため、社会福祉施設の防災機能の確保や地域との協力体制づくりの促進が必要である。

(地域コミュニティの形成促進)

- 地域コミュニティの維持・強化、地域における防災・減災対応力の強化のため、自治組織の育成、活動活性化等により地域での支え合いを促進する必要がある。

(住民等による備蓄の促進)

- 災害による被害の最小限化のため、住民及び地域コミュニティ、事業所、学校、観光施設等における災害対応体制づくりや備蓄など自助による取組を促進する必要がある。

(帰宅困難者への対応)

- 災害時の鉄道停止に伴い帰宅困難者の発生が予想されるため、関係機関が連携した情報提供や一時滞在への対応など帰宅困難者の安全確保等に取り組む必要がある。

2 人材育成

(自主防災組織の育成)

- 災害の発生に備えた地域の防災力の向上のため、自主防災組織の育成・強化、地域における消防団・民生委員・小学校・地域のボランティア等の連携、リーダー育成を進める必要がある。また、住民の自主的避難体制づくりや避難行動要支援者の支援を図る必要がある。

(男女共同参画に関する市民啓発の推進)

- 災害に備えて地域コミュニティを維持・強化していくため、防災・減災に関する女性参加の促進など男女共同参画に関する市民意識の醸成を図る必要がある。

3 官民連携

(災害用非常食・資機材の備蓄)

- 災害時の物流の停止に備え、必要な水・食料の備蓄や、災害用資機材の整備・更新を図る必要がある。
- 区や町内会等で組織する自主防災組織の防災力の強化を図るため、防災資機材や備蓄品等の整備を支援する必要がある。
- 被災後の生活用品等の不足に備え、流通業者と協力した流通備蓄の確保や避難物資の輸送等の体制整備を進める必要がある。

(見守りネットワークの形成)

- 災害に備えて地域コミュニティを維持・強化していくため、行政と地域が連携した日常生活の支援や避難等の防災活動の促進が必要である。

(防災訓練の実施)

- 災害発生時における人的被害の軽減を図るとともに、初期活動を円滑に実施するため、対応部局の危機対応能力の不断の向上を図るとともに、関係行政機関や住民、事業者との連携を強化する必要がある。

(帰宅困難者への対応)

- 災害時の鉄道停止に伴い帰宅困難者の発生が予想されるため、関係機関が連携した情報提供や一時滞在への対応など帰宅困難者の安全確保等に取り組む必要がある。

4 老朽化対策

(道の駅等の防災拠点としての活用)

- 災害時の地域の防災拠点機能の発揮や被災した観光客の受入れ機能の向上等を図るため、道の駅等の施設・設備の維持・改善を図る必要がある。

(社会教育関連施設の整備)

- 災害時の地域住民の避難や活動の場となる公民館の安全性・機能の確保のため、必要な改修・修繕や移転等を含めた機能強化が必要である。

(学校施設の防災機能の強化)

- 災害時の児童生徒の安全確保や安全、衛生的な避難所を確保するため、避難所となる小中学校の施設を中心に適切な維持・改修が必要である。
- ヘリポートとして活用する場合があることを踏まえ、屋外運動場の維持管理を行う必要がある。

5 少子高齢化対策

(自主防災組織の育成)

- 災害の発生に備えた地域の防災力の向上のため、自主防災組織の育成・強化、地域における消防団・民生委員・小学校・地域のボランティア等の連携、リーダー育成を進める必要がある。また、住民の自主的避難体制づくりや避難行動要支援者の支援を図る必要がある。

(要配慮施設等の避難体制の構築)

- 災害発生時の避難行動に困難や支障を伴う人々の安全を確保するため、地域における要配慮者の避難支援体制、要配慮者施設等の安全な避難等を確保する必要がある。

(就労者の支援)

- 災害時においても必要な人材を確保するため、若年層から高齢層まで幅広い雇用促進に取り組む必要がある。

【用語解説】

あ行

・ IoT (P45)

IoT とは Internet of Things の略称であり、様々なものがインターネットに接続され相互に情報のやり取りが行われることです。

・ ICT (P30,38,70,78)

ICT とは情報通信技術 (Information and Communication Technology) の略称であり、インターネット等の通信技術を活用した情報の通信・伝達のことです。

か行

・ 緊急輸送道路 (P27,31,48,49)

大規模な地震が起きた場合における避難・救助、物資の供給、諸施設の復旧など広範な応急対策活動を広域的に実施するために指定する道路のことです。

・ 広域防災拠点 (P28,32,61,67,68,71,73,75,80,81)

地域外からの救援物資・広域支援部隊等の受入れに際し、最初の中継地点となる拠点のことです。

さ行

・ サプライチェーン (s u p p l y c h a i n) (P13,18,30,31,32,58,70,72)

製造業において、原材料調達・生産管理・物流・販売までを一つの連続したシステムとして捉えたときの名称のことです。

・ 冗長性 (P26,30)

余分な部分が付加されていること、また、それにより機能の安定化が図られていることをいいます。特にコンピューターネットワークで、情報を伝達する際に、情報が必要最小限よりも数多く表現されることをいいます。これにより安定的に情報伝達を行うことができます。

た行

・ 道路啓開 (P19,35,49,59,75)

緊急車両等の通行のため、早急に最低限の瓦礫を処理し、簡易な段差修正により救援ルートを開けることです。

は行

- ・ B C P (P 23,30,31,34,39,54)

B C P とは業務継続計画 (Business Continuity Plan) であり、災害発生時に、利用できる資源（ヒト、モノ、情報及びライフライン等）に制約がある状況下において、応急対策業務、継続性の高い通常業務及び優先度の高い復旧業務を特定するとともに、災害時優先業務の業務継続に必要な資源の確保・配分や、そのための手続きの簡素化、指揮命令系統の明確化等について必要な措置を講じることにより、大規模な災害時にあっても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画です。

- ・避難行動要支援者 (P 24,25,26,39,40,54,55,57,61,62,63,64,65,76,79,84,85)

高齢者、障害者、乳幼児等の災害時に特に配慮を要する者（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する者をいいます。

- ・福祉避難所 (P 43,44)

一般の指定避難所での避難生活が困難な要配慮者を受け入れ、適切な支援をしながら保護する目的で市町村があらかじめ指定しておく施設をいいます。